令和6年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(経済産業省経済産業政策局企業行動課)

谷	
要 印紙税は経済取引における契約書や領収書等に対して課せられる文書あるが、近年の電子取引の増大等を踏まえ、制度の根幹からあり方を検直す。	語し見 百万円 百万円)
おればは	語し見 百万円 百万円)
望 の 内 平年度の減収見込額 - (制度自体の減収額) (- (改 正 増 減 収 額) (-	百万円)
内 平年度の減収見込額 - (制度自体の減収額) (ー (改正増減収額) (ー (改正増減収額) (ー)	百万円)
平年度の減収見込額 一 (制度自体の減収額) (一 (改正増減収額) (一	百万円)
容 (制度自体の減収額) (一 (改正増減収額) (一	百万円)
(改正増減収額) (一	
	<u> </u>
設 /	
経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより ・ 内経済の活性化を実現する。	り、国
拡	
(2) 施策の必要性 充	
ス ① 印紙税が創設された明治6年以降、経済実態の変化に伴い、金銭等	
書については、中小企業の取引実務にも配慮して免税点(5万円未満は けられている。他方、経済取引の数は莫大に増えており、印紙税に係	る事務
│ コストや税負担が、中小零細企業を始め、企業にとって無視できない 延 となっているとの指摘がある。	·コスト
長 ② また、電子取引などに対して印紙税は課税されないなど、取引手段 によって課税の公平性が阻害されているとの指摘もある。	の選択
を ③ 特に、小売・物販業等においては、近年、カード決済が増大して	きてお
り、印紙税が取引実態の変化に対応できていないとの指摘も強い。 必	
要 上記の視点を踏まえ、制度の根底から、そのあり方を早急に検討する	ことが
必要である。	
す	
る	
理理	
由	

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	1. 経済構造改革の推進
	合	政 策 の 達成目標	経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にする ことにより、国内経済の活性化を実現する。
今	理性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	_
回の要望		同上の期間 中 の 達 成 目 標	_
 租 税		政策目標の 達 成 状 況	_
、特別措置)に関	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	_
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	_
連 す る		当該要望項 目以外の税 制上の措置	_
項	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
	当性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置 の 妥 当 性	電子商取引など印紙税の対象とならない取引と、引き続き印紙税の対象となる取引との間の公平性について検証し、制度のあり方を見直すことは妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	_
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
	前回要望時 の達成目標	_
	前回要望時からの選問を受けるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	_
これまでの 要 望 経 緯		平成 22~令和 5 年度要望で検討事項として要望。

令和 6 年度税制改正要望事項 (新設·拡充·延長)

(経済産業省 経済産業政策局 企業行動課)

項目	 名	申告・納税手続に関する	制度及	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
税	 				- ····
化			= ~ =		上しこ 人衆你の
要	事務負	・納税等の税務手続の一 担軽減やバックオフィス3 の見直しを講ずる。			
望					
Ø					
内			,		
				平年度の減収見込額	一 百万円
容				(制度自体の減収額)	(一 百万円)
				(改正増減収額)	(一 百万円)
新	(1) 政策	 策目的			
設	等を図	・納税等の税務手続の一 るための所要の見直しを	層のデ 講ずる	ジタル化の推進等の観 ことで、企業等の事務	点から利便性向上 負担軽減やバック
	オフィ: 	ス効率化等を目指す。			
拡	(2) 施領	策の必要性			
充		の方針等にも記載のとお			
ヌ	が必要	ことから、行政手続の1 [.] である。	つであ	る柷務手続に関しても	一僧のテシタル化
は	F & 27 1-4-1			· / ^ * - * * - * - * - * - * - * - * - * -	
延		財政運営と改革の基本方釒 新しい資本主義に向けた	•	」(令和4年6月/日	阁議 决定)
長		しい資本主義に向けた重点		分野	
を	(5)	デジタルトランスフォース	メーシ	ョン(DX)への投資	
必	ジタル	国経済の持続的かつ健全を 社会の形成に向け、デジ	タル庁	を中心に、政府全体で	、「デジタル社会
要	の実現に	に向けた重点計画」に基づ デジタル化を着実に推進す	ゔき、‐	デジタル3原則 30 を基	本原則としつつ、
ع	(略)	,,,,,但已归入门底座,			
す		ナポータルの利便性向上 ^だ けた検討を進める。	など、	個人や法人の税務始め	各種手続の負担軽
る					
理					
由					

	П	<u> </u>	
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政 策 の 達成目標	
今	理性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	_
回の要		同上の期間 中 の 達 成 目 標	_
望 (租		政策目標の 達 成 状 況	_
税特別措置)に	有効性	要望の 措置の 適用見込み	
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	_
関連する	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	_
事項		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置の 妥 当 性	_

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
	前回要望時 の達成目標	_
	前回要望時からの選問を受けるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	
これまでの 要 望 経 緯		_

令和6年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(経済産業省 経済産業政策局 産業組織課)

項目	名	スピンオフの実施の円滑化の#	ための税制措置の拡充	
税	目	所得税・法人税 租税特別措置法第 68 条の 2 租税特別措置法施行令第 39	の 2 条の 34 の 3	
要	スピ 階的に 措置を	ンオフを行う企業に持分を一部 事業を切り出そうとする企業の 講ずる。	残す場合の課税の特例 利便性向上に向けて、	措置について、段 恒久化等の所要の
望				
Ø				
内			平年度の減収見込額	一 百万円
			十十度の減収免込領 (制度自体の減収額)	(一 百万円)
容			(改正増減収額)	(百万円)

事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するた めには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ること等により、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要。

特に、スピンオフについては、現在のグループの中では成長戦略の実現が難 しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切出しの手段の一つとして活用さ れているが、我が国では、活用実績が限られている。

スピンオフを活用した事業の切出しを行いやすくするため、スピンオフの実施の円滑化のための所要の措置を講ずることで、大企業発のスタートアップの 創出や企業の事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる 成長を図る。

(2) 施策の必要性

日本企業は、大規模化・多角化が進むほど利益率が低下する傾向があり、事 業環境が急速に変化する中で、事業切出し等による、ポートフォリオの見直し の重要性が一層高まっている。

令和3年6月にはコーポレートガバナンス・コードが改訂され、事業ポート フォリオ見直しに関する戦略の実行が取締役会の責務とされたこと等を受け、 上場企業を中心に事業ポートフォリオ組替えの検討の加速が見込まれる。

こうした中で、スピンオフは、事業の売却先を必要とせず、企業が主体的に行うことができることから、事業ポートフォリオ見直しの一環として事業切出しを行う際の有望な選択肢の一つとなるとともに、大企業内の成長事業を切り 出しスタートアップとして創出することにもつながる。

、スピンオフを行う企業に持分を一部残すパーシャルスピンオフは、切 り出される子会社が元親会社のブランドやシステムの継続利用等を必要とする 等、事業切出し時点で完全に資本関係を解消することが難しい日本の大企業の 実態と合致しており、事業切出しを促進する上で意義があることから、令和 5 年度税制改正においてパーシャルスピンオフを適格株式分配とする 1 年間の特 例措置が創設されたところ。今年に入り、パーシャルスピンオフを含め、スピンオフの検討を複数企業が公表する等、企業によるスピンオフ検討が加速して おり、本税制の創設は重要な契機となっている。

他方、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間を要する。 令和6年度以降も引き続き企業価値向上に向けた事業再編を促進するために は、子会社の段階的な分離・独立を検討する幅広い企業がスピンオフを活用し、大企業が有する人材や技術等の資源の潜在能力を発揮できる環境を整備す

ることが重要であることから、本税制措置について恒久化等の所要の措置を講ずる。

1. 経済構造改革の推進

合 政策体系 における 玾 政策目的の 位置付け 性

〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和5年6月16日閣議決定)

Ⅴ. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 か年計 画の推進

- 2. スタートアップ育成5か年計画の推進 (6) オープンイノベーションの推進
- ③組織再編の更なる加速に向けた検討

大企業が有する経営資源(人材、技術等)の潜在能力の発揮 や大企業発のスタートアップ創出のため、スピンオフを行う企 業に持分を一部残す場合についても課税の対象外とした。

新

設

充 又

拡

は 延 長

を 必 要 لح

す

る

理 由

		1	
		政 策 の 達成目標	スピンオフを行う企業に持分を一部残す場合について所要の措置を講ずることで、事業再編を促進する。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	期限の定め無し
		同上の期間 中の達成 目 標	政策の達成目標と同じ
今		政策目標の 達 成 状 況	持分を一部残すスピンオフに関する課税の特例措置は令和5年4月1日からの適用であり、現時点で、特例措置の適用要件である事業再編計画の認定に至った案件はない。
回の要		要 望 の 措 置 の 適用見込み	_
望(租税特別	有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、大企業が有する経営資源(人材、技術等)の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出を目的としており、切り離す事業の成長発展や新規性に関する要件が設けられた時限措置である。他方、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となり、1年間という時限措置では企業の検討が難しいことや、スピンオフは様々な企業が実施し得る事業再編手法であることを踏まえ、本税制措置について恒久化等の所要の措置を講ずることが有効である。
措置)に	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
関連する		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
事項		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	本特例措置は元親会社に一部持分を残すパーシャルスピンオフ (株式分配に限る)について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とするものである。 本措置の存置によって、子会社の段階的な分離・独立を検討したい企業にもスピンオフの活用が広がり、大企業が有する経営資源(人材、技術等)の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出を加速することができる。その上で、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となることから、制度の存続に関する企業の予見可能性を確保するため、恒久化が妥当。

これまでの租税特別	租税特別 措 置 の 適用実績	【適用件数】 令和5年度:0件(令和5年8月時点)
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本特例措置を講じた結果として、今年度に入って持分を一部残 すスピンオフの検討を公表した企業が出てきており、手段とし て有効。
と 効 果 に	前回要望時 の達成目標	認定株式分配に係る事業再編計画の認定件数:1件以上 認定株式分配の検討を公表した企業数:3件以上
関連する事項	前回要望時 からび目で を達してい ない場合の 理	持分を一部残すスピンオフに関する課税の特例措置は令和5年4月1日からの適用であり、現時点で、特例措置の適用要件である事業再編計画の認定に至った案件はない。他方、特例措置の適用を前提とした持分を一部残すスピンオフの検討を公表した企業が存在するため、今後の適用が見込まれる。
これまでの 要 望 経 緯		平成 29 年度 組織再編税制等に係る所要の見直しを要望。スピンオフのための税制創設。 平成 30 年度 スピンオフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編税制における所要の措置を要望。要件の明確化等が実現。 令和 4 年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。検討事項とされた。 令和 5 年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。相税特別措置法で1年間の時限措置が実現。

令和6年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・延長)

(経済産業省 経済産業政策局 産業資金課)

		特定の取締役等が受	はる新株予約		
項目	名	経済的利益の非課税	等(ストック)	オプション税制)(の拡充
			置法第 29 条 <i>0</i> 罢法恢行会第		
税	B	租稅特別指 租税特別措	置法施行令第 置法施行規則	19 呆の 3 第 11 条の 3	
176	В				
			L TG- 6+ 40, 14, 4	*** = ** - /	7 trl4 7 // 1/5 A
		ックオプション税制は るストックオプション			
		るペトックオッション 得株式の時価と権利行			
		延べ、株式売却時に、			–
		する制度である。			
		制度の要件		A 11 (50 15) = 5	
	1. 付	与対象者の範囲		会社(50%超)の即	
				ただし大口株主及 を除く)及び一定 <i>0</i>	
			4、配偶4~	を除てた及い 足り	/女件で心/こり仕
要	2. 所			式の 1/3 を超えなし	1
		利行使期間		D 2 年後から 10 st	
			ら5年未満の	り非上場企業におし	いては、15年後ま
望			で)		
		利行使価額		類が契約締結時の問	
Ø	5.	利行使限度額	権利行使価₹ えない	各の合計額が年間で	ご 1,200 万円を超
			他人への譲	====================================	
		"行形態" "行形態"	無償である。		
内	<u> </u>	<u>: 付 / / / / / / / / / / / / / / / / / / </u>	会社法に反し		
		!管・管理など契約		と契約していること	
	10	その他事務手続き	法定調書、村	権利者の書面等の扱	是出
容					
	〇 要望	翟内容 管委託要件の撤廃、	计划宣传上针	への仕ち亜州の經	知.扨宁壬結の:
	│減、権	目安乱安件の撤廃、1 利行使限度額の大幅な	はが同及べかに引き上げまた	へのトラ安件の版: には撤廃その他の利	便性向上のため
		措置を講じる。			
			ਹ	(年度の減点を) 短	一 百万
			"	年度の減収見込額	
			(制度自体の減収額)	一(一百万円
				124 \ 1- 4\	(一 百万円
			i)	改正増減収額)	`

スタートアップは、社会課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する新しい資本主義の考え方を体現するものであり、新しい資本主義に向けた重点投資分野にも位置付けられている。

スタートアップを大きく成長させるためには、それを支える人材の獲得が不可欠だが、現状、我が国の人材は大企業に集中している状況。こうした中、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たってストックオプションは重要な役割を担っている。

このため、インセンティブを通じて業績向上への意欲を高めることに加え、 スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することで、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び 経済成長につなげる。

(2) 施策の必要性

ストックオプション税制は、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たって重要な役割を担うストックオプションの利便性・ 魅力を向上させるものであり、スタートアップの人材獲得に寄与している。

他方で、税制適格ストックオプションの株式保管委託要件が M&A 等の場面において制約になっている。また、社外高度人材への税制適格ストックオプション付与のためには、一定の要件を満たすスタートアップに限定され、かつ中小企業等経営強化法による計画認定が必要となるが、対象者の範囲が狭く、認定に伴う手続がスタートアップの負担になっているとの声がある。スタートアップ企業の人材獲得力向上のためには、税制適格ストックオプションの権利行使限度額の大幅引上げ又は撤廃が必要である。

このため、本制度について株式保管委託要件の撤廃、社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃、その他の利便性向上のための所要の措置を講じることにより、スタートアップ企業のグローバルでの人材獲得競争力を更に高め、国内外の有能な人材を獲得しスタートアップの成長を実現する必要がある。

新設

拡充又は延

長

を

必要とする

理由

		1. 経済構造改革の推進
合 理 性	政に政位策お目付系るのけ	〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (2023 年 6 月閣議決定) (4) スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築 ①ストックオプションの環境整備 (ii) 税制適格ストックオプションの制度見直し スタートアップの手続の簡素化の観点から、株券の保管委託義務を不要化することとしたとこのであるが、そも、税制適格ストックオプションの株式保管委託要件が M&A 等の場合においておいている。これに対し、非公開会社では会社法の制約によって、は、第一次の表社では、第一次の表社に対して、非公開会社における税制適格ストックオプションの株式保管委託要件の撤廃を検討する。 社外高度人材への税制適格ストックオプションの株式保管委託要件の撤廃を検討する。 社外高度人材への税制適格ストックオプションの付与を可能とするよう検討を行う。 スタートアップの人材獲得力向上の観点から、税制適格ストックオプションの付りを可能とするよう検討を行う。 スタートアップの人材獲得力向上の観点から、税制適格ストックオプションの上限額の大幅引上げ又は撤廃を検討する。 これらを含めて、スタートアップラーな制度となるよう税制適格ストックオプションの手続の簡素化や要件の更なる見直しを含めて利便性向上を図る。
	政 策 の 達成目標	人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度の利便性を高めることで、スタートアップの人材獲得に寄与し、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	期限の定めなし
	同上の期間 中の達成 目標	政策の達成目標と同じ 本税制を利用することで、取締役や従業員等の業績向上への
	政策目標の 達 成 状 況	意欲が上昇し、企業は国内外の有能な人材を新たに確保できている。このため、本税制を通じてスタートアップ企業等の成長が促され、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長に寄与している。
有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
効 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の利便性向上のために所要の措置を講じることで、わが国のスタートアップの人材獲得競争力が高まり、スタートアップの更なる成長が図られる。
	. 理 性	合理性 政達 租置は同中目 政達 要措適 要のみ がは 税の延上の 目状 望置見 の果段 がは 別用期期達 標状 望置見 の果段 がは 別用期間成標 の況 ののみ 置込し

	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
出生	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
	要望の措置の 妥 当 性	スタートアップが大きく成長するには、それを支える人材が必要。資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップにととて、研究・開発等の未来投資を確保しながら人材を獲得する上で将来の成長(株価)に基づくインセンティブを与えるトックオプションは重要な手段であり、ストックオプションの利便性・魅力を向上させスタートアップの人材獲得に寄与するものである。したがって、スタートアップの実態に応じて本制度の利便性向上のための所要の措置を講じることは、スタートアップの底に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することに繋がるものであり措置として妥当である。
これまで	租税特別 措 置 の 適用実績	
6での租税特別措置	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	スタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の拡充はストックオプションの利便性等を更に向上させ、我が国スタートアップのグローバルでの人材獲得競争力を高めるものであり、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につながる。
の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時 の達成目標	【前回要望時の達成目標(令和5年度税制改正要望)】 人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストック オプション制度の利便性を高めることで、スタートアップの人 材獲得に寄与し、日本におけるスタートアップ・エコシステム の構築及び経済成長につなげる
会連する事項	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の	
	理 由	

	平成8年度 創設
	1 /2 0 1 /2 /////
- 1	平成 10 年度 拡充 (対象要件の拡充)
これまでの	平成 14 年度 拡充 (対象要件の拡充)
	十成 14 千皮 加尤(对象安什の加尤)
要望経緯	平成 18 年度 拡充 (対象要件の拡充)
	平成 31 年度 拡充 (対象要件の拡充)
	令和5年度 拡充(対象要件の拡充)

令和 6 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 · 拡 充 · 延 長)

(経済産業省経済産業政策局産業創造課)

項目	名	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長			
税	目	法人税(租税特別措置法第 66 条の 13)			
要	適用期間	そ 全令和 8 年 3 月 31 日まで延長する。			
望					
Ø					
内					
		平年度の減収見込額 ― 百万円			
容		(制度自体の減収額) (▲2,000 百万円)			
		(改正増減収額) (▲3,000百万円)			

事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進 し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しするとともに、新しい 資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の多様化を図ることで、我 が国企業の競争力を強化することを目的とする。

(2) 施策の必要性

我が国企業は欧米企業と比較して稼ぐ力が劣っている。企業の稼ぐ力を持続的に向上させるためには、①既存事業領域の収益性を高める「知の深化」と同時に、②将来の収益の柱となる新しい事業領域を開拓する「知の探索」を推進する、「両利きの経営」が重要。

日本の企業は自前主義の傾向が強く、オープンイノベーションの実施率が低い状況である。既存企業がスタートアップ等とのオープンイノベーションを進める際には、企業行動の変革を後押しすることが重要であり、オープンイノベーションを促進するため、一定の要件を満たしたスタートアップへの投資を行う事業会社を対象とした税制優遇措置を令和2年度税制改正で創設した。

日本の事業会社による国内スタートアップへの投資件数・金額は、2018 年以降減少傾向にあったが、本税制を措置した 2020 年以降は再び増加しているなど、税制の効果が一定程度あったと推察される。そうした中、2022 年はスタートアップの資金調達環境が悪化し、事業会社における国内スタートアップ投資は概ね横ばいであったのに対し、本税制の適用投資額は大幅増加しており、事業会社によるスタートアップ投資の増加に貢献している可能性が示唆された。

このように、事業会社とスタートアップによるオープンイノベーションは一定程度、促進されてきたが、スタートアップへの投資・オープンイノベーションを経営戦略として根付かせるためには、中長期的に一定の投資が必要である。また、スタートアップ育成 5 か年計画においてスタートアップへの投資額を5年で10倍にする目標を掲げている中、今後の事業会社のスタートアップへの投資方針は必ずしも前向きではない。こうした状況を踏まえ、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しする措置が必要である。

また、令和5年度改正においては、スタートアップの出口戦略の多様化を図り、スタートアップが飛躍を遂げることができる環境を整備することを目的としてM&A型を創設した。日本のスタートアップの出口戦略はIPOが大半を占め、M&Aによる出口戦略の選択肢が限定的であることから、引き続き措置を講じる必要がある。

このため、本税制の適用期限を令和8年3月31日まで延長する必要がある。

新設

拡

充

又

んは延長

を

必

要 と す

る 理

由

		1. 経済構造改革の推進
		【スタートアップ育成5か年計画(令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)】
		本工報天祝玄職の足が 6. 第三の柱:オープンイノベーションの推進 (1) オープンイノベーションを促すための税制措置等の在り 方
		のスタートアップが事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。
今回		2. 目標 目標については、創業の「数」(開業数)のみではなく、創業 したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時 に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業 したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタ
要望(ートアップへの投資額に着目する。 ○ この投資額は、過去 5 年間で 2.3 倍増 (3,600 億円 (2017年) →8,200億円 (2021年))であり、現在、8,000億円規模であるが、本 5 か年計画の実施により、5 年後の 2027 年度に 10倍を超える規模 (10 兆円規模)とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。
租税合合	政策体系	3. パッケージの方向性 〇 スタートアップのエグジットを考えた場合、M&A と IPO の比率に着目する と、米国では M&A が 9 割を占めるのに対し、我が国では IPO が 8 割であり、 圧倒的に IPO の比率が高い。M&A の比率を高めていくことが求められる。
別 理 措 性 	に お け る 政策目的の 位 置 付 け	〇 このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略(出口戦略)としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。
1=		【統合イノベーション戦略 2023 (令和 5 年 6 月 6 日閣議決定)】
関連		第 1 章 総論(国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション) 2. 科学技術・イノベーション政策の3つの基軸
す		(3) イノベーション・エコシステムの形成 ③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大
る 事 項		(成長志向の資金循環形成) オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について 引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタート アップエコシステムの強化を図る。
		【経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和5年6月16日閣議 決定)】 第2章 新しい資本主義の加速
		2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパ クト投資の促進
		(スタートアップの推進と新たな産業構造への転換) さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進する ため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する 検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカ ーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の
		減額を容易にする事業再構築法制の整備を進める。

		【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版(令和5年6月16日閣議決定)】 V.企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進 2.スタートアップ育成5か年計画の推進 (6)オープンイノベーションの推進 (1)オープンイノベーションを促すための税制措置等スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、5億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。
	政 策 の 達成目標	・事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成 5 か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標(2027年度に10兆円規模とする)を実現する。・我が国スタートアップのエグジットに占める M&A の比率を2027年度までに欧州並みの比率(IPO:M&A=1:2)へ高める。
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和6年4月1日~令和8年3月31日(2年間)
	同上の期間 中の達成 目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の 達 成 状 況	○事業法人によるスタートアップ投資額(出典:INITIAL) 2019 年 1,817 億円 2020 年 1,870 億円 2021 年 2,266 億円 2022 年 2,318 億円 ○国内スタートアップのエグジット状況 (出典:ベンチャーエンタプライズセンター)
		2021 年度 IPO: 67%、M&A: 33%
	要 望 の 措 置 の 適用見込み	令和6年度 348件 566億円程度 令和7年度 546件 865億円程度 ※上記見込みは新規出資型と M&A 型の合算値であり、金額は所 得控除額を示す
有 効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	2022 年の事業会社等による国内ベンチャー投資全体のうち約17%が実際に本税制の適用を受けており、非常に活用割合が高い。また、本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の投資の伸び率よりも大きく、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の促進に大きく寄与するものと一定程度貢献している。したがって、本税制の延長は、事業会社等によるスタートアップ投資の促進に大きく寄与するものと考えている。また、事業会社がスタートアップの M&A をする際の構造的な関害要因である買収価格の目線の差を埋めることで、事業会社によるスタートアップの M&A が促進されるため、政策目的の達成に有効な手段である。

	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
相出出	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
	要望の措置の 妥 当 性	事業会社の事業再構築と、スタートアップの更なる成長・出口戦略の多様化を実現するためには、事業会社とスタートアップをの出資を通じたオープンイノベーションを促進する必要がある。 さらに、本特例措置では純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資のみに対象を限定することで、必要最小限の措置となるよう制度設計がなされている。また、日本においてスタートアップの M&A が進まない要因への対応策としてより有効な税制措置を講じ、投資判断を後押しするインセンティブを付与することは、政策手段として有効である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別の績	【本特例措置の適用を受けた適用事業者数・所得控除額・推定減収額】(出資年度ベース) 出資年度 2020年度 2021年度 2022年度 適用事業者数 53 46 70 所得控除額 56 88 149(151) (億円) 推定減収額 13 20 35(35) ※推定減収額は法人税率を 23.2%として試算 ※上記実績は新規出資型のみの実績 ※2020年度、2021年度の適用事業者数及び所得控除額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 211 回国会提出)による ※2022年度の適用事業者数は経産省調査による。また、同調査で集計した投資額を基に所得控除額を推定(所得控除率 25%) ※なお、前回要望時における 2022年度の適用事業者数の見込みについて、当時は適用件数で実績を見込んでいたため、本表には記載していない

	①根拠条文 租税特別措置法第 66 条の 13 租税特別措置法第 68 条の 98
和此法叩儿	②適用件数 令和 2 年度 単体法人 35 社、連結法人 18 社
和特透明化 法に基づく 適 用 実 態	令和 3 年度 単体法人 32 社、連結法人 14 社
調査結果	③適用総額 令和 2 年度 単体法人 2,899,960 千円、 連結法人 2,719,885 千円
	令和 3 年度 単体法人 7, 051, 927 千円 連結法人 1, 740, 431 千円
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップに投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資とのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。2022年はスタートアップの資金調達環境が悪化し、事業会社における国内スタートアップ投資は概ね横ばいであったに対し、本税制の適用投資額は大幅増加しており、事業会社によるスタートアップ投資の増加に貢献しているものと推測される。M&A型については令和5年度に制度が創設されたところであり、事業年度末に申請を行う制度設計上、現時点での申請はな
前回要望時 の達成目標	いものの、事前相談等を受けている状況である。 ・事業会社が出資を通じてスタートアップと経営資源を共有し、オープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップが事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げる。・スタートアップの出口戦略の選択肢として M&A がより検討される環境を整備することで、世界に伍するスタートアップエコシステムを確立する。
前回要望時からびまといったのははいった。でははいいのは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中で	日本の事業会社による国内スタートアップへの投資件数・金額は、2018 年以降減少傾向にあったが、本税制を措置した 2020年以降は再び増加している。また、本税制を利用している会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用している場合の投資の伸び率よりも大き貢献した。他方、今後の事ないとの大変の増加に一定貢献した。他方、今後のは事業会社の大学のプロスタートアップへの投資方針は必ずしも前のではまないともに、スタートアップへの投資方針は必ずしも前のではままである。 M&A 型については令和 5 年度に制度が創設されたところはもり、事業年度末に申請を行う制度設計上、現時点ののよりである。 M&A による出口戦略は IPO が大半を占め、M&A による出の戦略は IPO が大半を占め、M&A による出の戦略がある。

これまでの 要 望 経 緯 令和2年度 創設 令和4年度 2年間延長及び拡充 令和5年度 拡充(M&A型の創設)

令和6年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>·延長)

(経済産業省 経済産業政策局 産業人材課)

		,
項目	名	大企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長
税	目	法人税 租税特別措置法 42 条の 12 の 5 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 5 所得税 租税特別措置法 10 条の 5 の 4 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 4
	青色の間に	の概要(現行の要件)】 申告を提出する事業者が、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで 開始する各事業年度(個人の場合は令和5年から令和6年の各年)に、 用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額 の継続雇用者給与等支給額から3%以上増加している場合、その法人の 給与等支給増加額の15%の税額控除ができる。
要	1 組加 2 教	に、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が上乗せされる。 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から 4%以上増 ロしている場合は10%上乗せ 放育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から 20%以上増加している場合 は5%上乗せ
望 の	ただ の額が 人以上 取引先	、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の 20%を限度とする。 し、その事業年度終了の時において、その法人の資本金の額又は出資金 10 億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が 1,000 である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合として一 合に該当する場合に限る。
内容	今年のものでは、一年のでは、日本には、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは	の内容】 の 30 年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策に がる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期 期化する。 て、賃上げを行う企業の裾野の拡大に向けて、中堅企業に対する措置を るとともに、赤字等の厳しい業況の中にある中堅企業の賃上げを後押し
台	する観れた金額にさら	点から、税額控除額が控除の上限額を超えた場合に、控除しきれなかっの繰越しを認める措置を創設する。 に、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率 せ措置を創設する。
		平年度の減収見込額 精査中
		(制度自体の減収額) (▲98,000 百万円)
		(改正増減収額) (▲164,000 百万円 の内数)

新	(1) 政策目的
設	企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進 み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の
-	好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく。
拡	
充	(2) 施策の必要性
ス	今年の春闘の賃上げ率は30年ぶりの高水準となったが、一時的な物価上昇を 理由にした賃上げも多いのが実態。今後物価上昇率が安定したとしても、今年
は	の賃上げ率を一過性のものとせず、来年以降も高い水準の賃上げが必要。この
延	ため、本税制の延長期間を長期化することで、政府の長期的な方針を明確にし、賃上げに関する企業の計画的な検討を促し、「構造的・持続的な賃上げ」
長	をより強力に進めることが必要。 加えて、賃上げを行う企業の裾野を拡大する観点からは、地域経済のけん引
を	役として良質な雇用を生み出すことが期待される中堅企業について、赤字等の 厳しい業況の中にある企業も含めて賃上げを後押しすることが必要。
必	さらに、我が国の最重要課題である少子化問題の根本原因である若者・子育
要	て世代の所得の低さの改善を図る観点から、所得向上と、仕事と子育ての両立 や女性活躍への支援の両方を追求する企業に対する賃上げを後押しすることが
ع	必要。
す	
る	
理	
由	
今	1. 経済構造改革の推進
の	〇経済財政運営と改革の基本方針 2023 (抜粋) 第1章 マクロ経済運営の基本的考え方
要	1. 本基本方針の考え方 「新しい資本主義」を通じて、経済の付加価値を高め、企業
望	が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も
<u> </u>	企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという「成長と分
租	を支える社会の構築や全てのこどもがチャンスを得られる教育 制度の確保、生活の安定や将来の安心の基盤となる社会保障制
税	度の持続可能性の向上、多様な価値観が尊重される包摂社会の
特 合	政策体系 実現に向けた取組等を通じ、分厚い中間層を復活させていく。 ロッカンは スプ
別理	における 第2章 新しい資本主義の加速 政策目的の 1 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人
措 	位置付け「への投資」の強化、分厚い中間層の形成
置	(家計所得の増大と分厚い中間層の形成) 中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補
	助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤
	字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上
	で、税制を含めて更なる施策を検討する。
関連	で、祝制を含めて更なる施策を検討する。 〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版
連	〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (抜粋)
連	〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (抜粋) I. 資本主義のバージョンアップに向けて 1. 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改訂の
連す	○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (抜粋) Ⅰ. 資本主義のバージョンアップに向けて

		業が上げた収益を労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという成長と分配の好循環を成し遂
		│げ、分厚い中間層を復活させていく。 │(中略) │3. 「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国
		民の持続的な幸福実現 新しい資本主義は一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現す るものでなければならない。官民連携による社会的課題の解決
		とそれに伴う新たな市場創造・成長の果実は、多くの国民・地域・分野に広く還元され、成長と分配の好循環を実現していく必要がある。
		Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の 指針」
		(7) 多様性の尊重と格差の是正 ②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補
		助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するた
		め、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。
	政 策 の 達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成 長と分配の好循環」の実現
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延 長期間を長期化する等の措置を講ずる。
	同上の期間 中の達成 目 標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成 長と分配の好循環」の実現
		平成 25 年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成 26 年 以降、平均給与額 [*] は堅調に上昇。 (平成) (令和)
	政策目標の	26年 27年 28年 29年 30年 元年 2年 3年
	達成状況	万円 415 420 422 432 441 446 433 443
		※国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者1人 当たりの平均給与額(各年における1年間の給料・手当及び 賞与の合計額)。
有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	精査中
効 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし	「構造的・持続的な賃上げ」を実現し、個人の所得水準の改善 を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実 現が図られる。
	ての有効性)	

		当該要望項 目以外の税 制上の措置	
	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
	性性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置 の 妥 当 性	企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく、という政策目的を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。
\frac{1}{2}	これまでの狙ぎ	租税特別 措 置 の 適用実績	○適用事業者数 令和元年度 11,248件 令和2年度 6,126件 令和3年度 6,546件 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ○減収額実績 令和元年度 1,136億円 令和2年度 818億円 令和3年度 980億円 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
才 5 注 6	党寺引昔置の変	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	租税特別措置法の条項:42条の12の5第1項 適用件数:6,546件 適用額:980億円 ※令和3年度の適用状況
河 戶 写著 《 文里 一 居 · 及 亚 · 〈 喜	租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	平成 25 年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成 26 年以降、平均給与額 [*] は堅調に上昇。 (平成) (令和) 26 年 27 年 28 年 29 年 30 年 元年 2 年 3 年 万円 415 420 422 432 441 446 433 443 ※国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者 1 人 当たりの平均給与額(各年における 1 年間の給料・手当及び 賞与の合計額)。
I	頂	前回要望時 の達成目標	

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	
	 平成25年度 創設: 所得拡大促進税制(給与等支給額の平成24年度からの増加額の10%を税額控除)の創設。適用期限は平成27年度末。
	平成26年度 拡充及び延長: 給与等支給額の総額増加要件の緩和及び適用期限の2年延長。
	平成27年度 拡充: 給与等支給額の総額増加要件の緩和。
	平成29年度拡充: 給与等支給額の平均額増加要件の厳格化。
これまでの 要 望 経 緯	・ 平成 30 年度 創設: 大企業分の所得拡大促進税制廃止及び賃上げ・生産性向上の ための税制(給与等支給額の前年度からの増加額の 15%又は 20%を税額控除)の創設。適用期限は令和 2 年度末。
	令和2年度 延長・見直し: 設備投資の減価償却費割合要件の厳格化。
	・ 令和3年度 延長・見直し: 継続雇用者給与等支給額の増加要件を新規雇用者給与等支給 額の増加要件へ改組。設備投資の減価償却費割合要件を廃止。
	・ 令和4年度 延長・見直し: 新規雇用者給与等支給額の増加要件を継続雇用者給与等支給 額の増加要件へ改組。控除率の拡充。

令和6年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(経済産業省 経済産業政策局 産業創造課)

項目	名	成長志向の中堅企業等の成長で	を促進する税制措置の検	討
税	目	_		
要	の成長のが期待	業は、大企業を上回る売上高・ の担い手であり、地域経済のけ される企業群であるが、中堅企	ん引役として良質な雇	用を生み出すこと
望		句の中堅企業等の成長を支援す 規模拡大・高付加価値化を目的		
Ø				
内				
			平年度の減収見込額	— 百万円
容			(制度自体の減収額)	(— 百万円)
			(改正増減収額)	(— 百万円)

(1) 政策目的 新 成長志向の中堅企業等が直面する経営課題に対応した所要の措置を行い、成長 を後押しするとともに、当該企業の成長を通じた日本経済・地域経済への波及 設 効果が図られることを目的とする。 (2) 施策の必要性 拡 中堅企業は、大企業を上回る売上高・従業員数等の伸びがあるなど、日本経済 充 の成長の担い手であり、地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すこと 又 が期待される企業群である。 他方で、中堅企業から大企業へと成長した中堅企業の割合を国際的に比較して は みると、欧米を下回る状況にあり、そのポテンシャルを十分に生かすことがで きていない状況にある。 延 この要因の1つとして、我が国の産業政策の支援対象が、中小企業と中小企業以外の企業に二分されたものがほとんどであり、成長志向にある中堅企業が直 長 面する経営課題に対応した支援が十分ではなかったことが考えられる。 を このため、成長志向の中堅企業等の成長を支援すべく、新たな需要獲得等に資 する設備投資や、規模拡大・高付加価値化を目的としたグループ化等を促進す 必 る措置を検討する。 要 لح す る 玾 由 今 1. 経済構造改革の推進 7. 中小企業及び地域経済の発展 回 ഗ ○経済財政運営と改革の基本方針 2023 「令和 5 年 6 月 16 日閣議 決定] 要 第2章 新しい資本主義の加速 望 5. 地域・中小企業の活性化 (中堅・中小企業の活力向上) 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な 雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中 租 堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成 税 政策体系 合 長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、 における 集中支援を行う。 特 玾 政策目的の 別 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 位置付け 性 [令和5年6月16日閣議決定] 措 Ⅷ. 経済社会の多極化 置 1 デジタル田園都市国家構想の実現 (2) デジタル田園都市国家を支える地域交通、ヘルスケア、 教育の整備 ⑤中堅・中小企業の振興 1 地域の良質な雇用を支える成長意欲のある中堅・中小企業を 関 振興するため、人手不足の解消に向けた省人化投資や経営戦略 作り、人材の獲得・育成・定着に向けた取組や外需獲得、M&A、イノベーション等の取組について、予算・税制等により、集中 連 す 支援を行う。

	1		
		政 策 の 達成目標	_
		租税特別措	-
		置の適用又 は延長期間	
		同上の期間 中 の 達 成	
		目 標 政策目標の	
		達成状況	
	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
	効	要望の措置 の効果見込	
	性	み(手段とし ての有効性)	
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	_
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置 の 妥 当 性	
関連 月	これまでの	租税特別 措 置 の 適用実績	
関連する事項関連する事項	で	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	

租税特別措	_
置の適用に	
よる効果	
(手段として	
の有効性)	
前回要望時	_
の達成目標	
の足成日標	
前回要望時	_
からの達成	
度及び目標	
に達してい	
ない場合の	
理由	
	_
これまでの	
要望経緯	

令和 6 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 · 拡 充 · 延 長)

(経済産業省地域経済産業グループ中心市街地活性化室)

項目	名	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取 した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減の延長	得
税	目	登録免許税(租税特別措置法第 81 条 租税特別措置法施行規則第 31 条)	
要	め、不	定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業の用に供する 動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存 する登録免許税の税率を軽減する措置の適用期限(令和6年3月31日	登
望	を2年	月延長する。 有権の保存登記 1,000分の 2 (本則 1,000分の 4) 有権の移転登記 1,000分の 13 (本則 1,000分の 20)	,
Ø			
内		平年度の減収見込額 ー 百万	円
		(制度自体の減収額) (一 百万円	円)
容		(改正増減収額) (一百万円	円)

新

設

拡

充

又

は

延

長

を

必

要

لح

す

る

玾

由

改正中心市街地活性化法により創設された特定民間中心市街地経済活力向上事業のもと、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済波及効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来より手厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る。

|(2) 施策の必要性

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たす一方で、人口減少や少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会情勢の変化に十分に対応できるものとなっていないという問題が全国的に深刻化している状況に鑑みると、中心市街地の活性化は、単に一地域の問題ではなく国として取り組むべき重要課題である。

こうした考え方のもと、平成 10 年に中心市街地活性化法を制定して以来、国の施策として政府が一体となって中心市街地の活性化を推進する事業に取り組んでおり、平成 18 年には、国としての取組を一層強化すべく、国の責任主体として中心市街地活性化本部を内閣府に設置するとともに、当該本部を中心に関係省庁が緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に施策を展開するための法改正を行った。

さらに、平成26年の法改正では、少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における空き店舗や未利用地の増加等による商機能の衰退に歯止めが掛からない状況を踏まえ、「日本再興戦略」において定められた取組の実施に向けて、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図るため、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指す民間事業者による事業計画を認定し、重点支援を行う制度を創設した。

平成26年の法改正においては、附則に「(前略) 平成36年(令和6年)3月31日までの間に、この法律による改正後の中心市街地の活性化に関する法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されたことを踏まえ、本年5月、内閣府において中心市街地活性化評価・推進委員会を設置。法の施行状況をレビューするとともに、中心市街地に係る現状と課題等を踏まえ「まちの顔」とも言うべき中心市街地の更なる活性化方策の検討を行うため、中間論点整理を行ったところ。全国の地方自治体が中心市街地の活性化に取り組みやすくなるよう、中心市街地の認定の仕組みそのものを、実情を踏まえつつ大胆に見直しを行うとして、引き続き検討を行っている。

上記のような制度見直しを念頭に、本制度に基づく重点支援施策により、魅力ある商業施設等の整備を強力に促し、民間投資を喚起させ、中心市街地の活性化に繋げるため、重点支援施策の一翼である本租税特別措置を延長する必要がある。

今回の要		政策体系 における 政策目的の 位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
要望 (租税特別措置	合理性	政 策 の 達成目標	本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業(S 特事業)は、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指すものである。本事業の認定に際しては、①来訪者数、②売上高、③雇用人数のいずれかについて数値目標を達成する取組を行うことが要件となっている。 法制度上は上記 3 指標のいずれかの達成を求めているところであるが、上記 3 指標はいずれも中心市街地活性化に重要なあるが、上記 3 指標はいずれも中心市街地活性化に重要なあるため、S 特事業の実施者は、商業施設等を整備したが義素であるため、S 特事業の実施者は、商業施設等を整備したが義素であるため、S 特事業の実施者は、商業施設等を整備したが義務付けられている。本措置の適用については、「年間来訪者数」「年間売上高」「年間平均雇用人数」の基準を全てクリアする事業者の割合を 100%とすることを目標としている。

	T		
		和税特別措	令和 6 年 4 月 1 日~令和 8 年 3 月 31 日 (2 年間)
		置の適用又	
		は延長期間	 政策の達成目標欄に同じ。
		同上の期間 中の達成	以来の達成日禄順に回じ。
		中の達成	
		<u> ロ </u>	 政策の達成目標欄にて記載。
		達成状況	NAME OF THE PARTY
		要望の	令和 5 年度以降: 25 件
		措置の	
	有	適用見込み	
	効	要望の措置	本措置で事業のイニシャルコストを軽減し、中心市街地全体
	,h4L	の効果見込	の魅力向上と賑わい創出を目的とする事業を実施することで、 民間事業者による経済波及効果の高いプロジェクトの効果を高
	性	み(手段とし	
		ての有効性)	
		\\ =+ +8 + 	│ 現在、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関して、当該│ │要望項目以外の税制上の支援措置はない。
		当該要望項 目以外の税	安全項目以外の批削工の文版相直はない。
		制上の措置	
		かより担信	
		予算上の	・日本政策金融公庫企業活力強化貸付(低利融資)
		措置等の	
		要求内容	
		及び金額	
		上記の予算	本措置は、中心市街地に民間投資を喚起するために事業を実
	相	上の措置等	施する事業者への重点支援施策の一つとして、政策金融(低利 融資)と一体となって措置されることで、効果的な事業の推進
	当	と要望項目	歴史/ と 体となりで指置されることで、効果的な事業の推進 を図るものである。
		との関係	
	性		中心市街地への民間投資が依然として低迷したままである場
			合 空き店舗 未利用地の活用は進まず より一層の中心市街
			地の商機能の衰退が懸念される。地域経済を牽引する中心帀街 │ │地において 享度な機能を有し魅力ある商業施設等を敕備する │
			地の商機能の衰退が懸念される。地域経済を牽引する中心市街地において、高度な機能を有し魅力ある商業施設等を整備するような取組に対して集中的に、政策金融(低利融資)と一体と
		要望の措置	なつた本措直を里点文抜肔束の一つとして講することは、氏间
		の妥当性	投資の喚起を図る中心市街地全体への波及効果の創出に不可欠。
			│ なお、本措置は、中心市街地のプロジェクト全てを対象とす│
			るものではなく、地域住民や自治体の強いコミットメントがあ り、かつ経済波及効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで適
			用するものであり、必要最低限の措置となっていることから、
			要望は妥当であると考える。 平成 27 年度:6 件
	2 5		平成 28 年度: 1 件
<u>「</u> 日	題 月ま	租税特別	平成 29 年度:1 件
 	らで	措置の	平成 30 年度:1件 令和元 年度:3件
る。	責の - 知	適用実績	令和2年度:1件
ずる事項がある事項	力税		令和 3 年度:0 件 令和 4 年度:0 件
埋	具特		令和5年度:1件(見込)
(\ 	の租税特別措置の租税を開発し	租特透明化	
j	直置	法に基づく	
L			

適用実態調査結果	
租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	現在までに特定民間中心市街地経済活力向上事業として認定された19件の案件のうち、13件が本措置を活用、R5年度中に1件が活用見込みとしており、またほぼ全ての認定事業者が活用予定であったことから非常に重要で必要不可欠な措置と位置づけられている。 本措置の適用により、民間投資を喚起させ、経済波及効果の高い民間プロジェクトの実現に寄与しており、有効性は非常に高い。
前回要望時 の達成目標	S 特事業の実施者は、商業施設等を整備した次年度から 5 年間、経済産業大臣に対して「年間来訪者数」「年間売上高」「年間平均雇用人数」の 3 指標について、毎年度、報告することが義務付けられている。本措置の適用については、「年間来訪者数」「年間売上高」「年間平均雇用人数」の基準を全てクリアする事業者の割合を 100%とすることを目標としている。
前のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	S特事業の実施者は、商業施設等を整備した次年度から報告することが義務づけられており、令和5年4月1日現在、10事業の5年度に提出されたR4年度分報告書によれば、この10事業のうち「年間来訪者数」の目標を達成した事業者数は69%)、「年間売上高」の目標を達成した事業者数は65%)、「年間平均雇用人数」の目標を達成した事業者は60%)、「年間平均雇用人数」の目標を達成した事業者は60%)、「年間平均雇用人数」の目標を達成した事業者は60%)、「年間平均雇用人数」の目標を達成した事業者は700人であった。 同報告書によれば、目標に達しなかった理由として、新型リロナルスの感染拡大による影響が最もりのを指標によれば、日標の達成に対してのが最もでは、1年間では一年では、1年間では一年では、1年間では一年では、1年では1年のでは、1年では1年のでは、1年では1年のでは、1年では1年では1年では、1年では1年では1年では1年では1年では1年では1年では1年では1年では1年では
これまでの 要 望 経 緯	平成 26 年度創設 平成 28 年度延長 平成 30 年度延長 令和 2 年度延長 令和 4 年度延長

令和6年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・延長)

(経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課)

<u> </u>		
項目	名	外国子会社合算税制の見直し
税	目	法人税(租税特別措置法第 66 条の 6~9) 所得税(租税特別措置法第 40 条の 4~6)
要	グロー/合算ル-	のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策として国際的に合意されたバル・ミニマム課税は、我が国でも令和5年度税制改正において、所得ール(IIR:Income Inclusion Rule)の法制化が行われ、適用開始時期国の動向や対象企業の準備に要する期間を確保する観点から、2024 年4
望	月以後 継続し 降での	国の動向で対象企業の準備に安する期間を確保する観点がら、2024年4年に開始する対象会計年度とされた。さらに、OECD にて実施細目の議論がている論点については、国際的な議論を踏まえ、令和6年度税制改正以法制化が検討されている。グローバル・ミニマム課税の導入により、対に追加的な事務負担が生じること等から、こうした更なる法制化を踏ま
Ø	えて、	既存の外国子会社合算税制について引き続き必要な見直しを検討し、企 務負担を軽減する。具体的には、確認対象企業の絞り込みや簡素化、経 基準の簡素化、CFC 税制とグローバル・ミニマム課税の申告時期等の関 、両制度間における情報の利活用等について検討する。
内		
		平年度の減収見込額 一 百万円
容		(制度自体の減収額) (一 百万円)
	(1)	(改正增減収額) (一 百万円)
新		策目的 のごぶなりははに似る調発もの調節。の対応等に関して、0500/000 ためご
設	に国際的	のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20 を中心的な議論が進展している。2021 年 10 月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組
-	場国への	clusive Framework on BEPS: IF) において2つの柱からなる解決策(市の課税権配分、グローバル・ミニマム課税)が最終合意された。このう
拡	り、我な	ーバル・ミニマム課税については、各国での法制化作業が進められてお が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール(IIR: Income
充	年度よ	ion Rule)に係る法制化が行われ、2024年4月以後に開始する対象会計 り適用が開始される予定である。また、OECDにて実施細目の議論が継続
又	してい。 の法制	る論点については、国際的な議論を踏まえ、令和6年度税制改正以降で 化が検討されている。
は	グロ-	ーバル・ミニマム課税の導入にあたっては対象企業に追加的な事務負担 ること等が見込まれているが、今後予定されている更なる法制化によっ
延	ても事	務負担が生じること等を踏まえて、既存の外国子会社合算税制について
長		き必要な見直しを検討し、簡素な制度とすることで、日本企業への過度 負担を防止する。
を	(2) t/c 4	生の心亜性
必	` ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	策の必要性 国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込
要	まれる	新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらに 外で得た利益を我が国に還元することが重要である。一方で、経済のデ
ع	ジタルイ	化が加速する中、日本企業は諸外国企業との間で激化する競争に直面し
す	な競争st	。こうした状況を踏まえ、税制面からも、日本企業と外国企業との公正 条件を確保していくことが必要であり、国際合意に基づいたグローバ ニマム課税の導入は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけると
る	ともに	ーマム味祝の導入は、国际的な法人祝の51下17 競争に圏正めをかけると これに資するものである。
理		で、同課税の導入にあたっては新たな事務負担が生じること等が見込まることから、日本企業への過度な事務負担とならないように、既存の外
曲	国子会	社合算税制を簡素な制度にする必要がある。

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
今回の要		政 策 の 達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	合 理 性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久的措置
		同上の期間 中の達成 目 標	日本企業の海外展開の円滑化
望 (租		政策目標の 達 成 状 況	_
税 特 別 措	有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	_
置)に	性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開を円滑化することが可能となる。
関連する		当該要望項 目以外の税 制上の措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
事項	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	予算上の措置等はない。
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置の 妥 当 性	令和6年度改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化 を踏まえて、外国子会社合算税制について必要な見直しを行う ことを求めるものであり、対象企業の事務負担軽減を図るもの として、当該税制の見直しによる措置が妥当。

		1					
これま	租税特別 措 置 の 適用実績	_					
6での租税特別	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_					
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	世界的なビジ てきたことに 効果が得られ	よって	境の変化等に応じた制度の適正化が図られ 、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の			
を効果に問	前回要望時 の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化					
関連する事項	前回要望時 からの 度及び目標 に達してい ない場合の 理	_					
		平成 22 年度	拡充	(合算対象を判定する租税負担割合(トリガー税率)の引下げ(25%→20%)) (統括会社特例の導入)			
		平成 25 年度	拡充	(無税国所在外国子会社の外国税額控除の 見直し)			
		平成 27 年度	拡充	(被統括会社の範囲の見直し) (税務申告時の別表添付要件の見直し)			
		平成 28 年度	拡充	(外国税額控除の適正化)			
-	までの	平成 29 年度	拡充	(外国関係会社の判定方法における少数株 主排除基準の導入) (航空機の貸付けの取扱いの見直し)			
要望経緯		平成 30 年度 拡充 (日本企業による外国企業買収後の組 編における株式譲渡益に対する合算 の見直し) (その他外国子会社合算税制について 企業の経済実態を踏まえた見直し)					
			拡充	(ペーパーカンパニーの範囲等の見直し)			
			拡充	(部分合算課税制度における受取利子等の 範囲の見直し)			
		令和5年度	拡充	(特定外国関係会社の適用免除基準の見直 し) (書類添付義務の見直し)			

令和6年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課)

項	1 名	経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応
税	目	法人税(法人税法第 82 条~第 82 条の 10、150 条の 3) 地方法人税(地方法人税法第 24 条の 2~第 24 の 8)
	に国際的 み(Ind	のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20 を中心 的な議論が進展している。2021 年 10 月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組 clusive Framework on BEPS:IF)において2つの柱からなる解決策(市 の新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税)が最終合意され
要	市場[トメン 年の発達	国への新たな課税権の配分については、2023年7月に OECD よりステートが公表され、2023年後半に多数国間条約が公表、同年末の署名、2025効が目標とされた。今後、多数国間条約等の規定を基に国内法制化されは、OECD での議論状況や諸外国の動向を踏まえながら、対象となる日本
望	企業に対検討を	過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について
Ø	Inclusi 象会計	が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール(IIR:Income ion Rule)に係る法制化が行われており、2024年4月以後に開始する対 年度より適用が開始される予定である。 6年度以降の税制改正において、軽課税所得ルール(UTPR:Undertaxed
内	Profits up Tax 踏まえ	s Rule) や国内ミニマム課税 (QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-) を含め、グローバル・ミニマム課税の実施細目に係る国際的な議論をた法制化が実施される際には、国際ルールに合わせた同制度の簡素化やンスの提供等による明確化を図ることで、日本企業の事務負担軽減を図
容	る。	
		平年度の減収見込額 ー 百万円
		(制度自体の減収額) (百万円)
		(改正増減収額) (一百万円)

(1) 政策目的

国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に対応した国際課税ルールのあり方を巡る新たな課税上の課題等が生じ、それらに対応した措置を講ずるため、OECD/G20を中心に、現行の国際課税ルールの見直しについて国際的な議論が進められている。2021年10月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み(Inclusive Framework on BEPS: IF)において2つの柱からなる解決策(市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税)が最終合意された。

市場国への新たな課税権の配分については、2023年7月に0ECDよりステートメントが公表され、2023年後半に多数国間条約が公表、同年末の署名、2025年の発効が目標とされた。

グローバル・ミニマム課税については、実施に向けて各国での法制化作業が進められており、我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)に係る法制化が行われており、2024年4月以後に開始する対象会計年度より適用が開始される予定である。

今後、市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化が行われる場合や、 グローバル・ミニマム課税の更なる国内法制化作業が進められる場合は、各制 度の対象となる日本企業の過度な事務負担とならないようにするとともに、国 内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向 上につながるものとする必要がある。

(2) 施策の必要性

0ECD/G20 を中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論やそれに基づく国内法制化の作業は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、日本企業の公正な競争環境の確保に資するものである。

各制度の導入にあたっては日本企業への過度な事務負担とならないよう、国際ルールに合わせて簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮する必要がある。こうした施策を通じた国内外における競争条件のイコールフッティングの実現は、日本企業の海外展開を推進し、特に成長が見込まれる新興国市場等でのシェア獲得に資するものである。このように外需を取り込み、海外で得た利益を最終的に我が国に還元することは、我が国経済の活性化にとって重要である。

新

設

拡

充

又

は延

延長

を

必 要

لح

す

る 理

由

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
今回の一		政 策 の 達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善
	合 理 性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	
		同上の期間 中の達成 目 標	_
要望(和		政策目標の 達 成 状 況	_
租税特別	有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国 企業等への適用が見込まれる。
措置)に	性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	日本企業の国際的な競争条件のイコールフッティング、我が国 立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
関連す		当該要望項 目以外の税 制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
事項	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	予算上の措置等はない。
	当性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置の 妥当性	国際合意に基づく市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化及びグローバル・ミニマム課税の導入にあたり、日本企業への過度な負担とならないよう、国際ルールに合わせて制度の簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、妥当。

_	I	1		
これま	租税特別 措 置 の 適用実績	_		
4での租税特別	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_		
複と効果に関	前回要望時 の達成目標	_		
関連する事項	前回要望時からのでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	_		
これまでの 要 望 経 緯		令和5年度	新設	(グローバル・ミニマム課税の導入)

令和6年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課)

項目	名	租税条約ネットワークの拡充			
税	目	_			
要	我が国	業による取引や投資の実態、要 課税権の適切な確保に資するよ その内容や交渉相手国の選定に	う、租税条約ネットワ	ークを迅	速に拡充
望	を行う。				. 5 5 15 17
Ø					
内			平年度の減収見込額	_	百万円
			(制度自体の減収額)	(–	百万円)
容			(改正増減収額)	(–	百万円)

(1) 政策目的

我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。

しかし、日本企業の進出先国においては、高税率な源泉課税により十分な収益の国内還流が損なわれる、課税権を決定する重要な指標である PE (Permanent Establishment:恒久的施設)の認定範囲が不明確なため予見されていない課税を受ける、税務紛争に発展した場合の税務当局間の相互協議等の実効的な法的枠組みが構築されていない、等の課題がある。

また昨今、新興国等において日本企業が不当な課税を受けるケースが増加しているところ、今後、新興国等がBEPSプロジェクト最終報告書の本来の主旨に反して、制度改正等を実施する場合には、不適切な課税が助長されることが懸念される。

加えて、租税条約の新規締結・改正は、海外から国内への投資環境を税制面から整備することにつながるため、海外企業や外国人による我が国への投資拡大を促進する観点からも租税条約ネットワークの拡充は重要といえる。こうした点を踏まえ、租税条約の新規締結・改正を促進し、そのネットワークの迅速な拡充を図る。

(2) 施策の必要性

租税条約は、投資所得(配当・利子・使用料)の源泉税率の上限の設定や、PEの範囲の明確化、両国税務当局間の相互協議メカニズムの確立等の機能がある。こうした機能は、日本企業の投資予見性の拡大、進出先国における利益の我が国への還元の促進や、進出先国での課税問題の改善のために極めて重要な役割を果たす。

日本企業の海外投資が積極的に行われている現在において、他国とのイコールフッティングを確保するため、租税条約ネットワークの質・量の充実を通して、日本企業の進出先国における事業環境の整備は大きな課題である。

さらに、海外企業や外国人による我が国への投資拡大を促進する観点から、租税条約の新規締結・改正を通じて、我が国への投資環境の整備を図ることも重要である。

よって、今後も引き続き、投資の動向、我が国の産業界のニーズ、他国との競争条件等を踏まえ、租税条約のネットワークを拡充すべくその内容や交渉相手 国の選定について具体的な検討を加速することが必要である。

新

設

· 拡

充又

は

延 長

を

必 要

ح

する

理

由

	1	T	
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	対外経済関係の円滑な発展
今		政 策 の 達成目標	日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善
	合 理 性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	
回の要望		同上の期間 中 の 達 成 目 標	_
王 (租 税		政策目標の 達 成 状 況	
特 別	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	海外に進出する日本企業及び我が国に進出する外資系企業等へ の適用が見込まれる。
措置)に	性 	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	租税条約ネットワークの拡充により、日本企業の海外投資及び 利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改 善等が見込まれる。
関連す		当該要望項 目以外の税 制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
事項	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	同一の目的である他の措置はない。
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置 の 妥 当 性	日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先 国における課税問題の改善等の効果が見込まれるため、租税条 約ネットワークを拡充することは妥当。

	租税特別 措 置 の 適用実績	
これまでの租	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
用実績と効果に	前回要望時 の達成目標	
関連する事項	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	令和5年8月1日現在、我が国は、80ヵ国・地域との間で租税条約等(※)を適用済み。今後も日本企業の更なる海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題への対応のため、引き続き、租税条約ネットワークの拡充が必要。 ※二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約(いわゆる「租税条約」)及び「日台民間租税取決め」
これまでの 要 望 経 緯		平成 25 年度以降、租税条約ネットワークの拡充を要望。

令和6年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課)

		(4401)	生未日 」	良勿胜冯 励力/	-	- 1/-	连 球/
項目	名	高度外国人材の受入れ拡大に向	句けた検討	1			
税	目	_					
要		度外国人材の受入れ拡大」の政 産業界のニーズや課題を抽出し 。					
望							
Ø							
内			平年度(D減収見込額		_	百万円
				体の減収額)	(_	百万円)
容			(改正:	増減収額)	(_	百万円)
	(1) 政策	目的					
新		のグローバル化、デジタル化が り、各国間の人材獲得競争が激 ^く			人材の	需要	どが高ま
設	他方,	、日本の高度人材のうち国外で	生まれた	 者の割合は1	%に過	ぎす	゛、英国
-	て、外	米国 16%、ドイツ 13%と比べ 国企業や外国人駐在員を対象と	した調査	では、言語の	壁に加	え、	行政手
拡		めた生活インフラの使いにくさ、					-
充		した課題を踏まえつつ、我が国 し、高度外国人材の受入れ拡大			人)	U 1 5	沙溪江江
又	(O) #= ##	T O V TH					
は		その必要性 外国人材は、事業者にとって、	商継の拡	大に加え 人	昌構成,	ጥ ś	5.様化を
延	通じて、	、組織の活性や、イノベーショ	ンの促進	をもたらすと	されてし	いる	•
長		国経済の持続的成長を実現する は重要な政策課題であり、国際					
を	伍する	受入れ体制を構築する必要があ	る。				
必							
要							
٤							
す							
る							
理							
由							

今回の要望(租	合 理 性	政策は一大ない。 政策は一大ない。 ないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	2. 対外経済関係の円滑な発展 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和5年6月16日閣議決定) Ⅳ. GX・DX等への投資 1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み (4)高度外国人材の呼び込み (中略)高度外国人材呼び込みに向けた税制や規制等の制度面も含めた課題の把握・検討を行い、必要な対応を行う。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和5年6月16日閣議決定) 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行(5)インバウンド戦略の展開(高度人材等の受入れ) 世界に伍する水準の新たな在留資格制度(持別高度人材制度(J-Skip)・未来創造人材制度(J-Find))・世界に伍する水準の新たな在留資格制度(特別高度人活用を進めるとともに、プラン」を踏まえ、税制や規制などの制度面も含めた課題の把握・検討を行い、必要な対応を行うことを含め、高度外国人材等の呼び込みに向けた制度整備を推進する。
- 税 特 別		政 策 の 達成目標	国際的な高度人材の獲得競争に鑑み、世界に伍する受入れ体制を構築すること。
措置)		租税特別措 置の適用又 は延長期間	_
関連		同上の期間 中 の 達 成 目 標	_
する事		政策目標の 達 成 状 況	
· 項	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	高度外国人材への適用が見込まれる。
	始性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	高度外国人材の受入れ拡大が見込まれる。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
<u> </u>			

г	1	1
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	予算上の措置等はない。
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
	要望の措置の 妥 当 性	我が国経済の持続的成長を実現する観点から、高度外国人材が 活躍できる環境整備は重要な政策課題であり、国際的な高度人 材の獲得競争に鑑み、世界に伍する受入れ体制を構築する必要 があり妥当。
	租税特別 措 置 の 適用実績	
れまでの租税は	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
特別措置の適用書	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時 の達成目標	_
埋する事項	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理	_
	ıまでの 望 経 緯	_

令和6年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課、商務情報政策局 デジタル取引環境整備室)

項目名 国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方の見直し 税 目 消費税 国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点が に、ブラットフォームを介したデジタルサービスの提供者である国外事業者に 代わり、ブラットフォーム運営事業者が消費税を納税するブラットフォーム課 を検討する。 の	(栓済生耒1	目 貝勿!	性净肠 力局	1又貝 化连	木、问伤	順報 以束向	1 2 3 10 1	拟引琼児金	21佣 <i>主)</i>
要 国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点から、ブラットフォームを介したデジタルサービスの提供者である国外事業者に代わり、ブラットフォーム運営事業者が消費税を納税するブラットフォーム課税の導入など、国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方について検討する。 「(1) 政策目的 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うシネスが急速に拡大している。 こうした国外事業者が提供するデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方については、諸外国では、適切な課税を確保する観点から、ブラットフォーム運営事業者に申告・納税を求める制度が教育とかれている。 我が国においても、諸外国における制度が教育との提向から、ブラットフォーム配事業者に関して、国内外の事業者が、プラットでは、定型の事務を踏まえ、事業者の事務負担とや税務場局の観点が同報により、直と関係を確保するまたが、企業者の適切な課税を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を進める。 (2) 施策の必要性 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない目がの事業者での適切な課税を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を進めな、ままが、企業とのより、大きないのでは、アジャントでいる。 プラットフォーム運営事業者が、別に拡大のより、大きないのののののののののののののののが、を進行にいるを持ていている。 プラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを事業者向けで気持ちがより、対象を対象に拡大のよりに対して関係についるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい	項目	名	国境を越え	.たサービス	くの提供に	こ係る消費調	果税のありた	の見直し	
ら、カトフォームを介したデジタルサービスの提供者であるトフォームでかり、など、国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方についてである。	税	目	消費税						
理 税の導入など、国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方について検討する。 内	要	ら、プ	ラットフォー	-ムを介し:	たデジタ	ルサービス	の提供者で	ある国外	事業者に
内	望	税の導ん	入など、国均						
容 (1) 政策目的 (利度自体の減収額) (一百万円) (改正増減収額) (一百万円) (改正増減収額) (一百万円) (改正増減収額) (一百万円) (改正増減収額) (一百万円) 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うジネスが急速に拡大している。こうした国外事業者が提供するデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方については、諸外国では、適切な課税を確保する観点から、ブラットフォーム運営事業者に申告・納税を求める制度が既に導入されている。我が国においても、諸外国における制度や執行上の課題、プラットフォーム運営事業者の役割等者間の競争条件の公平性と中立性の観点から、計算をの適切な課税を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を進める。 (2) 施策の必要性 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インタケーネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うジネスが急速に拡大している。 ブラットフォーム運営事業者の前投になら表達をジネスが急速に拡大している。 アンタケーネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うが表達をがより、対策教徒になる。 では、アンタケース・アンカーム運営事業者の背後にいる通常等者のが規模務務をの提供に対しては、プラットフォーム運営事業者のでも対しても対しては、アンタケースを行う消費者向け電気通外事では、対策教養者の補捉や対域を持続を行うによる場合、執税義務者の補捉や調査・徴収には自ずと限界があり、税務執行上大きな課題が生じている。 学後も我が国のデジタルサービス市場は大きく成長していくことが見込まれている中、国外外事者自の通知な納税を担保し、国内外の事業者間におけることは喫緊の課題である。 理解を対象を表することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。 理解を対象を表することによっているがよりないるが、国内外の第争条件の中立性を確保することは関系を表することによっているが、国内外の競争条件の中立性を確保することによっているが、国内外の競争条件の中立性を確保することによっているが、国内外の競争条件の中立性を確保することによっているが、国内外の競争条件の中立性を確保することによっているが、国内外の競争条件の中立性を確保することによっているが、国内外の競争条件の中立性を確保することによっているが、国内外の競争条件の中立性を確保することによっているが、国内外の競争条件の中立性を確保することによっているが、国内外の競争条件の中立性の対象を表することによっているが、国内外の競争系列を表することによっているが、国内外の競技を対象を表することによっているが、国内外の競争を表することによっているが、国内の対象を表するとは、国内の対象を表する。 は、対象を表する。 は、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する。 は、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する、対象を表する。 は、対象を表する、対象を表する、対象を表する。	Ø								
(改 正 増 減 収 額) (- 百万円) (1) 政策目的 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うビジネスが急速に拡大している。 ・ こうした国外事業者が提供するデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方については、諸外国では、適切な課税を確保する観点から、ブラットフォーム運営事業者に関います。との教育との教育との教育との教育との教育との教育との教育との教育との教育との教育	内					平年度の洞	 域収見込額	_	百万円
(改 正 増 減 収 額) (- 百万円) (1) 政策目的 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うビジネスが急速に拡大している。 ・ こうした国外事業者が提供するデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方については、諸外国では、適切な課税を確保する観点から、ブラットフォーム運営事業者に関います。との教育との教育との教育との教育との教育との教育との教育との教育との教育との教育						 (制度自体	の減収額)	(–	百万円)
新 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うジネスが急速に拡大している。 こうした国外事業者が提供するデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方に図当事業者に申告・納税を確保する観点から、った国営事業者に申告・納税を求める制度が既に導入されている。 我が国においても、諸外国における制度や執行上の課題、の事業の事業者間の競争条件の公平性と中立性の観点から、計算を確保するが、対して同時を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討をを選書者の適切な課税を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を進める。 「全国の必要性を経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有足供を行うが、インターネット等を通じて国内の消費者にいる役務提供を行うが急速に拡大している。 ををおいている。 ををおいている。 ををおいている。 ををおいては、一切拠点を有にいる行うが、インターネット等を通じて国内の消費者とは関係を行うが、インタースのとの対象を行うが、大き、のの提供については、ことになり、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行り、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行うが、対象を行り、対象を行り、対象を行り、対象を行り、対象を行り、対象を行り、対象を行り、対象を行り、対象を行り、対象を行り、対象を行り、対象を行い、対象を行り、対象を行い、対象を	容							(–	
事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うビジネスが急速に拡大している。 こうした国外事業者が提供するデジタルサービスに対する消費税の課税のファーム運営事業者に申告・納税を求める制度が既に導入されている。 我が国においても、諸外国における制度や執行上の課題、プラットフォーム運営事業者の役割等争条件の公平性と中立性の観点から、対する。 「空営事業者の役割等争条件の公平性と中立性の観点から、対する。との必要性を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を進める。 「全区を経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない写達を進める。」といる。 「全区を表すが急速に拡大している。」といるでは、ブラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者に対して役務提供を行うジネスが急速に拡大している。 「カラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者向けで電気のでジジネスが急速に拡大している。」 「カラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者に対して後務提供を行うが表達に対している。」 「カラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者向けで表面に対対のが発表を行う消費者を行う消費者を行いるを持たと大きな課題が生じている。 「カラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者を行いるを持たた大きな課題が生じている。」 「カラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者を行いる。」 「カラットフォーム運営事業者が取引のより、対策教養者の情報を担いますとによっているが表表を担保し、国内外の表表行におけるとは実現があり、税務執行と大きく成長していくことが見込まれている中、実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。 理		(1) 政策	策目的 策目的					•	
設 ジネスが急速に拡大している。 こうした国外事業者が提供するデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方については、諸外国では、適切な課税を確保する観点から、フーム運営事業者に申告・納税を求める制度が既に導入されている。 我が国においても、諸外国における制度や執行上の課題、プラットフォーム運営事の役割を整ちるのでは、適切な課題を確保するでは、適切な課題をである。	新	経済の	のデジタルイ	ヒ・グロー	バル化に	伴い、国内	に一切拠点	を有しなり	い国外の
・ こうした国外事業者が提供するデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方については、諸外国では、適切な課税を確保する観点から、プラットフォーム運営事業者に申告・納税を求める制度が既に導入されている。 我が国においても、諸外国における制度や執行上の課題、プラットフォーム運営事業者の役割等を踏まえ、事業者の事務負担や税務当局の執行可能性に配慮しつつ、国内外の事業者間の競争条件の公平性と中立性の観点から、計算者の適切な課税を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を進める。 (2) 施策の必要性 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うジネスが急速に拡大している。 プラット表に拡大している。 プラット表に拡大している。 プラット表に拡大している。 アプラット表に拡大している。 アプラット表に拡大では、ブラットのみを行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、ブラットのみを行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、ブラットののみを行う消費者のよを持た大きな課題が生じている。 今後も我が国のデジタルサービス市場は大きく成長していくことが見込まれる中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間におけるの公平性を確保することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。 理	亞					国内の消費	者に対して	役務提供	を行うビ
が	nx.					タルサービ	スに対する	消費税の	課税のあ
我が国においても、諸外国における制度や執行上の課題、プラットフォーム 運営事業者の役割等を踏まえ、事業者の事務負担や税務当局の執行可能性に配慮しつ、国内外の事業者間の競争条件の公平性と中立性の観点から、国外事業者の適切な課税を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を進める。 (2) 施策の必要性 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うビジネスが急速に拡大している。 プラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、プラットフォーム運営事業者の背後にいる国外の提供については、プラットフォーム運営事業者の背後にいる国外の提供については、プラットフォーム運営事業者の背後にいる国外の提供については、プラットフォーム運営事業者の背後にいる国外の提供にいるが、財務執行上大きな課題が生じている。 安と さる中、対策を担保し、国内外のの事業者間におけるとは関係の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは関係の課題である。 理	•	り方に	ついては、訁	者外国では、	、適切な	課税を確保	する観点か	ら、プラ	ットフォ
充 運営事業者の役割等を踏まえ、事業者の事務負担や税務当局の執行可能性に配慮しつつ、国内外の事業者間の競争条件の公平性と中立性の観点から、国外事業者の適切な課税を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を進める。 (2) 施策の必要性 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が急速に拡大して国内の消費者に対して役務提供を行うビジネスが急速に拡大している。 プラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、プラットフォーム運営事業者の背後にいる気外事な判別を持続である。 要 と おが見のデジタルサービス市場は大きく成長していくことが見込まれな課題が生じている。 今後も我が国のデジタルサービス市場は大きく成長していくことが見込まれている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課題が生じている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の中立性を確保することは喫緊の課題である。 理	拡								フォーム
又 業者の適切な課税を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を進める。 (2) 施策の必要性	充	運営事	業者の役割等	等を踏まえ.	、事業者	の事務負担	や税務当局	の執行可能	能性に配
(2) 施策の必要性 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うビジネスが急速に拡大している。 必 アラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、プラットフォーム運営事業者の背後にいる国外事業者自身が納税義務者の捕捉や調査・徴収には自ずと限界があり、税務執行上大きな課題が生じている。 今後も我が国のデジタルサービス市場は大きく成長していくことが見込まれている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課税の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。 理	又	慮しつ	つ、国内外の 適切な課税:	り事業有间(を確保する	の競争系	作の公平性 方策の導入し	と中立性のこ向けた具作	観点から、 体的な検討	、国外争 討を進め
長 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うビジネスが急速に拡大している。 プラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、プラットフォーム運営事業者の背後にいる国外事業者自身が納税義務を負うことになっているが、日本国内に一切拠点を持たない場合、納税義務者の捕捉や調査・徴収には自ずと限界があり、税務執行上大きな課題が生じている。 今後も我が国のデジタルサービス市場は大きく成長していくことが見込まれている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課税の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。 理	は	る。							
長 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うビジネスが急速に拡大している。 プラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、プラットフォーム運営事業者の背後にいる国外事業者自身が納税義務を負うことになっているが、日本国内に一切拠点を持たない場合、納税義務者の捕捉や調査・徴収には自ずと限界があり、税務執行上大きな課題が生じている。 今後も我が国のデジタルサービス市場は大きく成長していくことが見込まれている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課税の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。 理	延	(2) 施領	策の必要性						
を ジネスが急速に拡大している。 プラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、プラットフォーム運営事業者の背後にいる国外事業者自身が納税義務を負うことになっているが、日本国内に一切拠点を持たない場合、納税義務者の捕捉や調査・徴収には自ずと限界があり、税務執行上大きな課題が生じている。 今後も我が国のデジタルサービス市場は大きく成長していくことが見込まれている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課税の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。 理	長	経済の	のデジタルイ						
要 用役務の提供については、プラットフォーム運営事業者の背後にいる国外事業者自身が納税義務を負うことになっているが、日本国内に一切拠点を持たない場合、納税義務者の捕捉や調査・徴収には自ずと限界があり、税務執行上大きな課題が生じている。 今後も我が国のデジタルサービス市場は大きく成長していくことが見込まれている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課税の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。 理	を					国内の消費	者に対して	役務提供	を行うビ
要 者自身が納税義務を負うことになっているが、日本国内に一切拠点を持たない場合、納税義務者の捕捉や調査・徴収には自ずと限界があり、税務執行上大きな課題が生じている。 今後も我が国のデジタルサービス市場は大きく成長していくことが見込まれている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課税の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。 理	必								
と な課題が生じている。 今後も我が国のデジタルサービス市場は大きく成長していくことが見込まれ す ている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課税 の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保すること は喫緊の課題である。 理	要	者自身	が納税義務る	を負うこと	になって	いるが、日	本国内に一	切拠点を	持たない
す ている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課税 の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保すること は喫緊の課題である。 理	٤				ᆸᄧᄿ	.i~i& 🗗 j C	ל נטי מיוכאמי	、 1ルクカナハ ゙	コエハピ
の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは は 関係の課題である。 理	す								
理	る	の公平	性を実現する	ることによ					
由	理								
	由								
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									

			<u> </u>
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政 策 の 達成目標	
今	合 理 性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	
回の要		同上の期間 中の達成 目 標	_
望へ租		政策目標の 達 成 状 況	_
税 特 別 措	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	_
措置)に		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	
関連する	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
事項		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置 の 妥 当 性	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
7別措置の適用宝	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
天績と効果に関 済	前回要望時 の達成目標	
連する事項	前回要望時からの選問を表がしている。これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、	
これまでの 要 望 経 緯		_

令和6年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・延長)

経済産業省 産業技術環境局 総務課 産業技術法人室 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課

項目	名	国庫補助 等の総収					等の圧	縮額の損	金算	入、国厂	車補助金
税	目		号•4-	号) 法第 4							号·第3 号·第3
要	の発性機は関係の総構が	税額入法るのに発の本金算人法の額第法業関機助の損不15第)るの金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の	章入及で 入につり 第3号 7条に を を を を を を を を を を を を に を に を に に り に り	ドト(1年) 所で業号高足条づ 第一条(単一) 「本の) 「おいり」 「おいり」 「おいり」 「おいり」 「おいり」 「おいり」 「おいり」 「おいり」 「おいり」 「おいり」 「おいり」 「おいり」 「おいり」 「おいり」 「おいり」 「おいり」 「おいりまた。」 「もっと。」 「もっと。 「も。 「も。 「も。 「も。 「も。 「も。 「も。 「も。 「も。 「も	党国の 国の 国の 国情報 第1 年 日立研	本別に 究開及 で開発 で開発 で開き で開き	に お 法 福 法 福 法 活 法 活 法 活 法 活 法 活 、 活 、 活 、 活 、 活 、 、 、 、	措置され 1具の研究 イエスのルー シ法人が イエネルー	ででいる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	る産及産発ギー 重業び業供一業技 産業が主義	補助金 衛 の の 総 の の の の の の の の の の の の の の の の
望 の	• 1 • 1	和 6 年度等 再生可能コディープラ 研究開発型 バイオも <i>0</i>	□ネルキ 〒ック・ 型スター	゙ー熱 <i>0</i> スタ− ・トアッ	D面的₹ −トアヽ ップの起	ップ支 ^己 業・	援事業				善業
内	法律(* 産業技 務)に 行政法	、経済施策 令和4年法 術総合開 基づく国 リエネル	も (3号) 及び独 見発法。 き属鉱物	第 42 条 立行政 人新工 勿資源	第15 法人 ネルキ 機構の	頁(国立 エネル - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	「研究開ダギー・金 ギー・金 業技術総 (独立?	送法人 :属鉱物 :含開 : 可政法。	新エネ 勿資源 発機構 人エネ	ルギー・ 幾構の業 及び独立 ルギー・
容	帳の適	物資源機材 用対象とな 1項におり	ょるよう	、所得	寻税法加	包行令	第89条	第1項	及び法		
						平台	年度の減	収見込額		32, 945	百万円
						(制	度自体の	の減収額)	(_	百万円)
						约	正増	減収額)	(百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理な

(1) 政策目的

民間企業等の研究開発及び技術開発等に対し助成を行うことにより、我が国の産業技術力を強化し、新市場の開拓を可能とする創造的技術革新を促進し、新規産業の創出を図り経済社会の持続的な発展を達成する。また、市場創出につながる社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組を促進し、技術開発の成果を実用化することにより国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。加えて、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給を図るため、経済安全保障上重要な物資の製造に向けた設備投資等に対し助成を行うことにより、当該重要物資の安定的な供給を図る。

(2) 施策の必要性

国庫補助金等の交付を受けた者においては、課税所得の計算上、国庫補助金 等の額が益金の額又は総収入金額に算入され、法人税又は所得税負担が生じる ことになる。その結果、国庫補助金等をもって実施する研究用機器の取得や試 作品の製作等における資金に課税額分の不足が生じることとなり、研究開発等 に支障をきたすことになる。

このため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、NEDO)を通じた補助事業(「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 15 条第 3 号」及び「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第 7 条第 1 号」並びに「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第 29 条第 1 号」に基づく NEDO 補助事業)については、法人税法及び所得税法の本則により、固定資産等の圧縮額の損金算入及び総収入金額不算入が認められているところであるが、令和 6 年度予算等においても補助事業の新規追加が見込まれるため、本税制において当該新規補助事業の追加措置が必要。

加えて、経済安全保障上重要な物資の製造に向けた設備投資等における資金に課税分の不足が生じ、重要物資の安定供給に支障を来すことがないよう、NEDO 及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が行う安定供給確保支援業務についても固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の措置の対象となるよう追加措置が必要。

今回		政策体系 における 政策目的の 位置付け	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並 びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
今回の要望(租税特別措置)	合	政 策 の 達成目標	民間企業等による実用化のため、応用技術開発の一層の促進を 図る。 国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給を図 る。
	性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	
に関連する事項		同上の期間 中 の 達 成 目 標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の 達 成 状 況	_

有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
性	要望の措置	_
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	_
相	及び金額	_
性	上記の予算	
	要望の措置の 妥 当 性	
- これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	• 減収額(経済産業省試算) 平成 27 年度: 712 百万円 平成 28 年度: 925 百万円 平成 29 年度: 742 百万円 平成 30 年度: 1,303 百万円 令和元 年度: 976 百万円 令和 2 年度: 1,575 百万円 令和 3 年度: 3,285 百万円 令和 4 年度: 165,034 百万円 令和 5 年度: 37,305 百万円
措置の適用実	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
績と効果に関連	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
する事項	前回要望時 の達成目標	_

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	_
	平成 13 年度税制改正において、法人税法施行令及び所得税法施 17令が改正され、NEDO の補助事業が本税制の対象となった。 以降、各年度の税制改正においての通り。 平成 20 年度税制改正 ・省エネルギー革新技術開発事業(平成 24 年度から戦略的省エネルギー技術革新プログラムに統合) 平成 22 年度税制改正 ・新エネルギー等による新エネルギー技術革新事業(平成 29 年度から、今年度のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで

平成 29 年度税制改正

- ・ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロ ジェクト
- ・ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業(令 和元年度より新エネルギーシーズ発掘・事業化に向けた技術 研究開発に名称変更)

平成30年度税制改正

- ・海洋エネルギー発電実証等研究開発事業
- ・高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発
- ・超高圧水素インフラ本格普及技術研究開発事業
- ・AI チップ開発加速のためのイノベーション推進事業
- ・環境調和型プロセス技術の開発
- 宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業

令和元年度税制改正

- ・ 超先端材料高速開発基盤技術プロジェクト
- ・高効率・高速処理を可能とする AI チップ・次世代コンピュー ティングの技術開発
- ・Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業
- ・再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代電力ネットワ 一ク安定化技術開発・再生可能エネルギー熱利用にかかるコ スト低減技術開発
- ・省エネ化・低温室効果を達成できる次世代空調技術の最適化 及び評価手法の開発
- 未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発
- 地熱発電技術研究開発

令和 2 年度税制改正

- 燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官 連携研究開発事業
- ・バイオジェット燃料生産技術開発事業
- •太陽光発電主力電源化推進技術開発
- 官民による若手研究者発掘支援事業(産業技術分野)
- ・官民による若手研究者発掘支援事業(エネルギー・環境分 野)
- 次世代複合材創製。成形技術開発
- ・炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術 開発
- ・革新的ロボット研究開発等基盤構築事業

令和3年度税制改正

- 水素社会構築技術開発事業
- 地熱発電導入拡大研究開発
- ・木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システ ム構築支援事業
- ・カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術 の開発
- ·5G 等の活用による製造業のダイナミック・ケイパビリティ強 化に向けた研究開発事業
- ・航空機エンジン向け材料開発・評価システム基盤整備事業
- ・自動走行ロボットを活用した新たな配送サービス実現に向け た技術開発事業
- ・ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業
- ・炭素循環型セメント製造プロセス技術開発
- ・安全安心なドローン基盤技術開発

令和 4 年度税制改正

- ・産業DXのためのデジタルインフラ整備事業
 ・IOT社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核 技術開発
- ・プラスチック有効利用行動化事業
- ・グリーンイノベーション基金事業

令和5年度税制改正

- ・競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業 ・チップレット設計基盤構築に向けた技術開発事業 ・省エネ AI 半導体及びシステムに関する技術開発事業

- · 次世代低 GWP 冷媒を使用した高効率中小型冷凍空調基盤技術 の開発
- 宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業(超小型衛星の汎用 バスの開発・実証支援) ・日本企業のグローバル化推進のための戦略的国際研究開発推
- 進プログラム事業
 ・量子・AI ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業
- ・サプライチェーン強靱化に資する革新的磁性材料開発事業
- · IoT 社会実現のための革新的センシング技術開発
- 特定半導体基金事業

令和6年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(経済産業省 経済産業政策局産業創造課 産業技術環境局環境政策課/GX 推進企画室)

項目	名	戦略物資生産基盤税制(GX分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除)の創設
税	目	所得税、法人税
要	を踏まえ	明的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点えつつ、戦略的に重要な物資(戦略物資)について、その生産・販売量 -税額控除措置を新たに講じる。
望	• 本税制	別について、税額控除の繰越制度を講じる。
Ø		
内		
		マ年度の減収見込額 精査中 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
容		(制度自体の減収額) (一 百万円)
		(改正増減収額)(一 百万円)
新		
設	 (1) 政策	日的
	"世界に	 伍して競争できる投資支援パッケージ"の一環として、中長期的な経
拡	戦略的に	E牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、 に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことの B## ### ### ### ### ##################
充	これら単	見模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、 战略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国
又	内生産⅓ る。	基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげ
は		
延		
長	 (2) 施:	策の必要性 第の必要性
を		欠米を中心とする先進各国では、GX や DX 等の中長期的成長が見込まれ
必	自国内へ	♪野について、政府が大規模・長期・包括的な支援を行うことにより、 への企業の立地・投資を誘致する動きが強まっている。例えば、米国で
要	た税制指	ノフレ削減法等の枠組みを通じて、10 年間にわたる生産・販売量に応じ 昔置をはじめとした投資促進政策を導入しており、実際に国内外の企業
ح		食討に影響を及ぼしつつある。こうした動きも踏まえ、フランス、ドイ トダ、韓国等においても、予算・税制をはじめとした投資促進政策の新
す	設・拡き	たが検討または措置されている。このような状況下、海外と比べて遜色 業環境を整備するため、我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を
る	中心に、	国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間 話的な対策を講じる必要がある。
理	ال ت ۱۰	
曲		

今	合理性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	1. 経済構造改革の推進 〇 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和5年6月16日) 各国では、戦略分野について、5年から10年にわたる初期投資にとどまらないランニングコストを含めた包括的支援が、既に実施又は予定されている。米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、予算・減税措置を行うこととした。欧州企業の中にはこれを踏まえて米国内での事業を検討する企業も出てである、EUはこれに対抗する形で、EU域内での国家補助規制をGX分野の投資については緩和する方向で改正するとを発表した。我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を発表した。我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を発表した。我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を発表した。現外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要である。
っ回の 要望		政 策 の 達成目標	中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安保等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。
租税		租税特別措 置の適用又 は延長期間	長期間にわたる適用期間を措置する。
特別措		同上の期間 中 の 達 成 目 標	政策の達成目標と同じ。
置		政策目標の 達 成 状 況	_
に関連	有効性相当性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	精査中
する事項		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって、戦略物資の国内生産に係る収益性を高め、日本国内における戦略物資の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなる。本租税特別措置を講じることによって、日本国内への企業立地・投資を促進するとともに、国内生産物資の世界市場でのシェア拡大を図ることで、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力・経済成長につながる。
		当該要望項 目以外の税 制上の措置	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	

	上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	_
	要望の措置の 妥 当 性	本税制は、生産活動の初期段階にある設備投資減税等ではなく、その後の生産・販売の段階に着目し、それを拡大すると間を講じるものである。 GX 分野等における設備投資減税等は、生産基盤を保有する上投資減税等は、生産基盤を保有する上投資を誘致する動きを強める中で、日本の経済で、一般では、国内における生産の拡大を需要開拓を通じて、が重要である。例えば、蓄電池等の戦略物資について、米国において産産人での拡大を行うことが重要である。例えば、蓄電池等の戦略物資について、米国において産産人で売れば、著電池等の戦略を通じて、10 年間にわたる生導入で力レ削減法等の枠組みを通じて、10 年間にわたる生導入で表した税制措置をはじめとした投資促進政策を導入されば、国際的な競争に大きく劣後し、わが国の産業に対した投資にでいて、国際的な競争により、こうした海外の政策動向の変化に対が国の産業競争力がは、国際的な競争力を表したといい、大きに対して、対象をは対し、といい、大きに対して、対象をは対し、大きに対して、対象をは対して、対象をは対し、大きに対して、対象をは対して、対象をは対して、対象をは対して、対象をは対し、対象をは対して、対象をは対して、対象をは対して、対象をは対して、対象をは対象をは対して、対象をは対象をは対象をは対象をは対象をは対象をは対象をは対象をは対象をは対象をは
- これまでの租税	租税特別 措 置 の 適用実績	
性税 特別措置の	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	_
特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
米 に 関 連	前回要望時 の達成目標	_
する事項	前回要望時 からの達成度 及び目標に達 していない場 合の 理 由	_
	・	_

令和6年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(経済産業省産業技術環境局環境政策課GX推進機構設立準備室)

項目	名	脱炭素成長型経済構造移行推過	進機構に係る税制上の 所	f要の措置
税	目	所得税 (所得税第 11 条第 1 項) 法人税 (法人税第 2 条第 6 号) 消費税 (消費税法第 60 条第 8 項) 印紙税 (印紙税法第 5 条第 3 号) 登録免許税 (登録免許税法第 4 条第 2 耳	頁)	
要	脱炭	措置の対象 素成長型経済構造移行推進機構 得税、法人税、消費税、印紙税 を講ずるもの。	講(以下「機構」とい	う。)の設立に伴 て、税制上の所要
望	○特例措置の内容 ・所得税(公共法人等(所得税法別表第一))として非課税措置を適用			
Ø	· 消费	人税(公益法人等(法人税法別 費税(消費税法別表第三に掲げ 紙税(印紙税法別表第三に掲げ 録免許税(登録免許税法別表第	る法人)として課税の特 る者)として非課税措置	寺例措置を適用 置を適用
内			平年度の減収見込額	— 百万円
容			(制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	(— 百万円) (— 百万円)

化石燃料賦課金等の徴収や、排出量取引制度の運営、債務保証等の金融支援 業務を担う機構を新たに設立することにより、2050 年カーボンニュートラルの 達成等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に貢献する。

(2) 施策の必要性

世界規模でグリーン・トランスフォーメーション(以下「GX」という。) 実現に向けて投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要である。

令和4年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」(令和5年2月10日閣議決定)及び「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(令和5年5月12日成立)により、機構の設立含め「成長志向型カーボンプライシング構想」等の新たな政策が具体化されることとなった。

具体的には、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブとして、2028年度から化石燃料賦課金、2033年度から発電部門に対する排出量取引制度を導入することとされているが、排出量取引制度の運営や賦課金等の徴収等(先行投資支援の一部を含む)に係る業務を実施する機関として、機構を創設する。排出量取引制度と炭素に対する賦課金制度との「ハイブリッド型」のカーボンプライシングを導入するため、両制度に関する調整・管理及び徴収業務を、機構が一体的に実施する。

また、GX分野の中には、大規模かつ長期的な資金供給が必要である一方、技術や需要の不透明性が高く、民間金融だけではリスクを取り切れないケースも存在するため、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法(ブレンデッド・フイナンス)の確立が重要である。欧米では、これまでに対処したことのない不確実性を克服するため、公的機関と民間機関が、案件ごとにリスクに応じて、補助金、出資、債務保証などの財政支援と金融手法を提供する方向でGX投資促進策を整備しつつあり、我が国においても、新たなファイナンス手法を開発・確立していくことが必要である。

具体的には、公益性・公平性・中立性を持った公的機関である機構が、民間金融機関等が取り切れないリスク(通常の投融資よりも長期の期間、莫大な資金量等)を特定した上で、GX技術の社会実装段階における金融手法によるリスク補完策(債務保証等)を検討・実施していく。

機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の措置を設けることを要望するものである。

新 設

拡 充

充又は延長を

必要とす

理 由

る

並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 【背景となる閣議決定・法律】 〇脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 (令和5年法律第32号) (機構の目的) 第二十条 脱炭素成長型経済構造移行推進機構(以下「機構」 という。)は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関 する業務、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事 業活動を行う者に対する債務保証その他の支援等を行うこと により、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するこ とを目的とする。 〇GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定) 今 . 「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行 (3) カーボンプライシングによる GX 投資先行インセンティブ 回 ④カーボンプライシングの実施等を担う「GX 推進機構」の創設 の 排出量取引制度の運営や負担金・賦課金の徴収等(先行投資 要 支援の一部を含む)に係る業務を実施する機関として、「GX 推 進機構」を創設する。排出量取引制度と炭素に対する賦課金制度との「ハイブリッド型」のカーボンプライシングを導入する 望 ため、両制度に関する調整・管理及び徴収業務を、本機構が一体的に実施する。 租 また、2026 年度の「排出量取引制度」本格稼働に向けて、 制度に係る各種実務を円滑に進め、中長期にわたり産業競争力 税 強化と効率的かつ効果的な排出削減の両立が可能な形で制度を 特 安定的に運営するため、排出実績や取引実績の管理、有償オ 合 政策体系 クションの実施、取引価格安定化に向けた監視等を実施する。 別 における 玾 政策目的の 措 (4) 新たな金融手法の活用 位置付け 1) 基本的考え方 性 置 同時に、GX 分野の中には、大規模かつ長期的な資金供給が必 要である一方、技術や需要の不透明性が高く、民間金融だけで はリスクを取り切れないケースも存在するため、公的資金と民 に 間資金を組み合わせた金融手法(ブレンデッド・ファイナン ス)の確立が重要である。 関 2) 今後の対応 捙 ②公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法(ブレンデッ ド・ファイナンス)の開発・確立 す 具体的には、公益性・公平性・中立性を持った公的機関であ る る「GX 推進機構」が、必要に応じて、案件関係者(事業者、公 的・民間金融機関等、技術開発支援を行った国立研究開発法人 事 等、機関投資家、弁護士や会計士等の専門家等)を集め、各主体におけるリスク許容度をヒアリング・分析し、民間金融機関等が取り切れないリスク(通常の投融資よりも長期の期間、莫大な資金量等)を特定した上で、GX 技術の社会実装段階におけ 項 る金融手法によるリスク補完策(債務保証等)を検討・実施し ていく。この際、民間金融機関に加え、株式会社日本政策金融 公庫や株式会社日本政策投資銀行、株式会社産業革新投資機 構、株式会社脱炭素化支援機構などの公的金融機関等とも連携 しつつ、民間投資の拡大を図る。 〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂 版(令和5年6月16日閣議決定) 2. GX・エネルギー安全保障 (2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行 ②カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティ

iv)カーボンプライシングの実施等を担う「GX推進機構」の

鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保

	推進機構」を創設する。 ③新たな金融手法の活用 官民 150 兆円超のG X 投資の実現に向けて、民間の積極的なファイナンスを引き出すため、グリーン・ファイナンスの拡大に加えて、トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組を強化する。また、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法(ブレンデッド・ファイナンス)を確立すべく、「G X 推進機構」が、民間金融機関等が取り切れないリスク(通常の投融資よりも長期の期間、莫大な資金量等)の補完策(債務保証等)を実施していく。 ○脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(令和5年7月28日閣議決定) 「G X 実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)」
政策の 達成目標	と同様 2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強 化・経済成長の同時実現に向けて、今後 10 年間で官民 150 兆円 超のGX投資を実現するため、機構は債務保証等の金融支援業 務等を行う。
租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置 2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強
中の達成	化・経済成長の同時実現。 令和5年6月30日 脱炭素成長型経済構造移行への円滑な移行
政策目標の 達 成 状 況	の推進に関する法律 施行 (今後の予定) 令和6年度中 機構の設立
要 望 の 措 置 の 適用見込み	1法人(機構)
要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できることとされている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に金融支援業務、化石燃料賦課金の徴収、排出量取引制度の運営といった業務を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移
当該要望項 目以外の税 制上の措置	行に支障を及ぼしかねない。 (地方税) (地方税) (法人住民税(地方税法第 24 条第 5 項) (法人税法別表第二の公益法人等として非課税措置を要望) (事業税(地方税法第 72 条の 5 第 1 項の非課税の法人として要望) () () () () () () () () () () () () ()
_	達 租置は 同中目 政達 要措適 要のみて 当目成 税の延上の 目状 望置見 の果段効 望め 望の 別用期 期達 標状 立 措見と対 望の 増入し ののみ 置込し性 項税

	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	令和6年度予算要求
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進が可能となる。
	要望の措置の 妥 当 性	機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及 び政府以外の者が出資できることとされている極めて公共性の 高い法人である。 なお、機構と同様の業務を行う認可法人等は税制上の優遇を 受けていることから、機構だけ別の扱いをすることは均衡を欠 くこととなる。
- 1 1	租税特別 措 置 の 適用実績	
までの租税特	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
これまでの租税特別措置の適用宝	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
実績と効果に関連する事項	前回要望時 の達成目標	_
遅する事項	前回要望時 からので目標 に達していない場合の 理	_
これまでの 要 望 経 緯		_

令和6年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・延長)

(経済産業省)

経済産業省製造産業局 素材産業課 金属課金属技術室 資源エネルギー庁資源・燃料部 燃料供給基盤整備課

		T		
項目名		原料用石油製品等の非課程	说化(原料用途免税の本 	則化)
税	目	揮発油税、地方揮発油税、	石油石炭税	
	び石油 れてい 課税措 際競争	制度上、石油化学製品等の石炭税については、あくまるところ、諸外国において 置とされている。 環境の国際的なイコールフ 力の維持・強化等を図るた 石炭税について、非課税と	でも租税特別措置としては、特別措置による免却です。 ッティングを確保しつている。 以下に掲げる揮発	て、免税又は還付とさ 税・還付ではなく、非 つ、我が国製造業の国
	·石;	油化学製品製造用揮発油の 油化学製品の製造のために 租税特別措置法第 89 条の 2 、租税特別措置法施行規則	消費される揮発油の免税 2、租税特別措置法施行 [。]	
要	•移l	出または引取りに係る揮発 出に係る揮発油の特定用途 租税特別措置法第 89 条の その 9、租税特別措置法施行 取りに係る揮発油の特定用	免税 3、租税特別措置法施行 ·規則第 39 条)	
望	·移l	租税特別措置法第89条の4 出に係るみなし揮発油の特別 租税特別措置法第90条、利 租税特別措置法施行規則第3 取りに係るみなし揮発油の	、租税特別措置法第 47 定用途免税 目税特別措置法施行令第 39 条、第 39 条の 2)	
<i>σ</i>		租税特別措置法第90条の2		令第 48 条の 4)
内	• 引	取りに係る石油製品等の免 取りに係る石油製品等の石 租税特別措置法第 90 条の 4	油石炭税の免税	令第 48 条の 9)
容	• 引	取りに係る特定石炭(鉄鋼 取りに係る特定石炭の石油 租税特別措置法第 90 条の 4	石炭税の免税	
	(7	油化学製品の原料用特定揮 租税特別措置法第 90 条の 計置法施行規則第 39 条の 6)	5、租税特別措置法施行	<u>台の還付</u> 令第 49 条、租税特別
	(7	油アスファルト等に係る石 租税特別措置法第 90 条の 6 税特別措置法施行規則第 39	の 2、租税特別措置法施	拖行令第 50 条の 2、租
			平年度の減収見込額	一 百万円
			(制度自体の減収額)	(▲3, 419, 000 百万円)
			(改正増減収額)	(一 百万円)

(1) 政策目的

諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていること を踏まえ、課税環境の国際的なイコールフッティングを確保しつつ、我が国製 造業の国際競争力の維持・強化等を図る。

なお、令和 4 年度税制改正大綱において、本措置は検討事項として位置づけ られている。

[令和5年度 税制改正大綱(与党)](抜粋)

第三 検討事項

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き 検討する。

施策の必要性

所)。

石油化学製品等の原料用途への課税が特例として措置とされている我が国に おいては、原則非課税化されている諸外国とは異なり、予見可能性に乏しいた め企業の中長期的な投資判断が困難な状況となっている。

万が一、こうした特例が措置されなくなった場合には、下記のとおり広範な影響を及ぼすことになる。

① 石油化学製品製造用揮発油の免税等

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラス チック等の製品の原料であり、石油化学産業の基礎となるものである。 仮に、現行の揮発油税(53,800円/KL)がそのまま課税されることになれ ば、全体で約3.1兆円もの巨額な追加負担が発生することになる。原料用途 への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により 作られた輸入製品への置き換えを招く可能性がある。また、石油化学産業の サプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の 経営も圧迫することになる(プラスチック製品製造業で約1万2千事業

② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 揮発油及びみなし揮発油は、エチレンやプロピレン等の基礎化学品だけで はなく、ゴムや接着剤、塗料等の原料にもなる。

仮に、現行の揮発油税 (53,800 円/KL) がそのまま課税されることになれ ば、全体で約33億円の負担増になる。これらの産業は中小企業も多く含まれ ており(中小企業比率:ゴム製品約 98.2%、接着剤 70.9%、塗料 85.0%)、こうした中小企業の経営を圧迫することになる。

③ <u>引取りに係る石油製品等の免税</u> 揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラス チック等の原料になる。仮に、現行の石油石炭税(2,800円/KL)がそのまま 課税されることになれば、全体で約 716 億円の負担増となり、①の揮発油と あわせて巨額な追加負担となる。

原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増により、 入製品への置き換えやサプライチェーン上の中小企業の経営の圧迫を招く可 能性がある。

なお、本措置は輸入されるナフサ等の揮発油に係る石油石炭税の特例であ るが、石油化学製品は、国内で原油から連産品として精製される揮発油を原 料として使用することもあるので、⑤の措置とあわせて国内での課税環境を 整合させることも必要である。

長 を 必 要

新

設

拡

充

又

は

延

す る 玾

由

لح

④ <u>引取りに係る特定石炭(鉄鋼、コークス、セメント製造用)の免税</u> 石炭は、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材であ

る鉄鋼、コークス、セメントの原料になる。仮に、現行の石油石炭税がその まま課税された場合には、下記のとおりの追加負担が生じることになる。

また、原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、 無税の原料により作られた他国の製品との競争力を失わせ、川下産業にも悪 影響を及ぼすことになる。

仮に課税された場合、粗鋼1トン当たり約 740 円、全体で約 659 億円の負 担増になる。その結果、関連産業含めて22万人の雇用に重大な影響を及ぼす ことになる。

〇コークス

仮に課税された場合、コークス1トン当たり約1,800円、全体で約72億円の負担増になる。コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高く(約 90%)、関連産業を含めて、約 7,900 人の雇用に重大な影響を及ぼすことに なる。

Oセメント

仮に課税された場合、セメント1トン当たり約90円、全体で約47億円の 負担増になる。その結果、関連産業を含めて 1.3 万人の雇用にも影響を及ぼすことになる。また、セメント産業は、全国で発生する廃棄物の約1割を処理しており、セメント産業の縮小は、こうした地域の廃棄物処理にも波及す ることになる。

⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 本措置は③と同様に、石油化学製品の原料になる揮発油にかかる石油石炭 税の特例であるが、国内で原油から精製される揮発油にかかるものである。 現行の石油石炭税(2,800円/KL)が還付されない場合、全体で約391億円

の追加負担となり、国際競争力の低下や国内化学産業のサプライチェーンへ の悪影響を招く可能性がある。

なお、本措置は国内で原油から精製されるナフサ等の揮発油に係る課税の 特例であるが、石油化学製品は、輸入される揮発油を原料として使用するこ ともあるので、③の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必 要である。

⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 現行の石油石炭税(2,800円/KL)が還付されない場合、全体で約100億円 の追加負担となり、国際競争力の低下を招く可能性がある。

なお、本措置は、国内で原油から生産される石油アスファルト等に係る課 税の特例であるが、石油アスファルト等は輸入されるものもある。輸入の石 油アスファルト等には石油石炭税が課税されていない一方で、国産の石油ア スファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されているため、課税環 境を整合させることが必要である。

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保 並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進		
		政 策 の 達成目標	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフッティングを確保するとともに我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。		
	合 理 性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	揮発油税法、地方揮発油税法及び石油石炭税法の本則における 恒久的な非課税措置		
今回	11	同上の期間 中の達成 目 標	本則における恒久的な非課税措置を要望するものであり、期間 中の達成目標は「政策の達成目標」欄に記載内容と同様であ る。		
の要		現行制度においては、租税特別措置法において、あくまで特別を目標の 例として措置されているがゆえに、課税の議論にさらされた。このため、企業にとっては、事業基盤が安定せず、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。			
望に関連する事項	有効	要望のののみ	令和5年度の適用事業者数の見込みは下記のとおり。		
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の適用事業者及び適用実績は、ここ数年ほぼ一定であり、特例の適用が受けられる事業者が毎年度安定的に利用している実態がある。 また、本措置は、石油化学製品等の原料に対する課税の国際的なイコールフッティングを確保することで国際競争力の確保・維持を図るものであり、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、関連産業にも及ぶこととなる。		

	T		T					
		当該要望項	 無し					
		目以外の税						
		制上の支援						
		措置						
		予算上の	無し					
		措置等の	, o					
	相	要求内容						
	111	及び金額						
	当							
	ıl-#	上記の予算						
	性	上の措置等	_					
		と要望項目						
		との関係						
			おり回にも	いって 店	対田冷のも	军祭油 工	油 大岩	が非課税と
		要望の措置	されているこ	ことを踏ま	74m歩の5 え、課税3	^{単元} 畑、1 条件の国際	I畑、仏灰 S的なイコ	ルチ球状と
		の妥当性	されているこ	するため	のもので	あり、補助	金等の代	替手段では
			なく、税制措	置として	非課税化す	ることは	妥当である) ₀
			① 石油化学製	11品製造田	揮発油の句	静		
				VHH 4X /E/13	<u>通用件数</u>	<u> </u>	量 1	免税額
					(件)	(千 KL		(億円)
			令和元	年度	845	62, 81		33, 793
			令和 2	年度	832	57, 51		31, 211
			令和 3	年度	851	60, 84	3 3	2, 734
	<u>-</u>		令和 4	年度	843	54, 55		9, 349
1 1	ī		令和 5		842	57, 63		1, 009
オ ま て の	F (*		※令和元~3年度は国税庁統計年報、令和4年度は石油化学工業協					
σ	ò		会ほか業界推計、令和5年度は経済産業省試算					
利	Ħ		② 移出またに	は引取りに	係る揮発液	由及びみな	じ揮発油	の特定用途
和 粉 特 另 指 置	兄 生		<u>免税</u>	/ 				
	ज 		〇免税額	(百万円)	∆ 1⊓		∆ 1⊓	<u></u>
捐	<u></u>			□ 〒和 □ 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1 1			ゴム	294	233	256	261	250
0	ノ 新	租税特別	塗料	2, 081	1, 863	1, 848	1, 931	1, 881
日	<u>및</u> 티	措 置 の	印刷用					
/i	Ē	適用実績	インキ	97	96	112	102	103
約	責		接着剤	265	232	234	244	237
	<u>-</u>		その他	852	803	874	843	840
×	IJ Ē		合計	3, 589	3, 227	3, 324	3, 380	3, 310
の通月写彩と交男に関連する事項	_ _ B		 〇適用数量	<u>t</u> (KL)				
 	引 直			令和	令和	令和	令和	令和
	Ē			元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
Ž	2		ゴム	5, 470	4, 334	4, 767	4, 857	4, 653
事	} 5		塗料	38, 687	34, 621	34, 357	35, 888	34, 955
4	₹		印刷用	1, 802	1, 785	2, 073	1, 887	1, 915
			<u>インキ</u> 接着剤	4, 921	4, 305	4, 355	4, 527	4, 396
			接着剤 その他	15, 830	14, 920	16, 241	15, 664	15, 608
			合計	66, 710	59, 965	61, 793	62, 823	61, 527
								】 【推計、令和
				経済産業省				
								17-5

③ 引取りに係る石油製品等の免税

	適用者数	適用	免税額	
	(社)	ナフサ等 (千 KL)	LPG (チトン)	(億円)
令和元年度	32	25, 204	371	713
令和2年度	32	27, 044	299	763
令和3年度	32	26, 622	353	755
令和 4 年度	32	22, 374	410	634
令和5年度	32	25, 347	354	716

[※]令和元~4年度は石油化学工業協会及び石油連盟調べ、令和5年 度は経済産業省試算

④ <u>引取りに係る特定石炭(鉄鋼、コークス、セメント製造用)</u> <u>の免税</u>

(鉄鋼)

(B)(B)(1)					
	適用件数	適用数量	免税額		
	(件)	(チトン)	(億円)		
令和元年度	11	56, 199	770		
令和2年度	10	46, 709	640		
令和3年度	11	52, 504	719		
令和 4 年度	10	47, 435	650		
令和5年度	12	48, 023	658		

(コークス)

	適用件数	適用数量	免税額
	(件)	(チトン)	(億円)
令和元年度	11	6, 470	89
令和2年度	9	6, 759	93
令和3年度	9	7, 065	97
令和 4 年度	9	5, 783	79
令和5年度	9	6, 205	85

(セメント)

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和元年度	14	4, 087	56
令和 2 年度	13	4, 321	59
令和3年度	13	4, 048	55
令和 4 年度	12	3, 845	53
令和 5 年度	13	3, 444	47

[※]用途証明申請者提出の実績報告書等。令和 5 年度は経済産業省 試算

⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

	適用者数	適用数量	還付額
	(社)	(千 KL)	(億円)
令和元年度	7	19, 681	551
令和2年度	7	15, 799	442
令和3年度	7	19, 170	537
令和 4 年度	7	13, 953	391
令和5年度	7	17, 709	497

※石油連盟調べ

	T			
	⑥石油アスファルト	・等に係る石油	石炭税の還付	
		適用者数	適用数量	還付額
	△和二左曲	(社) 8	(千 KL) 4, 372	(億円) 122
	令和元年度 令和 2 年度	8	3, 263	91
	令和3年度	8	4, 086	114
	令和4年度	7	3, 580	100
	令和 5 年度	7	3, 537	126
	※石油連盟調べ		-,	1 - 1
	※本措置は、該当すめ、適用者数は想偏ったものでない	限定以上に僅少		
租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_			
租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	石油 できる できる できる できまる できまる できまる できまる できまる でき	る観点に置いて けを図る措置いて こっ。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	有効。しかし あるため、 な視点に立っ されることで なイコールフ	ス、あくまでも特別の議論にさる。 は投資判断が困 で、企業の予見可 で、アイングが図
前回要望時 の達成目標	_			
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	石油化学製品等のの競争環境を整える例として免税・還付され易く、企業にと難な状況となってい	が観点に置いて 対を図る措置で こって中長期的	有効。しかしあるため、調	ノ、あくまでも特 県税の議論にさら
T H	①石油化学製品製造昭和 32 年度 創		<u> </u>	
	②移出または引取り 免税 昭和 32 年度 創 昭和 59 年度 創	リに係る揮発油 設(揮発油) 設(みなし揮発		<u>軽油の特定用途</u>
これまでの 要 望 経 緯	置(設 油化学製品等 象 の創設(1 年毎	に免税措置を	フサに係る免税措 延長)
	田和 59 年度 石 の 昭和 61 年度 石 税 昭和 63 年度 同 平成 2 年度 同	油化学製品等類 割設(1 年毎に 油化学製品製造 を 2 年間の免利 上 上	製造用輸入 LP(免税措置を延 5用輸入ナフサ	G に係る免税措置 E長) ナ・LPG に係る本
				(重質 NGL) に係

平成 6 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油

(重質 NGL) に係る本税を 2 年間の免税措置と

して延長

以降2年ごとに延長 平成 8 年度

平成 16 年度 同上

石油化学製品製造用輸入ガスオイル (粗製灯

油、粗製軽油)に係る免税措置の創設

平成 18 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油(重

質 NGL)・ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に 係る本税を2年間の免税措置として延長

平成 20 年度 同上 平成22年度 同上

平成 24 年度 「当分の間」の免税が措置

④引取りに係る特定石炭(鉄鋼、コークス、セメント製造用) の免税 平成 15 年度

創設

平成 17 年度 2年延長 以降2年ごとに延長

平成24年度 「当分の間」の免税が措置

⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

平成元年度 創設

(石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制 度創設)

平成 2年度

以降 2 年ごとに延長 拡充・延長(対象に石油化学製品製造用国産ガ 平成 16 年度

スオイル(粗製灯油及び粗製軽油)を追加)

以降2年ごとに延長 平成 18 年度

平成24年度 「当分の間」の還付が措置

⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 平成 9 年度 創設

平成 11 年度 以後2年ごとに延長

平成 24 年度 「当分の間」の還付が措置

令和6年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(経済産業省製造産業局自動車課)

		T		
項目	名	自動車関係諸税のあり方の検討	1	
税	目	自動車重量税 自動車重量税法全文 自動車重量税法施行令全文 自動車重量税法施行規則全域 租税特別措置法第 90 条の 10 自動車重量譲与税法全文 自動車重量譲与税法施行規則)~15	
	いて、 「2050 ばなら 的・社 ズの高	年度与党税制改正大綱における日本の自動車戦略やインフラ年カーボンニュートラル」目標ない。その上で、自動車の枠を会的な受益者の広がりや保有かまり、CASE に代表される環境変	整備の長期展望を踏る の実現に積極的に貢献 超えたモビリティ産業 ら利用への移行、地域 化にも対応するための	まえるとともに、 するものでなけれ の発展に伴う経済 公共交通へのニー インフラの維持管
要	してい	理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。		
望	益者負	その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化		
Ø	等に向に検討	けた具体的な制度の枠組みにつ を進める。	いて次のエコカー減税	の期限到来時まで
内	に向けた	、自動車税については、電気自 た動きを考慮し、税負担の公平 に踏まえた課税のあり方につい も含め、関係者の意見を聴取し [~]	性を早期に確保するた て、イノベーションへ	め、その課税趣旨
容				
		Γ		
			平年度の減収見込額	— 百万円
			(制度自体の減収額)	(一 百万円)
			(改正増減収額)	(一百万円)

新

設

(1) 政策目的

自動運転をはじめとする技術革新や保有から利用への変化、モビリティの多 様化を受けた利用者の広がりなど、自動車を取り巻く環境は大きく変化してお り、また、自動車産業として 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け積極的 な貢献が求められる中で、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図る ため、自動車関係諸税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行 う。

(2) 施策の必要性

- ① 自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、世 界的なカーボンニュートラルの動きを受けた自動車の電動化の急速な進 展、自動運転をはじめとする技術革新、シェアリング等の保有から利用へ の変化など、GX (グリーン・トランスフォーメーション) や DX (デジタ ル・トランスフォーメーション)による 100 年に一度の大きな変革期に直 面している。こうした動きは、グローバル競争を激化させる一方で、新た なビジネスの拡大や社会変革の大きなチャンスであり、GX・DX を取り込む ことで、「自動車産業」は「モビリティ産業」に大きく進化し、日本経済 全体の成長の源泉となるとともに、様々な社会課題の解決に貢献すること が可能となる。

「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の 長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現 に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超え たモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から 利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASE に代表される環境変 化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつ つ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負 担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視 点に立って検討を行う。

その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受 益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業 の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適 正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来 時までに検討を進める。

また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラル に向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣 旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多 面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」

とされたところ。

③ 上記を踏まえ、モビリティがもたらす新たな経済・社会像の具体化、その 実現に向けた包括的・骨太な政策枠組みの検討を進め、その中で受益の広 がりを踏まえた受益と負担の関係の再構築も含め、自動車関係諸税のあり 方について、税制の簡素化等の視点も踏まえた検討を行う必要がある。

18 - 2

今		政 策 体 系 に お け る 政策目的の 位 置 付 け	1. 経済構造改革の推進
回の要望(租税特別措置)に関	合 理 性	政 策 の達成目標	① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。 ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5~7割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2~3割)、2035年までに電動車の割合を100%とすることを目指す。 (関連する与党税制改正大綱、閣議決定等) 〇令和5年度与党税制改正大綱(令和4年12月23日)第三 検討事項 5 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共
連する事項			で通へのニーズの高まり、CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健

全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担 の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次の エコカー減税の期限到来時までに検討を進める。

また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

〇未来投資戦略 2018 (平成 30 年 6 月 15 日)

第2 具体的な施策

I[2]1. エネルギー・環境

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5~7割とすることを目指す。

(参考)次世代自動車戦略 2010 (平成 22 年 4 月 12 日) 2030 年の乗用車車種別普及日標(政府日標)

次	7世代自動車	50 ~ 70%
	ハイブリッド自動車	30~40%
	電気自動車	20~30%
	プラグイン・ハイブリッド自動車	20190
	燃料電池自動車	~3%
	クリーンディーゼル自動車	5 ~ 10%

OGX 実現に向けた基本方針(令和5年2月10日) 参考資料

【今後の道行き】事例7:自動車産業

- ■自動車産業のカーボンニュートラル化(例. 2035 年乗用車の新車販売で電動車 100%)を実現するため、今後 10 年で省エネ法などで電動車の開発・性能向上・車両導入への投資を促しつつ、国際ルールへの対応を着実に進めることによりグローバル市場への展開を進める。
- ○経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和5年6月16日) 第2章 新しい資本主義の加速
 - 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行(2) グリーントランスフォーメーション(GX)、デジタルトランスフォーメーション(DX)等の加速(グリーントランスフォーメーション(GX))

(前略)

自動車については、2030 年代前半までの商用化を目指す合成燃料 (e-fuel) の内燃機関への利用も見据え、2035 年までに新車販売でいわゆる電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)を 100%とする目標等に向け、蓄電池の投資促進・技術開

		発等や、車両の購入、充電・水素充てんインフラの整備、中 小サプライヤー等の業態転換を支援する。
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	_
	同上の期間 中の達成 目 標	_
		国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車 市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活 性化を図ることが必要。
	政策目標の 達 成 状 況	エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5~7 割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2~3 割)とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。
		< 新車販売台数に占める電動車の割合> 平成 29 年度 33.1% 平成 30 年度 34.3% 令和元年度 35.0% 令和 2 年度 37.2% 令和 3 年度 41.7% 令和 4 年度 46.6%
有効	要 望 の 措 置 の	国内の自動車販売台数は 400~500 万台前後で推移しており、これら自動車ユーザーへの課税のあり方を検討する。
性	適用見込み	<国内自動車販売台数の推移> 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台

		令和 2 年度 466 万台 令和 3 年度 422 万台
		令和 4 年度 439 万台
	要望の井見ととである。要望の本の大の神では、またのは、またのは、またので	令和5年度与党税制改正大綱においては、「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティら利れるのをで、自動を登益が、CASE に伴う経済的を通いなのニーズの司事がでは、は大きないののののののでは、では、一次のののののののでは、では、一次ののののののでは、では、一次のののののでは、では、では、一次ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	_
相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	_

	要望の措置の妥当性	令和5年度与党税制改正大綱においては、 「自動車関係諸税の見直しについとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な一ズの引きが出たののまで、地域公共交通へのニーズの引きがでは、は、でASEに代表されのの移行、地域公共交通へのニーズの司の維持管理・機能の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に中立で、国・地方を通じた財源を安定のでは、では、大きな課税のあり方にのいて、中長期的な視点に立って検討を行う。での際、電気自動車等の普及や市場まえ、でででいるに対したがある。また、自動車税について次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等のの登りを進める。また、自動車税については、電気自動車等ののかが成につなげるため、利用に応じたコカー減税の期限到来時までに検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等のかが成につながある。また、自動車税については、電気自動車等のかかが成にでは、電気自動車等のかが成にでは、電気自動車等のが表にでは、では、電気自動車等のが表にでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
- これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	〈新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合〉 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和 2 年度 62.7% 令和 3 年度 68.8% 令和 4 年度 67.2% 〈エコカー減税 (自動車重量税 (財務省試算))〉 平成 29 年度 ▲720 億円 平成 30 年度 ▲660 億円 令和元年度 ▲660 億円 令和元年度 ▲600 億円 令和 3 年度 ▲600 億円 令和 3 年度 ▲510 億円 令和 4 年度 ▲400 億円
(連する事項	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用件数を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。
前回要望時の達成目標	
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	_
これまでの 要 望 経 緯	_

令和6年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(経済産業省商務・サービスグループ消費経済企画室)

項目	名	リース会計基準の変更に伴う所要の措置
 税	目	
要	点等から	会計基準委員会は、我が国リース会計基準について国際的な整合性の観 ら、借り手側におけるオペレーティング・リース取引について、通常の
望	また、「今般、	取引に係る方法に準じた会計処理を廃止する方針で検討を進めている。 リース取引に係る延払基準の廃止等についても検討している。 同委員会において、リース会計基準の見直しについて上記内容とした 令和 5 年 5 月に公表されており、これを踏まえて会計基準が変更される
Ø	場合にに	は、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税 計置について要望するものである。
内		
		平年度の減収見込額 ― 百万円
容		(制度自体の減収額) (一 百万円)
		(改正増減収額) (一百万円)
新	(1) 政	策目的
設		国のリース取引は、設備導入を容易にするビジネスツールとして広く定 おり、我が国企業の競争力維持のため、企業経営に必要なものである。
	今般(のリース会計基準の見直しにより税務処理が変更となる場合、リース利
拡	用有をI 盤へ大き	はじめ関連業界への影響が想定される。このため、リース取引の存立基 きな影響を与えることがないよう、当該会計基準の変更に向けた検討を
充	生じなし	会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ いようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引
ス	の健全な	は発展に資することを目的とする。
は		
延	(2) 施	策の必要性
長		会計基準の見直しにより税務処理が変更される場合、変更内容によって ス取引の利用者等に過度な負担がかかる可能性がある。リース取引は我
を	が国産業	業の設備投資の重要なツールであり、リース取引の存立基盤に大きな影 えないよう、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担が
必	できるがる。	だけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることが必要であ
要	なお、	リース会計基準の見直しは国際的な整合性の観点等から検討されたも
٤	準の変	るが、リース会計基準は税制と密接に関係しているため、リース会計基 更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う
す	企業の負	負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずるこ 今後のリース取引の健全な発展に資することができる。
る		
理		
由		

	1	T	
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	4 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
	合	政 策 の 達成目標	リース会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更 される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じない ようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリー ス取引の健全な発展を促進する。
今	性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	_
回の要望		同上の期間 中 の 達 成 目 標	
望		政策目標の 達 成 状 況	
租 税 特	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	_
別措置)		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	リース会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更 される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じない ようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリー ス取引の健全な発展を促進する上で有効である。
に 関 連 す	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	_
る事項		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置 の 妥 当 性	リース取引の存立基盤へ大きな影響を与えることがないよう、 当該会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することを目的としており、政策目的達成手段として妥当である。

		,
_ h	租税特別 措 置 の 適用実績	
までの租税	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
美績と効果に関連	前回要望時 の達成目標	
埋する事項	前回要望時からの選問をはいます。 からび目標によい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はい	_
これまでの 要 望 経 緯		_

令和6年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部資源開発課)

項目	名	海外投資等損失準備金の延長
税	目	法人税 租税特別措置法第 55 条 租税特別措置法施行令第 32 条の 2 租税特別措置法施行規則第 21 条
要	適用	朝限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。
望		
Ø		
内		平年度の減収見込額 ー 百万円
容		(制度自体の減収額) (▲2,000 百万円) (改正増減収額) (— 百万円)

(1) 政策目的

エネルギー政策において、石油・天然ガスは 2030 年度の一次エネルギー供給においても合計約 5 割を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下や、価格ボラティリティの増大等が生じている。

こうした中、ロシアによるウクライナ侵略によって世界の供給余力は減少し、世界的にも油価・ガス価格の高騰等が生じた。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。

2023年5月に開催されたG7広島首脳サミットにおいても、各国のエネルギー事情、産業・社会構造及び地理的条件に応じた多様な道筋を認識しつつ、ネット・ゼロという共通目標につなげることや、ガス部門への投資が現下の危機及びこの危機により引き起こされる将来的なガス市場の不足に対応するために適切であることが認識されている。

我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。

また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。

エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する必要がある。

(2) 施策の必要性

資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う自主開発の推進を図ることが極めて重要である。

他方で、石油・天然ガスや鉱山における探鉱・開発といった資源開発事業は、多い場合は数兆円規模の巨額の資金が必要となる上、数多くのリスクが存在する。例えば、探鉱を開始したにもかかわらず資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安や為替変動といったカントリーリスクが代表的なものである。

国営企業を持たない我が国において、エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには、リスクの高い資源開発事業に対する民間企業の投資を促進することが不可欠である。このため、民業補完として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構や株式会社国際協力銀行による出資や融資等の量的支援を行うことに留まらず、本制度により事業失敗等の将来損失に備えるとともに、民間企業のキャッシュフローを改善することで、継続的な探鉱・開発活動を後押しすることが引き続き必要である。

新設

拡

充

又

は 延 長 を

必

要

とす

る 理

由

6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並 びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和5年6月16日閣議 決定) 第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応 1 国際環境変化への対応 (3)エネルギー安全保障の強化 ロシアのウクライナ侵略によって国際的なエネルギー市 場が混乱する中、我が国では、エネルギー価格の高騰や国 内における電力やガスの需給ひっ迫の懸念など、エネルギ - 危機が危惧される緊迫した状況にある。安定的で安価な エネルギー供給は、国民生活、社会・経済活動の根幹であ り、脱炭素化の取組とともに、エネルギー危機に耐え得る 強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要がある。 今 世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明とな る中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、 石油・天然ガス、金属鉱物資源の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行うほか、政府系機関を通じた ഗ 要 支援強化の取組を進める。加えて、アジア各国と連携した LNG の確保などアジア全体でのエネルギーの安定供給を図る 望 とともに、同志国等との協調などを通じて重要鉱物の安定 供給の確保に取り組む。 和 また、レアメタル権益の確実な確保に向けた支援措置な ど安定供給体制の強化や、メタンハイドレート、海底熱水 税 鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源の確保に取り組む。 特 合 政策体系 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 別 における (令和5年6月16日閣議決定) 玾 政策目的の 措 IV. GX・DX 等への投資 位置付け 2. GX・エネルギー安全保障 性 置 (1) エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭 素の取組 ⑥資源確保に向けた資源外交など国の関与の強化 に i)資源の安定供給確保 不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、長期間の備蓄 関 が困難というLNGの性質を考慮し、民間企業の調達力を活かす形で、戦略的余剰LNGを構築する等、政策を総動員して安 捙 定供給確保を目指す。 す る OG7 広島首脳コミュニケ(2023 年 5 月 20 日) (仮訳) <エネルギー> 事 パリ協定の我々のコミットメントに合致した形で、エネ ルギー節減及びガス需要の削減を通じたものを含め、ロシアのエネルギーへの依存からのフェーズアウトを加速する 項 こと、及びエネルギー供給、ガス価格及びインフレーショ ン、並びに人々の生活へのロシアによる戦争の世界的な影 響に対処することが必要である。この文脈において、我々 は、液化天然ガス(LNG)の供給の増加が果たすことのでき る重要な役割を強調するとともに、ガス部門への投資が、 現下の危機及びこの危機により引き起こされ得る将来的な ガス市場の不足に対応するために、適切であり得ることを 認識する。 OGX 実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定) 2. エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素 の取組 (2) 今後の対応 6) 資源確保 に向けた資源外交 など国の関与の強化

ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界のLNG供給余力がより減少するなど、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行う必要がある。

〇エネルギー基本計画 (令和3年10月22日閣議決定)

5. 2050 年を見据えた 2030 年に向けた政策対応

(9) エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進

カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、エネルギー・セキュリティの確保に関しては一切の妥協は許されず、必要なエネルギー・安定的に確保し続けることが国家の責務である。昨今の中東情勢の変化や新興国の需要拡大、シーレーンの不安定化、戦略物資を巡る国際的な緊張の高まり等も踏ま得のと、石油・天然ガスや金属鉱物資源等の海外権益獲得済が、国開発を通じた安定供給確保は、国民生活及び経済が動の観点から重要であり、引き続き確実に達成する必要がある。

こうした状況を踏まえ、①足下で必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、②電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③脱炭素燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国が資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進する。

②石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進

石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的的課題を抱えている。こうした中で、石油・天然ガスの安定供給確保のためには、我が国企業が直接その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通じた自主開発を進めることが極めて重要である。そのため、我が国として、内閣総理大臣を筆頭とした資源外交や JOGMEC によるリスクマネー供給等を通じて、我が国企業による自主開発を推進してきた。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に端を発した油価低迷による上流投資の減少、中東情勢の不安定化や南シナ海・東シナ海での緊張の高まりに伴うシーレーンリスクの高まり、さらには2020年10月の2050年カーボンニュートラル宣言や2021年4月の2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の表明など、石油・天然ガスを取り巻く国内外の情勢は大きく変化した。

こうした中にあっても、石油・天然ガスの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進や JOGMEC によるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率 (2019 年度は34.7%)を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げることを目指す。

⑥鉱物資源の確保

鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、カーボンニュ

ートラルに向けて需要の増加が見込まれる再生可能エネルギー関連機器や電動車等の製造に不可欠である。特に、エネルギーの有効利用の鍵となる蓄電池、モーター、半導体等の製造には、銅やレアメタル等の鉱物資源の安定的な供給確保が欠かせない。他方、鉱物資源は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。

レアメタルの短期的な供給途絶対策である備蓄制度については、需要家のニーズの変化や鉱種ごとの供給動向等も踏まえ、必要な備蓄量を確保するとともに、備蓄鉱種を柔軟に入れ替えるなど、機動的な対応が可能となるよう、不断に制度の改善を行っていく。

断に制度の改善を行っていく。 こうした施策に加え、首脳・閣僚レベルを始めとする包 括的資源外交を重層的に展開することにより、ベースき ルの自給率(2018 年度は 50.1%)については、引きにより 2030 年までに 80%以上を目指す。さらに、リサイクル る資源循環を促進することによって、我が国企業が権益を 有する海外自山鉱等からの調達確保を合わせて 2050 年まで に国内需要量相当のベースメタル確保を目指す。なおあで に国内需要量相当のベースメタル確保を目指す。なおあいことが多いこと、権益比率とは関係なくオフテイク権が とが多いことが多いことから、一律の自給率目標は設けず、 鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいく。

		〇石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年 には60%以上に引き上げる。
		〇金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開 発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果 測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を 2030 年までに80%以上に引き上げる」を設定)。
	政 策 の 達成目標	※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。
		※鉱物資源(ベースメタル)の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石 から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイ クル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」につ いては、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計(経産省)及び貿 易統計(財務省)による。「我が国企業の権益下にある輸 入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得 られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの 聞き取り調査による。
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和6年4月1日~令和8年3月31日(2年間)
	同上の期間中の達成	〇石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。 〇金属鉱物
	目標	受証 周
	政策目標の	〇石油・天然ガスの自主開発比率 平成 29 年度: 26.6% 平成 30 年度: 29.4% 令和元年度: 34.7% 令和 2 年度: 40.6% 令和 3 年度: 40.1% 令和 4 年度: 33.4%
	達 成 状 況	○鉱物資源(ベースメタル)の自給率 平成 29 年度: 50.6% 平成 30 年度: 50.2% 令和元年度 : 52.1% 令和 2 年度 : 50.4% 令和 3 年度 : 45.8%
		今後、中東、東南アジア、中南米等の地域で本税制を活用し た探鉱・開発が行われる見込み。
有	要望の	〇適用事業者(法人)数 令和6年度: 2社 令和7年度: 2社
効性	措置の適用見込み	○適用事業者(法人)の範囲 令和6年度: 鉱業、石油製品製造業等 令和7年度: 鉱業、石油製品製造業等
		※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 211 回国会提出)における令和元年度~令和3年度実績の平均値を算出し、この水準が令和6年度~令和7年度についても継続するものと推定。

	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金よる。 の維持・促進を図るものである。 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)によると、本制度の適用事業、本制度の適用事業、本制度の音報を2社、また、の通知のでから2社、また、の当時ので2社、また、の当時ので2社、また、の当時ので2社、また、の当時ので2社、また、の当時ので2社、また、の当時ので2社、またのでは、ことでのでから2年度での平均で約8億円のでからでは、ことでのでからである。のででは、1社ののででがある。のでは、1社ののででは、1社ののででは、1社ののでは、1社ののでは、1社ののでは、1社ののでは、1社ののでは、1社
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱 床探鉱費の特別控除
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	○石油・天然ガス ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構海外探鉱等事業への出資(令和5年度予算額:479億円) ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構海外の天然ガス資産開発・液化等出資(令和5年度予算額:1,270億円) ○金属鉱物・ウラン ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外探鉱等事業への出融資(令和5年度予算額:117億円) ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外ウラン探鉱支援事業(補助金)(令和5年度予算額:4.3億円)
相当性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。 一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。
	要望の措置の 妥 当 性	予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが 一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことのの りそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクので い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的 確な政策手段となっている。 また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗 した場合は一括で取崩し(益金算入)、プロジェクトが失敗 した場合は一括で取崩し(益金算入)、その後5年に り均等に取崩し(益金算入)を経過した場合、その後5年に り均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公公 い照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置である に照らし、国民の納得できる必要最小限の特別措置である。 なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁 が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化とい

		った観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に 本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。
		〇適用事業者(法人)数 平成29年度: 5社 平成30年度: 2社 令和元年度: 3社 令和2年度: 2社 令和3年度: 2社
		〇損金算入額 平成 29 年度: 2,574 百万円 平成 30 年度: 18,093 百万円 令和元 年度: 6,620 百万円 令和 2 年度: 1,253 百万円 令和 3 年度: 8,473 百万円
これまでの租	租税特別 措 置 の 適用実績	○減収額 平成 29 年度: 602 百万円 平成 30 年度: 4, 198 百万円 令和元 年度: 1,536 百万円 令和 2 年度: 291 百万円 令和 3 年度: 1,966 百万円
これまでの租税特別措置の適用実績		○適用事業者(法人)の範囲 平成29年度: 鉱業、石油製品製造業等 平成30年度: 鉱業、石油製品製造業等 令和元年度: 鉱業、石油製品製造業等 令和2年度: 鉱業、石油製品製造業等 令和3年度: 鉱業
		※適用事業者(法人)数、損金算入額、適用事業者(法人)の範囲については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)における令和元年度~令和3年度実績をもとに作成。 ※減収額については、上記損金算入額に対して各年度の法人税率を乗じることで算出。
と効果に関連する事項	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	租税特別措置法第 55 条、第 68 条の 43 適用件数: 2 件 適用額: 8,473 百万円 ※令和 3 年度の適用状況
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	石油・天然ガスの自主開発比率は、平成 29 年度の 26.6%から、令和4年度には33.4%に上昇している。 鉱物資源(ベースメタル)の自給率は、平成29年度は52.1%であり、令和3年度は45.8%となっている。過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず、直近の自給率が低下している。
	13 793 117	石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。
	前回要望時 の達成目標	我が国企業による探鉱・開発事業のため投資活動の促進を図ることにより自主開発比率を引き上げる。

	○石油・天然ガスの自主開発比率の達成度
	令和 4 年度時点で 66.8% (=33.4%/50%)
前回要望時 からの達成	○鉱物資源(ベースメタル)の自給率の達成度 令和 3 年度時点で 57.3%(=45.8%/80%)
度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	※資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまで最低でも 10 年程度を要する。また、資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を受ける場合がある。したがって、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率の推移については、このような事象を考慮する必要がある。 ※いずれにせよ、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向に
	│ ある。 【年度】 【要望等の内容】
	【年度】 【要望等の内容】 昭和39年度 「海外投資損失準備金」創設(3年間) 昭和42年度 延長(2年間)
	昭和 44 年度 延長 (2 年間)
	昭和 45 年度 「石油開発投資損失準備金」創設(2 年間) 昭和 46 年度 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準 備金」に改組(3 年間)
	問金」に改組 (3 年間) 昭和 48 年度 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を 統合し、「海外投資等損失準備金」に改組
	昭和 49 年度 延長(2 年間) 昭和 51 年度 延長(2 年間) (開発の積立率:50%→40%) 昭和 53 年度 延長(2 年間) 昭和 55 年度 延長(2 年間)
これまでの	昭和 57 年度 延長 (2 年間) 昭和 59 年度 延長 (2 年間) 昭和 61 年度 延長 (2 年間) 昭和 63 年度 延長 (2 年間) 平成 2 年度 延長 (2 年間)
要望経緯	平成 4 年度 延長(2年間) 平成 6 年度 延長(2年間) 平成 8 年度 延長(2年間) 平成 10年度 延長(2年間) (開発の積立率:40%→30%) 平成 12年度 延長(2年間) 平成 14年度 延長(2年間)
	平成 16 年度 延長(2 年間) 平成 18 年度 延長(2 年間) 平成 20 年度 延長(2 年間) 平成 22 年度 延長(2 年間) (探鉱の積立率:100%→90%)
	(石炭、木材を除外) 平成 24 年度 延長 (2 年間) 平成 26 年度 延長 (2 年間) 平成 28 年度 延長 (2 年間) (探鉱の積立率:90%→70%) 平成 30 年度 延長 (2 年間) (探鉱の積立率:70%→50%)
	(開発の積立率:30%→20%) 令和 2 年度 延長(2 年間) 令和 4 年度 延長(2 年間)

令和 6 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (新設·拡充·延長)

(経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課)

			1	旦	1 // 1	11	电刀	カス事未叩	电刀全面3	
項	目	名	電力広域的	運営推進	進機関が	行う	金銭貸	付業の収益事	事業からの除	外
税		目	法人税 法人税法	. 施行令第	第5条第	3 項	Į			
要	0	ける事: D三に	業者に対し 掲げる業務。	て行う金 として行	銭貸付 う金銭貸	(電 : (付第	気事業注	機関) が広域 法第二十八条 ついて、法人和	の四十第一 说法施行令第	項第五号 5 条第
望	3	項にき 金事業は	規定する 1: に該当する	金銭貸付金銭貸付金	業のう ^力 業から防	ら次1	こ掲げ♪ トる。	るもの以外の	もの」に追	加し、収
Ø										
内									1	
								の減収見込額	精査中 ,	百万円
容								目体の減収額) 増減収額)	(–	百万円)
	1-	1\ Th2	エロか				(LX IE	· 一一		ロハロ)
新	(, , , , ,	策目的 可能エネル:	ギーのナ	最道 入 4	っ雷·	ታው ድ ና	定供給確保に	必要か大担	模 玄統整
設	fi 引	帯を実	現するため、	多額の	資金及7	ゾ長	朝の整体	備期間を要す ける大規模電	る大規模連	系線の増
		5.				•				
拡	(*	2) 施領	策の必要性							
充	\2	,		ニュート	·ラル実	現も	見据え	、再生可能工	ネルギーの	大量導入
ヌ	7	や電力で る大規模	供給網のレ 関な連系線の	ジリエン D増強が』	ス強化る必要。こ	を推っていた。	進するが こめ、電	ためには、長 ②力広域機関I	期の整備期 は 2023 年 3	間を要す 月に「広
は			系統のマス? く方針。	ターブラ	ン」を領		し、今行	後、将来の系	統整備計画	を具体化
延								- プランの試算		
長	=	長期	に及ぶこと	等により	、民間等	事業:	者だけて	が、多額の費 で長期間にわ	たり多額の	資金を調
を	[S	皆におり	いて当該計	画の実現	可能性を	を高さ	めるたと	高い系統整備 め、民間事業	者の円滑な	資金調達
必	4	€で成:	立した「脱カ	炭素社会	の実現に	こ向り	けた電気	c状況を踏また 気供給体制の	確立を図る	ための電
要	Ś	表事業	法等の一部 る建設資金の	を改正す	る法律」	に	基づき、	、電力広域機	関の業務に	、系統増
٤								る貸付は、電		
す	3	系統整	備事業にのる	み実施す	るもので	であ	る。すれ	が高いと経済 なわち、電力	広域機関の	収益性を
る	其	或機関:	が広域系統	整備計画	を実施す	ナる	事業者に	ハ業務である こ対して実施	する金銭貸	付につい
理		て、法 <i>.</i> る。	人税法施行 [。]	令におい	て収益	事業に	こ該当し	しない金銭貸	付業として	位置付け
曲		-								

	1		
			6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並 びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
今		政に政位策は大学である。	〇改正電気事業法(第二十八条の四十九・第二十八条の四十) (整備等計画の認定) 第二十八条の四十九 広域系統整備計画(前条第三項又は第五項 の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のも の)に定められた電気工作物であつて経済産業省令で定める 規模以上のものの整備又は更新を実施しようとする一般送配 電事業者又は送電事業者は、単独で又は共同して、その整備 又は更新に関する計画(以下「整備等計画」という。)を作 成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に 提出して、その認定を受けることができる。 2・3 (略)
回の要望に			(業務) 第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一~五の二 (略) 五の三 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。
に関連す	埋性		OGX 実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定) 2. エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組 5) カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備マスタープランに基づき、費用便益分析を行い、地元理解を
る事項			得つつ、道路、鉄道網などのインフラの活用も検討しながら、 全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を進める。地域間 を結ぶ系統については、今後 10 年間程度で、過去 10 年間と 比べて 8 倍以上の規模で整備を加速すべく取り組み、北海道か らの海底直流送電については、2030 年度を目指して整備を進 める。さらに、系統整備に必要となる資金調達を円滑化する仕 組みの整備を進める。
		政 策 の 達成目標	広域連系系統のマスタープランに基づき、我が国における大 規模電力系統整備を促進する。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	期限の定めなし
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の 達 成 状 況	電力広域機関は、2050 年カーボンニュートラル実現も見据えた将来的な電力系統の絵姿として、2023 年 3 月にマスタープランを策定した。今後、マスタープランを踏まえて整備内容を具体化し、個別の計画を策定しながら、中長期的に複数の計画に基づく系統整備を行っていく。現時点では、このうち最初の計画として、北海道と本州をつなぐ海底直流送電網等の整備計画の具体化を進めている。

	T	1
有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	現時点で電力広域機関から民間事業者への金銭貸付が予定されている計画は1件(北海道~本州間の海底直流送電) 今後、その他の地域においても計画策定が完了次第、系統整備が進んでいくものと見込まれる。
性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本制度の措置により、広域系統整備計画を実施する民間事業者の資金調達が円滑に進むことで、大規模系統整備の促進に繋がる。
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
	要望の措置の 妥 当 性	電力広域機関による金銭貸付は、電気事業法に基づく電力の 安定供給及び再生可能エネルギー大量導入の観点から公共性が 高いとして経済産業大臣による認定を受けた整備事業者に対象 を限定して実施されることとしており、公共性の観点から著し く効果が見込まれる系統整備に限定して支援を行うための制度 設計がなされている。
これまで	租税特別 措 置 の 適用実績	
これまでの租税特別措置の適	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
る事項置の適用実績と効果に	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
効 果 に	前回要望時 の達成目標	_

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	_
これまでの 要 望 経 緯	

令和6年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(経済産業省中小企業庁事業環境部財務課)

項目	名	小規模企業等に係る税制のあり方の検討
税	目	所得税
要望	る方勤す申どこ 方割の労る告のとなに 方がまる	内経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面す 承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、働き 様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス 所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対 党のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による 等及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得と 所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見 が得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見 が一次では、動き方のを様においても、小規模企業等に係る税制のあります。 ののでは、動き方のを様においても、小規模企業等に係る税制のあります。
o o	法人成の簿記さ、給	バランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規 こよる青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続 与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方
内		として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討す とされている。
容		平年度の減収見込額 — 百万円
		(制度自体の減収額) (一百万円)
		(改正増減収額) (百万円)

		(1) 政策目的			
亲	折	れ、かつ給与	人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認めら 所得控除の額が所得金額に応じて逓増する仕組みになっているこ 人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に関わらず定額の控除		
討	<u>ጉ</u>	であり、事業でいないとの	所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映し		
· 初		図る観点から	個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮しつつ、その振興を 、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配		
	在 	度も参考に、	人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制 正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図り		
	z	控除」のあり:	続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的 方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合		
	t t	的に検討する。			
延		(2) 施策の必要	要性		
	_	上記「政策	目的」に同じ。		
	<u>*</u>				
业					
要	更				
ع	<u> </u>				
9	;				
Z	5				
理	#				
l d	Ħ				
今					
フ 回		政策体系における	7. 中小企業及び地域経済の発展		
の		政策目的の 位 置 付 け	7. 中小企業及び地域経済の発展		
要			個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも		
望(合	政策の	配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得		
租税	理	達成目標	及を含め、記帳が準の向工を図りなから、引き続き、結与所情 控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり 方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総		
特	性	4-40 41 - 11"	合的に検討する。		
別		租税特別措 置の適用又			
措置		は延長期間			
旦)		同上の期間			
15		中の達成目を標			
閗					

	T	
	政策目標の 達 成 状 況	
有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	_
性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
相	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
性	要望の措置の 妥 当 性	シャウプ勧告においては、当時給与所得者に認められている、当時給与所得の大部分が財産の大部のにおいても同様の方においてある。 一次では、「所得のでは、の努力においてある。 一次では、の努力には、のののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、のののののののの
これまでの関連す	租税特別 措 置 の 適用実績	_
関連する事項の適用実績と効果におすの租税特別措	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	

租税特別措	
置の適用に	
よる効果	
(手段として	
の有効性)	
前回要望時	_
の達成目標	
前回要望時	
からの達成	
度及び目標	_
に達してい	
ない場合の	
理由	
	_
これまでの	
要望経緯	

令和6年度税制改正要望事項(新設·拡充·<u>延長</u>)

(経済産業省中小企業庁創業・新事業促進課)

項	目	名	登録免許稅	の軽減措置の		業支援	妥等事業計画の認	定自治体における
税		目		?]措置法第 80 :]措置法施行規			02第4項	
		産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許 税の軽減措置を令和8年3月31日まで延長する。						
		(1)対象者						
		創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村において、特定創業支援等事業の 支援を受けた創業前の個人及び創業後5年未満の個人						
要		(2)軽減措置						
÷8		①事業を営んでいない個人が株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立 に要する登録免許税の軽減措置						
望		②創業 5 年未満の創業者が株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に 要する登録免許税の軽減措置						
Ø			寺別措置法 条第2項	措置の内容	通常 税率		強化法	の特例
内			1号	株式会社 の設立	0.7%		0.35% (当該金額が7.5万円に満たな い場合は1件につき7.5万円)	
容			2 号	合名会社 合資会社 の設立	6 万円		3 万円	
			3号	合同会社 の設立	0.7%		0.35% (当該金額が3万円に満たない 場合は1件につき3万円)	
						平年	度の減収見込額	一 百万円
						(制)	度自体の減収額)	(▲5,000 百万 円の内数)
						(改	正増減収額)	(一百万円)

(1) 政策目的 新 設 日本の開業率は、令和元年度時点で 4.2%と、米国・英国の半分以下となっており、引き続き更なる創業の促進に向けた施策が必要である。特に地方の開 業率は大都市圏と比較して低く、地域経済の活性化に繋がっていない。そのため、地域の需要を捉え、地域に密着した創業者を増やし、地域経済を活性化さ 拡 充 せていくことが重要である。 又 令和2年7月17日に閣議決定されている成長戦略フォローアップ2020では、 は 開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指すことが示されている。 延 (2) 施策の必要性 툱 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画は、令和 5 年 6 月末で 1,320 を 計画、1.479 自治体が国の認定を受けており、全国に広がっている。 必 本認定計画は、潜在的創業希望者を掘り起こして地域内の創業を促進し、 走型支援により創業者の事業の成長や経営を安定させることで、地域内に創業者のロールモデルを創出し、その結果新たな創業者を創出する好循環の構築を 要 لح 目的としている。 す 本措置は、創業時の設立手続にかかるコストを軽減するとともに、本認定計画を活用した地域の創業を促進するものであり、政策目標の達成に向けて、本 る 玾 措置を講ずることで、我が国創業者の事業拡大や経営安定を早期に促し、地域 経済の活性化を推進していく必要がある。 由 政策体系 における 7. 中小企業及び地域経済の発展 政策目的の 今 位置付け 開業率が米国・英国レベルの 10%台になることを目指す。 ഗ 『成長戦略フォローアップ 2020』 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決 要 定) 政策の 望 《KPI》開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指 達成目標 和 ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税 制措置等と一体となって達成するものである。 税 和税特別措 特 合 令和6年4月1日~令和8年3月31日(2年間) 置の適用又 別 は延長期間 玾 措 性 置 同上の期間 中の達成 政策の達成目標と同じ 目 標 に 開業率 関 令和3年度 4.4% 令和2年度 5.1% 連 令和元年度 4.2% す 平成 30 年度 4.4% 平成 29 年度 5.6% る 政策目標の 平成 28 年度 5.6% 達成状況 事 平成 27 年度 5.2% 平成 26 年度 4 9% 項 平成 25 年度 4.8% 平成 24 年度 4.6% 平成 23 年度 4.5% 平成22年度 4.5%

			平成 21 年度 4.7% (出典:厚生労働省資料 雇用保険事業年報) ・開業率 令和 2 年 4.4% 令和元年 4.4% 平成 30 年 4.5% 平成 29 年 4.5% 平成 28 年 4.4% 平成 27 年 4.3% 平成 26 年 4.2% 平成 25 年 3.8% 平成 24 年 3.6% 平成 23 年 3.5% 平成 24 年 3.6% 平成 27 年 3.8% 平成 24 年 3.6% 平成 27 年 3.8% 平成 25 年 3.8% 平成 27 年 3.8% 平成 27 年 3.8% 平成 28 年 4.2% 平成 29 年 3.8% 平成 29 年 3.8% 平成 29 年 3.8% 平成 21 年 3.6% 平成 27 年 4.3% 平成 28 年 4.4% 平成 29 年 3.8% 平成 29 年 3.8% 平成 29 年 3.8% 平成 29 年 3.8% 平成 21 年 3.6% 平成 21 年 3.6% 平成 21 年 3.6% 平成 22 年 3.8% 平成 22 年 3.4% 「出典:法務省資料 民事・訟務・人権統計年報 及び 国税庁資料 国税庁統計年報書)
	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	(適用期間内における適用事業者数) 令和 6 年度 3,085 令和 7 年度 3,761
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	我が国の開業率は米国・英国と比較すると半分程度にとどまっている中で、創業期における大きな課題として、資金調達が挙げられている。 一般的に、創業者は信用力も低く資金調達が困難なケースが多い。また我が国における創業手続にかかるコストは他の先進国と比べて高いことから株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることにより、創業期の資金調達コストを低減させるとともに、予算措置、金融措置等を合わせて講じることで、他の先進国並みでの創業を可能とする環境を整備し、創業を促進する。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	〇創業支援等事業計画機能強化事業(中小機構運営費交付金) 〇地域創業等支援事業(中小機構運営費交付金) 〇地域中小企業普及啓発事業(中小機構運営費交付金)
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	上記の予算は、将来的に創業者となる人材を輩出するため、 教育現場での起業家教育を推進する事業及び創業支援等事業計 画の認定自治体における創業支援の質の向上等を図る事業、成 長を目指す企業をアクセラレーションする事業、創業機運を醸 成する普及啓発事業であり、本措置や金融措置等を含め、一体 となって政策目標の達成を目指すものである。
		要望の措置 の 妥 当 性	k

これまでの租税特別	租税特別 措 置 の 適用実績	【適用件数】 令和2年度 1,388件 令和3年度 1,958件 (出典:法務省資料 第3表条項別租税特別措置法による登録 免許税の軽減件数及び納付額) 令和4年度 2,078件 (出典:経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和5年7月時 点) 【減収額】 令和2年度 89.2百万円 令和3年度 127.3百万円 (出典:法務省資料 第3表条項別租税特別措置法による登録 免許税の軽減件数及び納付額) 令和4年度 137.3百万円 (出典:経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和5年7月時 点)
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
措置の適用実績と効	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	登録免許税の軽減措置を講ずることにより、新たな事業を行う際に要する費用を軽減し、創業を促進することは、我が国産業の競争力強化に有効な手段である。 本措置は、今後より多くの市区町村の創業支援体制の整備を後押しし、且つ全国に広がる「特定創業支援等事業」を通じ、継続性の高い創業者等を生み出す効果が期待でき、創業数の一定の増加が見込まれる。 これにより、地域経済の活性化、ひいては我が国の経済の活性化につながる。
果 に 関 連	前回要望時 の達成目標	・中長期的に開業率を英米並に増加させる。 ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。
する事項	前回要望時がままでは、一切のでは、一切のでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切	雇用保険事業年報に基づく開業率は、平成 29 年度までは増加傾向にあったが、平成 30 年度以降減少に転じている。特に、全体に占める割合が大きい建設業においては、震災復興やオリンピックに関連する事業者数の増加が落ち着いたこと等を背景に、新規開業者の数が減少したことによる影響が大きい。また、民事・訟務・人権統計年報及び国税庁統計年報に基づく開業率は、2017 年までは上昇傾向であったが、2018 年はほぼ横ばいとなっている。一方で、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の内1,479 市区町村となり、認定自治体の割合は 85.8%、総人口カバー率は 98%となっており、全国で創業支援体制の整備が進んでいる。本認定計画において位置づけている特定創業支援等事業を受けた創業者数及び本措置の適用件数は増加し続けており、開業率の下支えにつながっている。
これまでの 要 望 経 緯		平成 26 年度 創設 平成 28 年度 拡充(地域の創業の好循環効果を生み出すという 観点から、対象者に創業後 5 年未満の者を追加、合同会社、合 資会社、合名会社の設立を追加) 平成 30 年度 2 年間延長 令和 2 年度 2 年間延長 令和 4 年度 2 年間延長

令和6年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・<u>延長</u>)

(経済産業省中小企業庁事業環境部企画課)

項	目 名	中小企業向け賃上げ促進税	制の拡充及び延長	
税	目	法人税 租税特別措置法 42 条の 1 租税特別措置法施行令第 所得税 租税特別措置法 10 条の 5 租税特別措置法施行令第	27条の12の5 5の4	
	青色合にお	の概要(現行の要件)】 申告を提出する中小企業者等 いて、雇用者給与等支給額が ている場合、その中小企業者 きる。	が前期の雇用者給与等う	攴給額から 1.5%以上│
要		こ、次の要件を満たす場合に 雇用者給与等支給額が前期の いる場合は15%加算	は、それぞれ税額控除 D雇用者給与等支給額が	率が加算される。 いら 2.5%以上増加し
望	②教 ¹ 10 ⁹	育訓練費の額が前期の教育訓 %加算 、税額控除を受ける金額は当		
0	今年はもつなど	の内容】 の30年ぶりの高い水準の賃 ₋ がる「構造的・持続的な賃」 期化する。		
内	加えて進する	で、赤字の中小企業者等や黒ため、税額控除額が上限を起認める措置を設ける。	県字が十分でない中小1 望えた場合に、控除しる	企業者等の賃上げを促 されなかった金額の繰
容	さら	に、仕事と子育ての両立やす せ措置を創設する。	て性活躍支援に積極的な	な企業に対する控除率
			平年度の減収見込額	精査中 百万円
			(制度自体の減収額)	(▲145,051 百万円)
			(改正増減収額)	(▲164,000 百万円 の内数)

		T	
		(1) 政策目的	
亲	沂		の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むこ ・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大に取り組
副	艾	む。	7,4,56,5 6,50 7, 2,50 5,60 7,70 7,70 7,70 7,70 7,70 7,70 7,70 7
		(O) ++-++	
打	広	(2) 施策の必	安性 の賃上げ率は30年ぶりの高水準となったが、これを一過性のもの
3	乞		く、構造的・持続的な賃上げにつなげることが重要。
	- ス		優秀な人材を確保し、生産性の向上や将来の成長につなげていく 字や黒字が十分でないなど足元の業況が厳しい中でも賃上げを行
	へ ま	うインセンテ	ィブを高める必要がある。
			が国の最重要課題である少子化問題の根本原因である若者・子育 の低さの改善を図る観点から、所得向上と、仕事と子育ての両立
	<u>正</u> =		の支援の両方を追求する企業に対する賃上げを後押しすることが
	₹ ,	心 女。	
	至		
业	达		
要	要		
٤	<u> </u>		
9	ţ		
7	3		
丑	里		
l d	Ħ		
今			7. 中小企業及び地域経済の発展
回の			〇経済財政運営と改革の基本方針 2023
要			第2章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と
望			「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成)
			今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとな
租	合	政策体系	った。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組
税 特		における	むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹 底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処
別	理	政策目的の	遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の 増大に取り組む。
措	性	位置付け	中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤
置)			字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上
15			で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライ チェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マ
関			│一クアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進│ │するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原│
連			資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の 促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況につ
す			いて業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方 について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計
ス	L		- /v し] 川でサビ川にみている。よた、未介凹件に日工1] 期計

画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や 価格交渉の支援を行う。 〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の 指針」 (7) 多様性の尊重と格差の是正 ②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 中小・小規模企業の賃上げには、成長と"賃金上昇"の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、 こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、 国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。 i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進 中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、 適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサ プライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、 優越的地位の濫用に関する 11 万名を超える規模の特別調査の実 施、重点 5 業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対 策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計 画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況につい ては、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調 査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。 ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業 再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に 取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討す る。 また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェ クト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリング の実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な 支援の他分野への横展開を図る。 赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど 政策の 我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備 することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。 達成目標 租税特別措 「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延 置の適用又 長期間を長期化する等の措置を講ずる。 は延長期間 赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど 同上の期間 我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備 中の達成 することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計 目 所得の増大を目指す。 〇雇用者報酬、名目/内閣府「GDP 統計」 平成 28 29 30 令和元 2 3 雇用者報酬 274 268 282 288 284 289 政策目標の (兆円) 達成状況 年度 平成 22 23 24 25 26 27 雇用者報酬 252 251 253 258 262 251 (兆円)

(参考1:達成目標の一要素としての「賃上げ率」)

平成25年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成26年度以降は、従来の低水準の賃上げ率から脱却し、高水準の賃上げが行われてきた。令和5年度は30年ぶりの高水準となったが、これを一過性のものにすることなく、構造的・持続的な賃上げにつなげる必要がある。

※春季生活闘争による賃上げ率/従業員数 300 人未満企業/日本労働組合総連合会「第7回(最終)回答集計」

年	令和元	2	3	4	5
賃上げ率(%)	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

年	平成 26	27	28	29	30
賃上げ率(%)	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99

年	平成 22	23	24	25
賃上げ率(%)	1.47	1.53	1.52	1.53

(参考2:達成目標の一要素としての「雇用者数」)

総務省の労働力調査によると、従業員数 500 人未満企業の雇用者数はコロナ禍の影響から回復の途上にある。着実な雇用の回復はマクロの所得にプラスであることから、賃上げだけでなく、雇用も支える必要性がある。

※雇用者数/従業員数 500 人未満企業※非農林業/総務省「労働力調査」

年度	平成 28	29	30	令和元	2	3	4
雇用者	3,496	3,510	3,535	3,546	3,522	3,491	3,501
(万人)							

年度	平成 22	23	24	25	26	27
雇用者	3,477	3,460	3,427	3,435	3,443	3,468
(万人)						

○個人消費の拡大

※家計最終消費(除く持ち家の帰属家賃)名目/内閣府「GDP 統計」

年度	平成 28	29	30	令和元	2	3
家計最終消費	243	249	252	250	231	240
(兆円)						

年度	平成 22	23	24	25	26	27
家計最終消費	230	230	232	242	242	245
(兆円)						

有効

性

要 望 の 措 置 の 適用見込み

精查中

要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)

「構造的・持続的な賃上げ」を実現し、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現が図られる。

		当該要望項 目以外の税 制上の措置	
	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
	当性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置 の 妥 当 性	「赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す」という政策目的を達成するには、赤字や黒字が十分でない企業を含め、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。
これまでの租税		租税特別 措 置 の 適用実績	○適用事業者数 令和元年度 118,583 件 令和 2 年度 93,229 件 令和 3 年度 131,517 件 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ○減収額実績 令和元年度 1,153 億円 令和 2 年度 833 億円 令和 3 年度 1,451 億円 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
特別措置の適		租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	租税特別措置法の条項: 42 条の 12 の 5 第 2 項 適用件数: 131, 517 件 適用額: 1, 451 億円 ※令和 3 年度の適用状況
租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年度 以降高水準の賃上げが行われている。また雇用者報酬の増加、 消費拡大が確認できる。
関連する	:	前回要望時 の達成目標	_
事項		前回要望時 からの を 及び目標 に 達 は い場合の 理	_

これまでの 要 望 経 緯	平成 25 年度 新設 平成 26 年度 延長 (平成 29 年度末まで)、拡充 (雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等) 平成 27 年度 拡充 (雇用者給与等支給増加割合の要件緩和) 平成 28 年度 拡充 (雇用促進税制との併用禁止解除) 平成 29 年度 拡充 (中小企業に対する控除率の強化) 平成 30 年度 延長 (令和 2 年度末まで)、拡充 (要件見直し、基準年度の撤廃) 令和 3 年度 拡充 (総続雇用者要件から給与総額要件に変更) 令和 4 年度 延長 (令和 5 年度末まで) 拡充 (要件見直し、控除率の強化)
+0 1/ +0 12	中小企業庁事業環境部企画課
担 当 部 局 (課)及び 担 当 者	担当課長 宮部 勝弘 (内線 5231) 代表 23 03-3501-1511 担当補佐 細井 友洋 (内線 5231) 直通 23 03-3501-1765 担当者 田中 慎吾 (内線 5231) FAX 03-3501-7791

令和6年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・延長)

(経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室)

特定新規中小会社が発行した株 中小会社が発行した株式の取得 項 目 名 企業者がその設立の際に発行し び特定中小会社が発行した株式	に要した金額の控隊 た株式の取得に要し	徐等、特定新規中小
ェル税制)の拡充 	に徐る譲股損失の 総	た金額の控除等及繰越控除等(エンジ
所得税 租税特別措置法第 37 条の 13、 第 41 条の 19 租税特別措置法施 第 25 条の 12 の 3、第 26 条の 26 租税特別措置法施行規則第 18 15 の 2 の 2、第 19 条の 11	:行令第 25 条の 12、: 8 の 3	第 25 条の 12 の 2、
要 エンジェル税制は、令和 5 年度税制は もないスタートアップへの再投資等に対 渡益が発生した年内に投資を行う必要が 創業間もないスタートアップに必要な ならの投資が引き続き重要であり、スタ	対する非課税措置を創 がある等、課題が残る よリスクマネーの供給	削設したが、株式譲 。 合に当たっては個人
給を促す観点から更なる利活用拡大のは、①株式譲渡益を元手とする再投資期を活用して投資事業有限責任組合(LPS)場合等の対象化等を検討する。	ために必要な措置を 別間(現行は同一年P	法講じる。具体的に 内)の延長、②信託
内 <u></u>	平年度の減収見込額	一 百万円
	(制度自体の減収額)	(一 百万円)
	(改正増減収額)	(一 百万円)
(1) 政策目的	にはない。 にはない。 お業へす のかでは、 のかでは、 のかでは、 ののでは、 ののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	がよう は は は は は は は は は は は は は

	ı	Т	
今回の要望(租税特別	合 理 性	政に政策は無法では、政策をは、政策をは、政策をは、政策を制制を制造しています。	1. 経済構造改革の推進 7. 中小企業及び地域経済の発展 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定)】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 か年計画の推進 2. スタートアップ育成 5 か年計画の推進 (5) か年計画の推進 (5) なタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化 (8) スタートアップのための指置 今日、大き間ので指置 今日、大き間では大変のの大きに再投資のの金供給を促進 年間の大変の個人の大きにでは、大変の表別のでは、大変のの個人のよりでは、大変の表別のでは、大変の表別のでは、大変の表別の大変を発して、のの表別を対して、のといるの表別を対して、のの表別を対して、のの表別を対して、を対して、のの表別を対して、のの表別を対して、のの表別を対して、のの表別を対して、のの表別を対して、のの表別を対して、のの表別を対して、のの表別を対して、を対して、を対して、を対して、を対して、を対して、を対して、を対して、
措置)に関		政策の達成目標	信託からの投資についてもエンジェル税制の対象とすることを検討する。 スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年後の2027年度に10倍を超える規模(10兆円規模)とする。 (スタートアップ育成5か年計画、令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)
連する事		租税特別措 置の適用又 は延長期間 同上の期間 中の達成	期限の定めなし
· 項		目標 政策目標の 達成状況	令和4年の国内スタートアップの資金調達額:9,459億円 (令和5年7月14日時点、出典:INITIAL)
	有	要望の 措置の 適用見込み	_
	効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	スタートアップの起業及び創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難。ベンチャーキャピタル等からのまとまった資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジェル投資家と呼ばれる個人からの投資であり、そのようなリスクを取った個人からの出資を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備することは非常に重要。

	1	
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	_
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
	要望の措置の 妥 当 性	本施策は、個人からスタートアップの起業・投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
これまで	租税特別 措 置 の 適用実績	【税制適用を受けた投資額】 ※直近5年間の実績を記載 ※令和5年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた 場合、変動する可能性がある。 平成30年度:約54億円 令和元年度:約78億円 令和2年度:約89億円 令和3年度:約153億円 令和4年度:約119億円
これまでの租税特別措置の	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	平成 9 年度の税制創設時から種々の改正を行っており、特に、令和 2 年度改正において、株式投資型クラウドファンディングによる投資も税制の適用対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られた。引き続き税制措置によって個人からのリスクマネー供給を促進し、スタートアップの成長を支援することは重要。
効果に関連す	前回要望時 の達成目標	
る事項	前回要望時からのでは、 度及び目標に達していない場合の理	_

	平成 9 年度 創設 平成 12 年度 拡充 (売却益圧縮の特例、対象要件の拡充) 平成 14 年度 拡充 (投資事業組合経由にも適用) 平成 15 年度 拡充 (取得費控除制度の創設、対象要件の拡充) 平成 16 年度 拡充 (経済産業大臣認定制度導入(認定対象:投資事業有限責任組合のみ)、売却益圧縮特例の拡充)
これまでの	平成 17 年度 延長 (売却益圧縮特例の延長) 平成 19 年度 延長、拡充 (売却益圧縮特例の延長、要件及び手続 の拡充)
要望経緯	平成 20 年度 拡充、縮減(所得控除制度創設、売却益圧縮特例の 廃止)
	令和2年度 拡充、縮減(対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充(少額電子募集取扱業者の追加)、所得控除制度の縮減、申請書類の一部削減)
	令和5年度 拡充 (株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減)

(経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室)

項目	名	個人から上場ベンチャーファン	ンドへの投資促進に係	る税制措置の創設
税	目	所得税		
要	境を整	ミドル・レイター期を含むスタ 備するため、東京証券取引所の 対する個人からの投資等に対し	ベンチャーファンド	方場に上場する投資
望				
o o				
内		Γ	平年度の減収見込額 平年度の減収見込額	一 百万円
			(制度自体の減収額)	(一 百万円)
容			(改正增減収額)	(一 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理	一規目 ② も本る ルユ期大 エプ は約資る在制ミフ模的 スに主こ こ税二のき そコの こ求す法。し上ドアなと 施 タ、義と れ制コ大な こシ資 こめる人しての	乗 一環のが まに一規課 でス金 でら投のかい憂期 ・ド金る の ト境担で でよン模題 、テ供 、れ資たした遇を を資、	と業 カ会一重 に定遂整 個、が の等で引市ににで、 で課ト要 おのげ備 人ミ適 スかあ所場果よス成 るのッあ る境たつ 融ルで 一困とべおせ、タ長 イ解プる 資整めい 資・あ ト難こンけてそーで ノ決が 金備にて 産レる アでろチるいのトき ベに新 調が必は のイ ッあ、ャ上る活アる つまた 達進要、 一タ プる非一場と用ッ環 シ貢に にめな資 部一 にた上フ銘はをっぱり	プ党 はばら ひら を明 直が易を内間でする との ででで出 タの 投個業で過なし上備 生る、 はいルし 一ス 資人に市去い、場す よる、 はいルし 一ス 資人に市去い、場す み、飛 、る・手 トタ をの投場にとミル み、飛 、る・手 トタ をの投場にとミル ない遂 ジろタな プア こをる在柄、・まと と資げ ェ、一く・ッ と集投す存税レ大を
曲				

	1	T	
			1. 経済構造改革の推進 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和5年6月16日閣議決定)】
			V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進 2. スタートアップ育成5か年計画の推進 (5) スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化 ③個人からベンチャーキャピタルへの投資促進 英国の VCT (Venture Capital Trust) では、一定の要件の
今		政策体系 における 政策目的の 位置付け	下、個人から上場ベンチャーファンドに投資した際に、税優遇措置(投資時の税控除、運用益の非課税、法人税の非課税)が与えられており、年間約1兆円の個人資金が VCT に投資されている。VCT からアーリー期の未上場企業への長期投資という性質を踏まえ、流動性(VCT からの買戻し制度)や情報開示(四半期)にも配慮している。
回の要望(合理性		こうした事例も参照し、投資家保護に留意しつつ、個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促進するスキーム(日本版 VCT)の具体化について検討を行う。 具体的には、英国及びフランスの事例では投資時の税控除が大きな成功要因の一つとなっていることも踏まえ、エンジェル税制の検討等、優遇税制の投資対象に上場ベンチャーファンドを含めることも含め、個人からベンチャーキャピタルへの投資時の税控除の導入について、必要な措置を検討する。その際、
租 税 特			信託からの投資についてもエンジェル税制の対象とすることを検討する。 スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年
措置		政 策 の 達成目標 	後の 2027 年度に 10 倍を超える規模 (10 兆円規模) とする。 (スタートアップ育成 5 か年計画、2022 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定)
(C)		租税特別措 置の適用又 は延長期間	_
関連す		同上の期間 中の達成 目標	_
る事項		政策目標の 達 成 状 況	令和4年の国内スタートアップの資金調達額:9,459億円 (令和5年7月14日時点、出典:INITIAL)
	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	_
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	_
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	個人によるスタートアップへの投資に対する他の税制として、エンジェル税制がある。 エンジェル税制は、特に資金の集まりにくい創業初期のスタートアップに対する個人投資家からの投資を促進するため、設立年数等の一定要件を満たす特定新規中小企業者に投資を行った個人に対して、所得税の優遇を行うもの。

	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	_
	要望の措置の 妥 当 性	本施策は、個人から上場ベンチャーファンドを通じた、主に ミドル・レイター期のスタートアップへの投資を促進するもの であり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって 実施することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	_
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
	前回要望時 の達成目標	
	前回要望時からび目標に達場合のはまままでは、	_
<u>埋 田</u> これまでの 要望経緯		_

令和 6 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 · 拡 充 · <u>延 長</u>)

(経済産業省経済産業政策局産業創造課)

項目	名	産業競争力強化法に基づく事 直し及び延長	業再編に係る登録免許	税の軽減措置の見
税	目	登録免許税 租税特別措置法第80条第1	項	
要	堅・中のるための	争力強化法に基づく事業再編に 小規模の事業者による事業規模 の措置等を講じるとともに、適	拡大等を目的としたグ	ループ化を促進す
望	る。			
Ø				
内			平年度の減収見込額	精査中 百万円
			(制度自体の減収額)	(▲5,000 百万円 の内数)
容			(改正増減収額)	(百万円)

(1) 政策目的

戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進することにより、国内の 過剰供給・過当競争構造を解消し、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業 の競争力強化を図る。

(2) 施策の必要性

グローバル化の進展やデジタル革命により不連続かつ急激に経営環境が変化 する中、企業がイノベーションによる付加価値の創出や生産性の向上を通じ持 続的な成長を実現していくためには、既存の事業の収益性を深化しつつ、新た な成長分野を探索する所謂「両利きの経営」を目指し、貴重な経営資源をコア 事業の強化や自前主義によらず将来の成長事業への投資に集中させるという不 断の事業ポートフォリオの見直しが必要とされている。

特に、既存の事業分野とは異なる新規分野への投資を行う場合には、通常、 不確実性が高く、大きなリスクを伴うため、新規分野への投資資金を確保する 観点からも、事業ポートフォリオの継続的な見直しを通じて資本効率が高い事 業ポートフォリオへの転換を実現し、キャッシュフローの充実を図ることがこ れまで以上に重要になっている。

こうした中、経済産業省では、これまで産業競争力強化法に基づく事業再編 計画や各種税制措置により M&A をはじめとする事業再編を後押ししてきたが、 日本企業における事業ポートフォリオ検討の必要性について認識は高まりつつ あるものの、複数の事業セグメントを有する企業の利益率が世界的には未だ低 く、十分に事業ポートフォリオの組替えが行われていない状況となっている。

「経済産業政策新機軸部会 中間整理(令和4年6月13日公表)」、PBR1を 割る企業が東証一部上場企業の半数近くを占めるなど、企業価値を十分伸ばし きれていない現状を踏まえ、企業価値創造に向けた意識改革が必要であり、事 業ポートフォリオの見直しとこれに応じた事業再編の実行を随時行うことが重 要であることから、事業再編実務指針を参考に、事業ポートフォリオに関する 基本的な方針や見直しの状況について検討し、公表することを企業に求めるこ ととしている。

こうした状況を踏まえれば、引き続き我が国経営者の事業再編に係る「決 断」を促すことが必要であり、再編行為に伴う登録免許税の税率軽減を措置 し、事業ポートフォリオの見直しと事業再編を円滑化することで、我が国事業 者の生産性向上を推進していく必要がある。

また、我が国の産業競争力をさらに加速していくためには、大企業を上回る 売上高等の伸びがあるなど、日本経済・地域経済の牽引役として期待される中 堅・中小企業の成長を後押しすることが重要である。このため、成長志向の中 堅・中小企業が規模拡大等を目的として、複数の事業者を合併等によりグルー プ化し、経営効率化や経営資源の集約化によるシナジー効果を発揮していく取 組を重点的に支援することが重要である。

以上の理由から、中堅・中小規模の事業者による規模拡大等を目的としたグ ループ化を促進するための措置等を講じるとともに、本税制の適用期限を令和 9年3月31日まで延長する。

新

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政 策 の 達成目標	認定事業再編計画に基づく政策支援を通じて、事業再編による経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る。
今回の		租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和6年4月1日~令和9年3月31日(3年間)
要望(租	合理性	同上の期間 中 の 達 成 目 標	令和 8 年度に、事業者の生産性 (ROIC(投下資本利益率)) を令和 5 年度より 2%、有形固定資産回転率 (売上高/有形固定資産 +ソフトウェア) を令和 5 年度より 5%向上させる。
税特別措置)に関連する事項 有 効 性 病 効 性			OROIC (投下資本利益率) の実績 2019 年度(令和元年度) 10.2% 2020 年度(令和2年度) 9.4% 2021 年度(令和3年度) 9.5%
		政策目標の 達 成 状 況	※SPEEDA 上場企業データに基づき、以下のとおり算出 ROIC= (営業利益+減価償却費+研究開発費) ÷ (有利子負債 残高+自己資本)
			〇有形固定資産回転率の実績 2019 年度(令和元年度)2.84 2020 年度(令和2年度)2.57 2021 年度(令和3年度)2.64
			※財務省法人企業統計に基づき、以下のとおり算出 有形固定資産回転率=売上高÷有形固定資産+ソフトウェア
	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	令和6年度~令和8年度 22件程度/年 ※既存制度による件数のみ
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	現在までに産業競争力強化法に基づき主務大臣の認定を受けた 事業再編計画 124 件のうち、123 件の計画が登録免許税率の軽減 措置を活用しており、活用割合が高い施策である。また、単に 事業再編を行うだけでなく生産性向上や新サービス開発等の取 組を実施する事業者に対して税制を適用する仕組みとしている ことで、我が国産業競争力の強化に寄与しているものと考えら れる。

Г	1	
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	債権放棄時の資産評価時の損金算入、認定株式分配に係る課税 の特例
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
当性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
	要望の措置の 妥 当 性	本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を 目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開 発や新たな生産方式の導入などの取組を行うものについて、そ の他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限 り、講ずるものである。 本措置により、合併や分割等といった事業構造の変更に係る 費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上を図ること は、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当であ る。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別の績	【登録免許税の軽減措置を利用した計画の認定件数 (123 件) 】 (単位:件) 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 14

		※各年度の減収額は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の 認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点 (登録免許税が軽減される時点)が翌年度になるケースがあり 得る。
租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果		
租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)		登録免許税の軽減措置を講ずることにより、合併や会社分割等に係る資本・資産に係るコストを軽減し、事業再編を促進することは我が国産業の生産性の向上に有効な手段である。昨年度までに事業再編計画の認定を受けた事業者は、124者(全省庁ベース)のうち 123 者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和4年度までに終了した計画(全40計画)のうち、30計画(経済産業省案件ベース)で生産性向上の基準を達成している。
	前回要望時 の達成目標	令和 5 年度に、事業者の生産性 (ROIC (投下資本利益率))を令和 3 年度より 2%、有形固定資産回転率 (売上高/有形固定資産+ソフトウェア)を令和 3 年度より 5%向上させる。
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由		事業再編計画の認定を受けた事業者は、124者(全省庁ベース)のうち 123 者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和2年度までに終了した計画(全 40 計画)のうち、30 計画(経済産業省案件ベース)で生産性向上の基準を達成している。また、残りの 10 計画については市場環境の悪化、原材料費の高騰などの外部要因によるものであり、これらの変化によるやむを得ない計画を除けば目標を達成している。
		登録免許税率の軽減措置 平成 25 年度創設(平成 26 年 1 月~) 平成 28 年度 2 年間延長 平成 30 年度 2 年間延長 令和 2 年度 2 年間延長 令和 4 年度 2 年間延長(生産性の向上要件の見直し)
これまでの 要 望 経 緯		(同様の措置を講じていた産活法における要望経緯) 平成 11 年度 創設 平成 12 年度 税率引き下げ 平成 13 年度 2 年間延長 平成 15 年度 5 年間延長(但し平成 18 年以後、一部縮減) 平成 19 年度 措置拡充(対象計画追加) 平成 20 年度 2 年間延長 平成 21 年度 1 年間延長(会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ) 平成 22 年度 1 年間延長 平成 23 年度 一部縮減(産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる) 平成 24 年度 1 年間延長

令和6年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・<u>延長</u>)

(経済産業省産業技術環境局環境政策課 GX 推進企画室)

容 (制度自体の減収額) (500 百万円の内) (改 正 増 減 収 額) (一 百万円の内) (改 正 増 減 収 額) (一 百万円の内) (改 正 増 減 収 額) (一 百万円の内) (改 正 増 減 収 額) (一 百万円の内) (改 正 増 減 収 額) (一 百万円の内) (立 正 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				上,10.2010.252.002	
税 日 日 日 日 日 日 日 日 日	項目	名	を取得した場合の特別償却又	「た投資促進税制(生産 は税額控除)の拡充及	能工程効率化等設備等 はび延長
理	税	目	租税特別措置法第十条の五の 租税特別措置法施行令第五条 租税特別措置法施行規則五条 法人税 租税特別措置法第四十二条の	:の六の六 :の十二の三 : o十二の七	
・技術進展等の動向を踏まえて、産業競争力強化法第二条十四項に基づき名で定める需要開拓商品の対象商品を拡充及び見直す。 ・本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。 ② 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入に関する要望・生産工程等の脱炭素化と付加価値向上の両立の一層の推進に向けて、産賃負直す。 ・本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。・税額控除の繰越制度を新設する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。 ・ で					
望 ・税額控除の繰越制度を新設する。 ② 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入に関する要望 ・生産工程等の脱炭素化と付加価値向上の両立の一層の推進に向けて、産済 争力強化法におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定要化 見直す。・本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。 平年度の減収見込額 精 (制度自体の減収額) (500 百万円の内(改正増減収額) (500 百万円の内(改正増減収額) (500 百万円の内(改正増減収額) (500 百万円の内(改正が表)の上で、温室効果ガスを2030 年46%減(2013 年度比)、2050 年カーボデラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、大きな脱炭素化と付加価値向上を両立する対策を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争を強化する。	要	・技術 で定	進展等の動向を踏まえて、産 める需要開拓商品の対象商品を	業競争力強化法第二条 を拡充及び見直す。	
・生産工程等の脱炭素化と付加価値向上の両立の一層の推進に向けて、産産等 争力強化法におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定要付 見直す。 ・本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。	望			こり座及する。	
内 ・税額控除の繰越制度を新設する。 容 平年度の減収見込額 (500 百万円の内 (対)	Ø	・生産 争力 見直	工程等の脱炭素化と付加価値 強化法におけるエネルギー利 す。	向上の両立の一層の推 用環境負荷低減事業遊	進に向けて、産業競
容 (制度自体の減収額) (500 百万円の内) (改 正 増 減 収 額) (一 百万 (改 正 増 減 収 額) (一 百万 (改 正 増 減 収 額) (一 百万 (改 正 増 減 収 額) (一 百万 (改 正 増 減 収 額) (一 百万 (立 正 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	内			こり延安する。	
新 (1) 政策目的				平年度の減収見込額	精査中
新 (1) 政策目的	容			(制度自体の減収額)	(500 百万円の内数)
設 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する GX (現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減 (2013 年度比)、2050 年カーボニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、大きな脱炭素化効果が表し、対して、関ビを関係が生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設保を設備を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高いを後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争を強化する。	_			(改正増減収額)	(一 百万円)
現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減 (2013 年度比) 、2050 年カーボニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、大きな脱炭素化効果 持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設保 導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高いを後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争を強化する。	新	(1) 政策	 長目的		
・ ュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、大きな脱炭素化効果 持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設置 拡 導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争 充 を強化する。	設				
拡 導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い持 を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争 充 を強化する。		ュート	ラルの達成と産業競争力の強	化の両立に向けて、大	きな脱炭素化効果を
カートを強化する。 フート	拡	導入を	促進することで、脱炭素と産	業競争力の強化を両立	する効果の高い投資
又(2) 梅笠の必要性	充	を強化	しょることもに、脱灰系分野 する。	じ机には需安・甲場を	「剧山し、性未呪ザ刀
	又	(2) 旅	施策の必要性		
は 足下、我が国の温室効果ガスの排出・吸収量は、2013 年度比 20. 3%減少し ⁻	は	足下	、我が国の温室効果ガスの排と		
り、2030 年 46%減、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて一定の進 型 見られるものの、GX を通して目標を達成するためには、我が国の排出量の	延	り、20 見られ	30 年 46%減、2050 年カーボン るものの、GX を通して目標を	ノニュートラルの達成(・達成するためには、 ま	に向けて一定の進捗が はが国の排出量の約 6
割を占める産業部門等における更なる脱炭素化と産業競争力の強化及び技行 向等を踏まえた脱炭素分野の新たな需要を開拓するための設備投資を促進す	長	割を占	める産業部門等における更な	る脱炭素化と産業競争	+力の強化及び技術動
必要がある。	を				
必	必				
要	要				

		政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 O 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日) 2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。
今回の		政 策 の 達成目標	GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年 カーボンニュートラルを実現する。
要望(合	租税特別措 置の適用又 は延長期間	長期間にわたる適用期間での措置を講じる。
租税特	理 性 	同上の期間 中 の 達 成 目 標	2030 年度 46%削減目標等を達成すること。
別措置)に関連する事項		政策目標の 達 成 状 況	2030年度目標 ▲46% (2013年度比) 2050年度の排出・吸収量: 0 2050年度の排出・吸収量: 0 2050年度の排出・吸収量: 0 2050年度の排出・吸収量: 0 2050年度の排出・吸収量: 0 2050年度の排出・吸収量は、11 億 2, 200 万トンで、2020年度比 2. 0%増加(+2, 150 万トン)、2013年度比 20. 3%減少(▲2 億 8, 530 万トン)。 (出典)環境省「2021年度(令和3年度)温室効果ガス排出・吸収量」
	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	精査中
	効性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本税制措置の適用を受ける事業者は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる商品の生産に専ら使用される設備または生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、特別償却又は税額控除措置を受けることにより、投資初年度の資金負担が軽減されるため、積極的な設備投資が促進

		される。今回、本措置の対象となる商品について、近年の技術 進展等の動向を踏まえて拡充・見直しを行うことで、脱炭 果が高く、今後の市場拡大が見込まれる商品の生産・供給 上さけるとともに、真に 2030 年目標等に資する炭 大につなげるとともに、真に 2030 年目標等に資する炭 大につなげるとともに、真に 2030 年目標等に資する炭 大につなげるとともに、真に 2030 年目標等に資する炭 であるがまだ確立されていない分野や生産プロセス至るがまだ確立され投資が行われるまと音楽で、また投資判断の第年間の適用では、大まで要となる。 要となり、現行の3年間の適用が設定に係の選別で表すの場合があることは、の場合があるにの、の場合が発表の となり、の場合が表現ででで、の場合がは、ののでは、ののでは、 とならにしてでである。 が赤字の場合が発展が活動により、のが、は、 対域にあるには、ののでは、 対域にあるにより、のは、 対域にあるにより、のが、 対域に対して、 対域に対して、 対域に対して、 対域に対して、 対域に対して、 対域に対して、 対域に対して、 対域に対して、 対域に対して、 対域に対して、 対域に対して、 対域に対して、 対域に対域に対して、 対域に対域に対して、 対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
相	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
性	要望の措置の 妥 当 性	本税制措置の適用を受けるためには、 ① 産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、 ② 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備については、①に加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する GX の実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減 (2013 年度比)、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資、新たな需要開拓に向けた設備投資を促進する必要がある。

	租税特別 措 置 の 適用実績	令和3年度適用実績 【適用件数】6件 【減収額】約87百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))
これまで	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	① 根拠条文:租税特別措置法第四十二条の十二の七 ② 適用件数: (特別償却)0件 (税額控除)6件 ③ 適用総額: (特別償却)0円 (税額控除)約87百万円
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用による効果(手段との有効性)	炭素生産性向上率 (計画ベース)
	前回要望時 の達成目標	2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	2021 年度(令和 3 年度)温室効果ガスの排出・吸収量については、2019 年度から 3.4%減少しており、2030 年度目標の達成及び2050 年カーボンニュートラル実現に向けた取組については一定の進捗が見られる。
	uまでの 望 経 緯	令和3年度:創設

(経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課)

項目	名	国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度(イノベーションボックス税制)の創設
税	目	法人税
要	を後押	の研究開発拠点としての立地競争力を向上し、民間企業の無形資産投資 しするため、民間企業の課税所得のうち、我が国で開発した知的財産に る所得に対して優遇税率を適用する措置を新たに創設する。
望		
Ø		
内		
		平年度の減収見込額 精査中 百万円
容		(制度自体の減収額) (一 百万円)
	/ s >	(改正増減収額) (一百万円)
新		策目的 のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境を整備
設	し、研究 究開発	究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研 拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権で保護
•	された	ソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。
拡	(2) 施舒	策の必要性
充		企業が立地選択の意思決定を行う場合、税制優遇措置を含む事業環境は
ス		判断基準となっている。 、諸外国では 2000 年代より欧州を中心に、研究開発成果を知財化し、そ
は	の知財	を社会実装することにより得られた収益に対して優遇税率を適用する、 ち「アウトプット」に着目した税制であるイノベーションボックス税制
延	が導入さ	されてきている。さらに、イノベーションボックス税制は、近年では中 国、インド、シンガポール等、アジア太平洋諸国においても導入・検討
長	が進ん	
を		政府による誘致競争が激化する中、収益性の高い事業であればあるほど ないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトが大きい。近年、
必	我が国	でも民間企業による研究開発拠点の海外シフトの動きが顕在化しておが国の研究開発拠点としての立地競争力を強化することが急務。このた
要	め、我な	が国においてもイノベーションボックス税制を創設し、海外と比べて遜 事業環境を整備するとともに、民間企業による研究開発成果の社会実装
ے	を後押し	事業環境を整備するとともに、民間正業による研究開発成業の社会実践しすることで、国内投資を強力に推進する必要がある。
す		
る		
理		
曲		

今回の要望(租税特別措置)に関連	中 世 地	政に政位策お策置体け的付系るのけ	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及 経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月16日閣議決定)第2章新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (1)官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靭化 (略)国内投資・研究開発を大胆に促進することがのイノベーション拠点としての立地競争力を強化する。 「(略)知り財産の創出等を促し、表がローション拠点としての立地競争力を強化する。 「(な・D)なへの投資 1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み (3)横断的環境整備 (1)イベーション環境を使力を後期中向けた研究開発の創出につるが進分が基盤など、イノベーション環境の整備を対したの元がよりと此べて過過であるによる無所発の創造する図る。 「(1)ないの投資 (2)が、(2)が、(3)が、(3)が、(3)が、(4)が、(4)が、(4)が、(5)が、(5)が、(5)が、(6)が、(6)が、(6)が、(6)が、(6)が、(6)が、(6)が、(6
す る 事		政 策 の 達成目標	民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティ ブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。
項		租税特別措 置の適用又 は延長期間	期限の定め無し
		同上の期間 中の達成 目 標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の 達 成 状 況	_

		要 望 の 措 置 の 適用見込み	本制度の措置により、民間企業による研究開発成果の事業化・社会実装の促進が見込まれる。
	有効性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	英国では 2013 年にイノベーションボックス税制を導入。同国担当省庁(歳入税関庁)の報告によれば、イノベーションボックス税制の適用を受ける事業者は資本コストが引き下げられ、投資促進につながり、特許を商業化しようとすることから、結果として英国内への投資を 10%増加させる効果が示されている。 我が国においても、イノベーションボックス税制を措置し、研究開発環境の国際的イコールフッティングを実現することで、我が国のイノベーション拠点としての競争力を強化するとともに、知的財産の創出に向けた研究開発投資の促進が見込まれる。
		当該要望項 目以外の税 制上の措置	
	相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定される。イノベーションボックスを導入し国際的イコールフッティングを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備することができると考えられる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
/ 措置の適用実績	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
機と効果に問	前回要望時 の達成目標	_
関連する事項	前回要望時からのではできます。 を及び目標に達していない場合の理	
これまでの 要 望 経 緯		_

(経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課)

項目	名	技術研究組合の所得の計算の	特例の延長	
税	目	法人税 租税特別措置法第 66 条の 10 租税特別措置法施行令第 39 条	€の 21	
要	適用期間	限を令和9年3月31日まで39	年間延長する 。	
望				
Ø				
内		,		
			平年度の減収見込額	一 百万円
容			(制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	(▲100 百万円) (— 百万円)

(1) 政策目的

試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。

(2) 施策の必要性

技術研究組合は複数の企業・大学・研究機関等による共同研究を目的とした法人である。技術研究組合は比較的短期間で組成することが可能であるとともに、法人格を持つことで安定的な試験研究環境を保持し、中長期的な研究計画等に合意できるため、高度な共同研究を効率よく実施できる。また、研究成果の実用化に向けて技術研究組合を会社化する動きや、従来活用の少なかった半導体分野等の研究開発において活用事例が見られるなど、技術研究組合はオープンイノベーションの促進に引き続き貢献している。

技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、設立後早期に大型の研究開発設備の導入が必要となり、多額の投資を行うケースが多い。その際に、賦課金(益金)の額が減価償却の額(損金)を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。

技術研究組合による共同研究及び研究開発投資の促進に向けて、事業実施にあたって必要となる資産(試験研究用資産)の取得の際の税制上の措置(圧縮記帳制度)を講じることにより、技術研究組合の研究設備の取得を後押しすることが必要である。また、他の非出資制の法人形態においても同様の措置が講じられていることから、他の法人形態との税制上のイコールフッティングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで、円滑な研究開発環境を整備する必要がある。

設 · 拡

充

新

又は延長

必要

を

ځ

する

理

由

				ე 女 樂++ 4	T⊞ +┷ ┶┙ [┢] が	~ / ' ' ' ' ' ' ' ' '	ﺭ/- 주 ₩ 1≖	详の動性	エッドがヤ	
	今回の要望(租税	合 理 性		3. 産業技術・	填項 对策(の促進亚(州こ産業標	準の整備。	及ひ普及	
				○新しい資本	主義グラ	ンドデザィ	イン及び実 (令和 5 年	:行計画 20 F 6 月 16 F	23 改訂版 3 閣議決定))
			政策はは一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で	IV 6. をン様術 O(3) (兆て算家な I 達め X 定威めはな資 合く③金6、20合競究制促必・連義の感会抜 ノベ長環基民年約の発、等な 男性的は染的本 べご志の者の F 2 中競政の措	こ国、症課拡 一ノ向活は研度1で争府政よ家科・題充 ショの性画究初兆更を事策科に学地をを ヨ・資化期開予円なリ業ツ科に対球解図 ジェ金に間発算川る一等一学よ技球解図	技る術温決り 戦コ循よ中投すご研ドのル特挑の暖す科 略っ環るに資でし究すイを・戦力化る学 20ス形研お約を、開るノ総イもで・力術 3テと別い1含着発。べ動イ	顕あ少が行(ムに開て①め実投あ一員在る子あ立(今の研発は兆るに資わシし化。高るを(5成発、円と進のせョ、す料齢『再(4成発の解の、渉拡て、人間が『再)年(発の解析に対して、対対が『再)年(発の解析に対して	る学と言興 m 投拡守投政した と中技等民す 月 資大研資府でに研、で術、がる 9 の)究標科るり開究、 世連。 9 拡	最大 の 	ョる技 30け予国的B調
	特 別 措		政 策 の 達成目標	技術研究組 の創出を目的 ので本制度の目 より技術研究]に、産学 │標は、本	官の垣根 税制適用:	を超えた。 期間中に打	共同研究に 支術研究系	こ取り組む: B合の新設に	ŧ
	置) に		租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和6年4月						
	関連		同上の期間 中 の 達 成 目 標	技術研究組 ること。	l合の新設	により技	術研究組合	今の事業費	費を増加さ	난
	する事項			〇技術研究組 令和 3 年度 目標 (12 件) 年度 前適 年度前適 りも下回って	から令和 を達成。 プロジェク 間(平成	5 年度の打他方、同 たでの大	支術研究組 期間中の 規模な資産	事業費総額 産取得がa	質は、令和え あったことが	元か
			政策目標の 達 成 状 況	区分	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
				事業費 (百万円)	53, 485	39, 464	41, 400	37, 703	42, 551	
				1 組合当た り事業費 (百万円)	955	718	726	686	747	
				設立組合数	6	3	4	6	2	
				組合数	56	55	57	55	57	
		[

		※令和5年3					
			令和5年度 見在における		一致は δ 月木	.現仕の美領	、租合数
		○適用件数の	の見込み	 過去 <i>0</i>)実績		令和
	要望の	区分	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年度 (見込み)
	措置の 適用見込み	適用件数 (組合数)	14	12	11	15	9
		※令和 5 年 査)に基		に設立され	れた全組合	の適用件類	数(経産省調
有効性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	廃21り る賦欠る 型模 投の ※止(、具課課なこ上の・な資約 押①さアと体税金設と記研品おの3 し押れン回的がを備での究質、押8 上世たケ答に先求投、四開の令し倍 げ上	場一しは行め資研答発維和上との場合トで、しるに究を投持5げなのよって、しるに究を投に5がるのです。 こ大の踏資貢度果ののできる。 ①にて質えきがのののではな質を関係のできる。 のののできる。 かんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	全球 E的によりによりになっている。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	響) 度に「るが発うと発算 ・算が3 がつ実」り制う認制す ②入生) ない証、うにこめにる 減額と はない証がないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにな	るう れは究圧等りがいる、 質とり ば、に縮の設で。技本 組に縮の備き 術税 合答過 賦合い帳答過、 研制 の料料を設定した。 のはいいには、 のがします。 これをしまります。 これをしまりまり。 これをしまりまり。 これをしまりまり。 これをしまりまり。 これをしまりまり。 これをしまりまり。 これをしまりまりまり。 これをしまりまり。 これをしまりまり。 これをしまりまり。 これをしまりまりまりまり。 これをしまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	資を要する大 研究開発の規 究組合の設備 こよる減収額 甲し上げ率
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	_					
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_					
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	_					
	要望の措置の 妥 当 性	ベーション 域において 術研究組合	や研究開発 リスクがナ は重要な役 の共同研究	€投資の重 てきい分野 と割を担っ 兄も活発化	要性が増等の研究	している。 開発に強 <i>る</i> 最近では	オープンイノ 中で、協調る技 みを有研究組合 支術研究組合

		益する協調 立を目指す ある。	領域である ものである 析研究組合 人税法第4 は本税制に	リ、研究開 ため、本 a と同様の 6 条) で圧 こより圧縮	発や実用の 税制措置を 非出資制の 手縮記帳が認 記帳が認め	と開発の基 を講じるこ の協同組合 認められて	とは妥当で は法人税法 いるが、技
		数は概ね安置	定して推移 動車、エネ では、バィ	している。 ベルギー、 イオ、水素	化学等幅点 、半導体等	ない業種で 等とさらに	と、適用件 適用されて 広がりつつ はない。
		豆 八	令和 二左帝	令和	令和 2.左帝	令和	令和
		区分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度 (推計)	5 年度 (見込み)
		適用 件数	14 (13)	12 (14)	11	15	9
これまで	租税特別 措置の	│ 適用額 │ (百万円)	6, 608 (6, 606)	1, 429 (2, 453)	609	985	1, 129
の 租 税	適用実績	減収額 (百万円)	90 (899)	25 (334)	124	77	89
の租税特別措置の適用実績と効果		※令和 4、5 組合の適序 (減収額算 適用額×x	が 年度数 第定人 定人元 で で で で に の に の に の に の に の の に の に の に の に の に の の の に の の の の の の の の の の の の の	算出。 介では 定省調査) (23.2%) × 度「租特適 階級別適	和 5 年 3 元 に基づき 係数 (0.3 既明化法に 開件数及び	月までに設 記載。 38) 基づく適用 適用額」』	立された全実態調査結
と効果に関連する事項	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	① 租税特別 ② 適用件数 ③ 適用額	: 11	条項 第 66件 (令和 件 (令和 百万円(令	13年度)		94
· 項	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	あったこと できた等の 「技術研究を	により、打意見が多組合の新設 組合の事業 組合の事業	技術研究組 数存在する 设数と事業 と考えると 費について	合による記 ることから 費を増加る ころ。 こ、令和5:	試験研究が 、本税制 させる」と 年度(約4	の存在は、 いう政策目 12億円) は
	前回要望時 の達成目標	本税制の通り、研究開始を 増加させる。	発投資に対				ることによの事業費を

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	令和 3 年度から令和 5 年度における技術研究組合の新設数は 12 件と目標を達成。他方、同期間における事業費は、令和元年 度に大型プロジェクトでの大規模な資産取得があったことか ら、前適用期間よりも下回っている。
これまでの 要 望 経 緯	昭和 36 年度 創設 昭和 55 年度 適用期限延長 (2 年間) 昭和 62 年度 適用期限延延長 (2 年間) 昭和 62 年度 適用期限延延長 (2 年間) 平成 3 年度 適周用期限延延長 (2 年間) 平成 5 年度 適適用期限延延長 (2 年間) 平成 5 年度 適適用期限延延長 (2 年間) 平成 7 年度 適適用期限延延長 (2 年間) 平成 11 年度 適適用期限延延長 (2 年間) 平成 13 年度 適適用期限延延長 (2 年間) 平成 15 年度 適適用期限延延長 (2 年間) 平成 17 年度 適適用期限延延長 (2 年間) 平成 17 年度 適適用期限延延長 (2 年間) 平成 21 年 6 月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法で取成 23 年度 適用期限延延長 (2 年間) 平成 23 年度 適用期限延延長 (2 年間) 平成 25 年度 適用期限延長 (3 年間) 部分 年度 適用期限延長 (3 年間) 計験研究用資産の範囲から 3 年度 適用期限延延長 (3 年間) 計験研究用度 適同期限延延長 (3 年間) 計験研究用度 適同期限延延長 (3 年間) 計験研究用資産の範囲から 3 年度 適同期限延延長 (3 年間) 計験研究用資産の範囲から 3 年度 適同期額に延長 (3 年間) 計算で用資産の範囲が多額に対する権利を除外で利益に対する。 3 年度 適同用期限延延長 (3 年間) 計算での第2 年度 適同用期限延延長 (3 年間) 計算での第2 年度 適同用期限延延長 (3 年間) 計算での第2 年度 適同用期限延延長 (3 年間) 計算で 3 年度 適同用期限延長 (3 年間) 計算で 3 年度 2 年間 3 年度 3 年間 3 年度 3 年間 3 年度 3 年度 3 年度 3

(経済産業省中小企業庁事業環境部財務課)

項	目	名	交際費の課税の特例(中小法人における損金算入の特例)措置の延長
税		目	法人税 租税特別措置法第 61 条の 4 租税特別措置法施行令第 37 条の 4、第 37 条の 5 租税特別措置法施行規則第 21 条の 18 の 4
要望の		【制度标 中小》	事項】 艮を 2 年延長する。
内			
容			平年度の減収見込額 - 百万円
			(制度自体の減収額) (一百万円)
			(改正増減収額) (一百万円)

亲	fi	(1) 政策目的]				
討	ī Ž	ᆸᄼᄼᆇᅜᆇᄯᄝᆖᄆᇬᄀᄬᆉᆂᅩᅠᄡᅜᅜᄥᄮᇬᇚᇬᅅᇄᄜᆉᄱᆠᇃ					
	ı	我が国雇用の 7 割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動					
拡 の活性化を支援する。							
3	ξ						
7	ζ						
15		(0) to the constant	TT . b.t.				
延		(2) 施策の必要	安性				
- -		一般的に由。	小企業は、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手				
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	-	段が限られて	いる。そのため、交際費を支出することによって、取引の拡大や				
业		事業活動の円だ 手段となって(滑化を図っており、中小企業にとって交際費は不可欠な販売促進 いる。				
		そのため、	本税制措置を延長し、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の				
要		経済活動の活	性化を支援することが必要である。				
ਰ 							
3							
理	_						
Ħ	d 						
今回の要	合 理	政 策 体 系 に お け る 政策目的の 位 置 付 け	7. 中小企業及び地域経済の発展				
望 (租税		政 策 の 達成目標	本税制措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的としており、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵が行き渡ることを確認するため、中小企業の業況判断 D I (中小企業景況調査)の数値等を参考にする。				
特別措		租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和6年4月1日~令和8年3月31日まで(2年間)				
置)	性		上記「政策の達成目標」に同じ。				
に関連する事項		同上の期間 中 の 達 成 目 標					

	政策目標の 達 成 状 況	新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断 DI は▲10.8 (令和5年4~6月) となっている。 (DI) 中小企業の業況判断 DI の推移 (前期比季節調整値) (前期比季節調整値) (利15.0 人 15.0 人 15
	要 望 の 措 置 の 適用見込み	令和 6 年度 2,332,265 社 (2,348,159 百万円) 令和 7 年度 2,332,265 社 (2,348,159 百万円)
有 効 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	交際費は取引先との関係維持・拡大、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費について、税制上の優遇を施すことで、営業活動を支援することは手段として有効である。 なお、中小企業庁が実施した委託調査では、交際費の必要性について「交際費等の支出が、経営においてメリットになっていると思う」という回答が71%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが把握できる。
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	_
相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	

	要望の措置の 妥 当 性	企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、 法人税においては租税特別措置により、の正式によいであるのであるのであるのであるのでは、 大文際費を損金に算入することは認められている。 は認められる。 は大の無駄なきをである。 しかしながられる。 しかしながら、中小企業については、大で、ものであるのはながら、や事がとしてでである。 しが事業活動の形でである。 中小企業については、大のでである。 ものは、大の事業においてである。 ものは、大の事業においてである。 のである。 である。 中小企業については、大のでのである。 であるのは、本のである。 中小企業についてある。 中小企業については、のである。 中小企業については、本税は、本のでのである。 中小企業についてものである。 中小企業についてもないである。 中小企業についてもないである。 中小企業についてものである。 中小企業についてものである。 中小企業にのである。 中小企業の対話性化のの時間とのが、対話性ののは、 を支え、本税制措置ののは、 を支え、本税制措と、 を支援することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	○過去5年間の交際費等支出法人数及び損金算入額(資本金1億円以下) 平成30年度 2,327,153社(2,780,092百万円) 令和元年度 2,337,377社(2,843,009百万円) 令和2年度 2,330,095社(2,405,859百万円) 令和3年度 2,376,749社(2,290,459百万円) 令和4年度 2,332,265社(2,348,159百万円) (出典)平成30年度~令和3年度 国税庁「会社標本調査」 令和4年度は「会社標本調査」から推計
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	中小企業庁が実施した委託調査では、本税制措置の定額控除限度額(800万円)が小さくなった場合、9.8%の企業が交際費の支出額が減少すると回答した。また、飲食費が減少した場合に生じる悪影響として、12%の企業が「既存顧客との取引の減少」、7.7%の企業が「現状の売上・販売の減少」と回答しており、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることが分かる。 これらのことから、中小法人にとって必要不可欠な営業経費である交際費について定額控除限度額までの損金算入を認める本税制措置は中小企業の経営安定化や事業の活性化に寄与しており、有効な税制措置である。
	前回要望時 の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	前回要望時からの達成度及び目標にする。	新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断 DI は▲10.8 (令和5年4~6月) となっている。 (上記「政策目標の達成状況」参照)

(昭和 29 年創設)

	対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等			
	5,000万円超	全額損金不算入			
昭和 57 年度	5,000 万円以下	定額控除(300万円)			
	1,000 万円以下	定額控除(400万円)			
	5,000万円超	全額損金不算入			
平成6年度	5,000万円以下	定額控除(300 万円)× 90%			
	1,000万円以下	定額控除(400 万円)× 90%			
	5,000万円超	全額損金不算入			
平成 10 年度	5,000万円以下	定額控除(300 万円)× 80%			
	1,000万円以下	定額控除(400 万円)× 80%			
	5,000万円超	全額損金不算入			
平成 14 年度	5,000万円以下	定額控除(400 万円)× 80%			
	1億円超	全額損金不算入			
平成 15 年度	1 億円以下	定額控除(400 万円)× 90%			
平成 18 年度	全法人	一人当たり 5000 円以下の 飲食費(社内飲食費を除 く)について、一定の要件 のもとで交際費の範囲から 除外。			
平成 21 年度	1 億円超	全額損金不算入			
(経済危機 対策)	1 億円以下	定額控除(600万円)× 90%			
	1 億円超	全額損金不算入			
平成 25 年度	1 億円以下	定額控除(800万円) (定額控除限度額までの 10%の損金不算入措置を廃 止)			
	1億円超	飲食費 50%まで損金算入			
平成 26 年度	1 億円以下	定額控除限度額(800万円)までの損金算入又は飲食費50%まで損金算入の選択適用			
平成 28 年度	2年間の延長(平	P成 29 年度末まで)			
平成 30 年度	2 年間の延長(令和元年度末まで)				
令和2年度	対象法人から資本金の額等が 100 億円を超 える法人を除外した上で 2 年間の延長(令 和 3 年度末まで)				
令和 4 年度	2年間の延長(令	合和5年度末まで)			
		1 124 1 1 2 2 7			

これまでの 要 望 経 緯

令和 6 年度税制改正要望事項 (新設·<u>拡充</u>・延長)

(経済産業省中小企業庁事業環境部財務課)

項目	名	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長				
税	法人税 租税特別措置法第 56 条、租税特別措置法附則第 119 条 租税特別措置法施行令第 32 条の 3、租税特別措置法施行令附則第 47 条 租税特別措置法施行規則第 21 条の 2					
要	要 適用期限を3年延長する。(令和9年3月31日まで)					
望	中小企業の M&A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。					
o o						
内			平年度の減収見込額	精査中		
容			(制度自体の減収額)	(▲300 百万円)		
			(改正増減収額)	(一百万円)		

(1) 政策目的

後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現するため、中小企業による M&A を支援する。

新設

拡

充

又

は

延

長

を

必

要

لح

す

る

(2) 施策の必要性

中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&A が全国的に活発化している中、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現することが重要。

一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することが困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。

経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義~未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現~(令和5年6月16日閣議決定)

第2章 新しい資本主義の加速

5. 地域・中小企業の活性化(中堅・中小企業の活力向上) 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済 の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以 上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税 制等により、集中支援を行う。具体的には、M&Aや外需獲得、イノベーショ ンの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。

また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する1万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業(いわゆるゼブラ企業など)の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

理 由

今 回	合	政策体系における	7. 中小企業及び地域経済の発展
の		政策目的の	
要	理	位置付け	
望	性	政策の	後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経
$\overline{}$		達成目標	済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。
租			

32 - 2

		1	
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和9年3月31日まで
		同上の期間 中の達成 目 標	後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。
		政策目標の 達 成 状 況	中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、本税制措置の創設当時(令和 3 年) から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。
	有	要望の 措置の 適用見込み	精査中
	効 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本税制によって中小企業による M&A に対する負担を軽減することで、M&A に伴うリスクを軽減する取組を促す。これによって、先行きが不透明な中でも中小企業による M&A が進み、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性向上が図られる。
		当該要望項 目以外の税 制上の措置	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置(登録免許税、不動産取得税の特例)
	相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	 事業承継・事業引継ぎ推進事業(令和4年度第2次補正予算中小企業生産性革命推進事業2,000億円の内数) 事業承継総合支援事業(令和4年度第2次補正予算中小企業活性化・事業承継総合支援事業67億円の内数、令和5年度当初予算157億円の内数)
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	予算上の措置等では、中小企業の M&A に向けて、譲渡/譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用、M&A 後の新分野進出に向けた取組を支援している。 他方、M&A 後も含めて、中小企業が M&A を実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。
		要望の措置 の 妥 当 性	M&A を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を 達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制に おける措置を講じることが適当。
月実行を	│ 適用実績と効果│ これまでの租税│	租税特別 措 置 の	【適用数】 令和3年度 92件 令和4年度 98件 令和5年度 78件(見込み) (いずれも令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計)
1 (5	₹こ関連 1.5 税特別措置の 	適用実績	【減収額】 令和3年度 3,287百万円 令和4年度 3,501百万円 令和5年度 2,787百万円(見込み) (いずれも令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に 中小企業庁推計)

租特透明化 法に基づく 適 用 実 態	【適用数】 令和3年度 20件 【減収額】
調査結果 租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	令和3年度 300百万円 中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、創設当時から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。
前回要望時 の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、引き続きリスクが伴う状況。
これまでの 要 望 経 緯	令和3年度 創設

令和 6 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 · 拡 充 · 延 長)

(経済産業省中小企業庁事業環境部財務課)

項目	名	中小企業・小	、規模事業者の再編・	統合等に係る税負担の	軽減措置の延長
税	目	登録免許税 第 30 条の 2		5 80 条第 3 項、租税	特別措置法施行規則
	適用期降	【要望事項】 適用期限を2年延長する。(令和8年3月31日まで)			
要		を受けた経営	力向上計画に基づ 録免許税を以下の。	いて合併や会社分割 ⁹ とおり軽減する。	
望				通常税率	計画認定による 軽減税率
			合併による移転 の登記	0. 4%	0. 2%
Ø		産の所有権 伝の登記	分割による移転 の登記	2. 0%	0.4%
			その他の原因に よる移転の登記	2. 0%	1.6%
内					
容				平年度の減収見込額	— 百万円
				(制度自体の減収額)	(▲17 百万円)
				(改正増減収額)	(百万円)

(1) 政策目的

親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、 経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する 中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持 を図る。

(2) 施策の必要性

平成29年には、経営者年齢のピークは60代後半であったが、令和4年には、 この年齢層(70代前半)の経営者が3割程度減少した。

他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。

加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、平成 29 年と 同規模存在している。

このような状況において、平成30年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成31年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。

事業承継にあたり、親族以外に事業承継(事業譲渡や M&A など)し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。

本税制措置は平成30年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。

経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義~未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現~(令和5年6月16日閣議決定)

第2章 新しい資本主義の加速

5. 地域・中小企業の活性化(中堅・中小企業の活力向上) 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済 の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以 上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税 制等により、集中支援を行う。具体的には、M&Aや外需獲得、イノベーショ ンの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。

また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する1万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業(いわゆるゼブラ企業など)の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

新設

拡

充

又

は延

長 を

必 要

لح

す る

理由

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		政 策 の 達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。
今回		租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和6年4月1日~令和8年3月31日(2年間)
の要望	合	同上の期間 中 の 達 成 目 標	上記「政策の達成目標」に同じ
(租税特別措置)に関連する事項	合 理 性	政策目標の 達 成 状 況	休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約5万件となっている。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。 (件) 50,000- 40,000- 20,000- 20,000- 20,000- 20,000- 20,000- 20,000- 20,000- 20,000- 34,800 33,475 37,548 41,162 40,909 46,724 43,348 44,377 49,698 44,377 (資料:東京商エリサーチ「2022 年『休廃業・解散企業』動向調査」)
	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	【適用数】 令和6年度 2件 令和7年度 2件 (いずれも令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計) 【減収額】 令和6年度 17百万円 令和7年度 17百万円 (いずれも令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計)

	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	中小企業の経営資源の集約化に資する税制(中小企業投資損失準備金、中小企業経営強化税制)
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	 事業承継・事業引継ぎ推進事業(令和4年度第2次補正予算中小企業生産性革命推進事業2,000億円の内数) 事業承継総合支援事業(令和4年度第2次補正予算中小企業活性化・事業承継総合支援事業67億円の内数、令和5年度当初予算157億円の内数)
出	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる本特例は移転する不動産の登録免許税の軽減措置であり、重複した措置とはなっていない。
	要望の措置の 妥 当 性	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策 目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象に なりうる税制における措置を講ずることが適当。 また、経営者の高齢化や後継者不足等を背景にして休廃業・ 解散件数が増加しており、第三者への事業承継を行う必要性が 強まっている中で、事業承継時の不動産移転に伴う事業者の負 担を軽減することにより円滑な事業承継を可能とするための措 置であり、円滑な事業承継の促進という目的に照らし妥当な措 置である。
− これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	【適用件数】 令和3年度 3件 令和4年度 1件 【減収額(認定実績より推計)】 令和3年度 30百万円 令和4年度 3百万円
別措置の適用宝	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
天績と効果に関連	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組 を行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税 制措置は有効である。
遅する事項	前回要望時 の達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者 不足を背景に休廃業・解散件数は増加傾向にあること等から目 標達成に至っていない。
これまでの 要 望 経 緯	平成 30 年度 創設 令和 2 年度 2 年延長 令和 4 年度 2 年延長

(経済産業省中小企業庁事業環境部財務課)

項目	名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の 延長
税	目	所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28)
要	【要望:	事項】 艮を2年延長する。(令和8年3月31日まで)
望		既要】 企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減 資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる
Ø		
内		
		平年度の減収見込額 一百万円
容		(制度自体の減収額) (▲37,200 百万円)
		(改正増減収額) (百万円)

〜・拡充又は延長を必要とする理中

新

設

(1) 政策目的

中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。

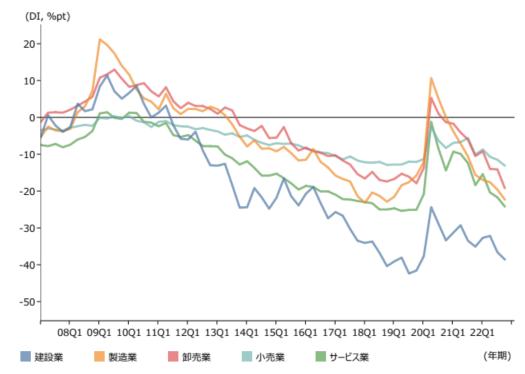
(2) 施策の必要性

中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であることから、本税制措置により減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減を図ることは不可欠である。

中小企業庁が実施した委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、59.7%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。

そのため、本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担 の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事 業効率の向上を図ることが必要不可欠である。

<参考>中小企業の従業員数過不足 DI の推移



資料:中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 従業員数過不足DIとは、従業員の今期の状況について、「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

(出典) 中小企業景況調査

		政策体系	7. 中小企業及び地域経済の発展
		に お け る 政策目的の 位 置 付 け	7. 中小正未及い地域経済の光展
			本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯
今	合 理 性	政 策 の 達成目標	を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。
回の要		租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和6年4月1日~令和8年3月31日まで(2年間)
望 (租		同上の期間 中 の 達 成 目 標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率 20%以下の水準 に到達することを目指す。
特別			売上高に対する販売費及び一般管理費(資本金1億円未満の企業)の比率
措置)に		政策目標の	平成 29 年度 26.5% 平成 30 年度 27.8% 令和元年度 28.5% 令和 2 年度 29.7% 令和 3 年度 29.7%
関連する		達成状況	(参考) 資本金 1 億円以上の企業における当該比率の状況 平成 29 年度 16.0% 平成 30 年度 15.1% 令和元年度 16.0% 令和 2 年度 16.9% 令和 3 年度 16.5%
事項			(出典)財務省「法人企業統計調査(年次別)」より試算
	有	要望の 措置の 適用見込み	令和 6 年度 法人: 786, 940 社、個人: 64, 784 者 令和 7 年度 法人: 832, 582 社、個人: 68, 542 者
	効	要望の措置の効果見込	本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通
	性	み(手段とし ての有効性)	信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が 図られている。
	相	当該要望項	
	当性	目以外の税 制上の措置	
	1-		

	T	
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
	要望の措置の 妥 当 性	中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	〇主な少額減価償却資産の特例の利用業種(令和3年度) 業種 割合 サービス業 31.0% 建設業 18.9% 製造業 12.1% 小売業 8.8% 不動産業 7.3% 料理飲食旅館業 4.6% 運輸通信公益事業 3.1% その他の製造業 2.4% その他 2.2% 農林水産業 1.9% 金属製品製造業 1.8% (出典)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出)」
美績と効果に関	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	①租税特別措置法の条項:第67条の5 ②適用件数:665,130件(令和3年度) ③適用額:3,751億円(令和3年度)
連する事項	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本税制措置は、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることによる減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本税制措置創設以降、中小企業庁が実施した委託調査によると、税務申告書類の作成等について、平均約3時間の事務負担の軽減につながっている。
	前回要望時 の達成目標	中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中 小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面 しており、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効 率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の 活力向上を図る。

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	本税制措置による事務負担の軽減により、中小企業における間接部門にかかる費用は一定程度軽減に寄与していると考えられる。しかし、人手不足等に直面している中小企業において、人件費の増加等により、売上高に対する販売費及び一般管理費比率は20%を上回る状況であり、目標達成には至っていない。(上記「政策目標の達成状況」参照)
·	平成 15 年度 創設
	平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長(平成 20 年 3 月末まで)
	平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月末まで)
	平成22年度2年間の延長(平成24年3月末まで)
	平成 24 年度 2 年間の延長(平成 26 年 3 月末まで)
これまでの	平成 26 年度 2 年間の延長(平成 28 年 3 月末まで)
要望経緯	平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の 延長(平成 30 年 3 月末まで)
	平成30年度2年間の延長(令和2年3月末まで)
	令和2年度 適用対象を従業員500人以下の事業者に限定した上で2年間の延 長(令和4年3月末まで)
	令和4年度 対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外した上で2年間の延長(令和7年3月末)

(経済産業省中小企業庁事業環境部財務課)

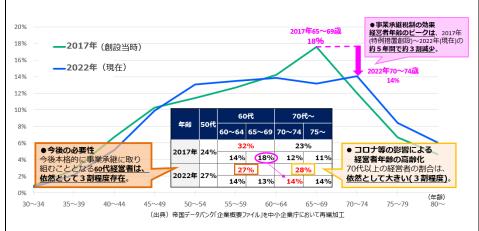
項	 目 名	法人版及び個人版事業承継税制の見直し及び延長
税	B	相続税 贈与税 租税特別措置法第70条の6の8から第70条の7の8まで 租税特別措置法施行令第40条の7の8から第40条の8の8まで 租税特別措置法施行規則第23条の8の8から第23条の12の5まで
要	向上・) 特例() (個人) に、本	者の高齢化の進展等を踏まえ、中小企業の事業承継を後押しし、生産性 成長を支援する観点から、非上場株式等についての納税猶予及び免除の 去人版事業承継税制)・個人の事業用資産についての納税猶予及び免除 版事業承継税制)について、承継計画の申請期限の延長を行うととも 党制の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の
望	実施の	ために必要な措置について検討する。
o o		
内		
容		平年度の減収見込額 ー 百万円
		(制度自体の減収額) (▲119,000百万円)
		(改正増減収額) (一 百万円)

(1) 政策目的 経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃 業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中 新 小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する。 設 拡 (2) 施策の必要性 充 法人版事業承継税制(特例措置)の創設当時(平成29年)には、経営者年齢 のピークは60代後半であったが、令和4年には、この年齢層(70代前半)の経 又 営者が3割程度減少した。 は 他方で、70代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等 の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が 延 考えられる。 툱 加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、特例措置の創 設時(平成29年)と同規模存在している。 を このような状況等を踏まえ、適用期間における事業承継の取組を後押しする 必 ためにも、法人版(特例措置)・個人版事業承継税制の承継計画の申請期限の 延長を行うことが必要。加えて、中小企業の事業承継の取組を踏まえ、今後の 要 円滑な事業承継の実施のための検討が必要。 لح す る 玾 由 今 政策体系 7. 中小企業及び地域経済の発展 回 における ഗ 政策目的の 位置付け 要 望 相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組 めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担 政策の 租 を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事 達成目標 業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図 税 る。 特 合 別 玾 法人版事業承継税制 措 租税特別措 (一般措置) 期限の定めなし。 (特例措置) 令和9年末まで。 性 置 置の適用又 は延長期間 個人版事業承継税制 令和10年末まで。 1 関 連 同上の期間 政策の達成目標と同じ。 す 中の達成 る 目 標 事 項

法人版事業承継税制(特例措置)の創設当時(平成 29 年)には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 4 年には、この年齢層(70 代前半)の経営者が3割程度減少した。

他方で、70代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。

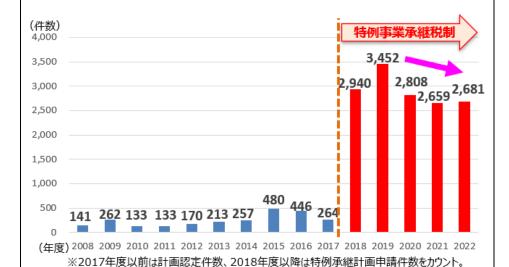
加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者 も、特例措置の創設時(平成 29 年)と同規模存在している。



経営者年齢の推移

政策目標の 達成状況

法人版事業承継税制は、平成30年度の特例措置創設後に急激に活用件数が増加したものの、令和2年度~令和3年度はコロナ禍の影響で件数が減少した。



事業承継税制(法人版)の活用件数の推移

※平成 29 年度以前は計画認定件数、平成 30 年度以降は特例承継計画申請件 数をカウント

有 要望の 効 措置の 適用見込み 制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。 適用見込み約3,000件/年(平成30年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定)

		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	制度の適用を受ける中小企業者の事務負担が軽減されること 等 により、制度活用のより一層の促進に繋がる。
		当該要望項 目以外の税 制上の措置	 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(租特法第69条の4) 相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例(租特法第9条の7)
	相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。 ・事業承継・事業引継ぎ推進事業(令和 4 年度第 2 次補正予算中小企業生産性革命推進事業 2,000 億円の内数) ・事業承継総合支援事業(令和 4 年度第 2 次補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67 億円の内数、令和 5 年度当初予算 157 億円の内数)
	ΙŦ	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	今後事業承継を本格的に検討していく経営者やコロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の具体的な検討が遅れている経営者の状況を踏まえ、引き続き、円滑かつ早期の事業承継を実現させる必要がある。
		要望の措置 の 妥 当 性	今後事業承継を本格的に検討していく経営者やコロナ禍や物価 高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の具体的な検討 が遅れている経営者の状況を踏まえ、引き続き、円滑かつ早期 の事業承継を実現させる必要がある。
る事項	これまでの租税特別措置の適用実績と:	租税特別 措 置 の 適用実績	< 平成 30 年度 > 特例承継計画の申請件数: 2,940 件 < 令和元年度 > 特例承継計画の申請件数: 3,452 件 < 令和 2 年度 > 特例承継計画の申請件数: 2,808 件 < 令和 3 年度 > 特例承継計画の申請件数: 2,659 件 < 令和 4 年度 > 特例承継計画の申請件数: 2,681 件 ※令和 5 年 8 月時点
	効果に関連す	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_

	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。
	前回要望時 の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	
		平成 14 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課 税価格の軽減措置の 創設
		平成 15 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の 要件緩和、相続時精算課税制度への適用
		平成 16 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の 対象価額上限の引き上げ
		平成 18 年度改正 物納手続の改善
	+	平成 19 年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税 の特例の創設
-	までの 『経 緯	平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続 税・贈与税の納税猶予制 度」を創設することを決定(税制改正 大綱)
		平成 21 年度改正 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・ 贈与税の納税猶予制度 の創設
		平成 22 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係 る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等
		平成 23 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係 る特別子会社の要件の見直し等
		平成 25 年度改正 親族外承継の対象化、雇用の 5 年継続要件の見直し、贈与時の 役員退任要件を代表者退 任要件に変更等

平成 27 年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置

平成 29 年度改正

雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等

平成30年度改正

猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象 者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制 度との併用者の拡充 令和元年度改正贈与税の納税猶予における年齢要件の引下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税湯世の免除届出の添付書類の不要、個人版事業承継税制の創設

令和2年度改正

常時使用する従業員の定義の見直し

令和3年度改正

後継者の役員要件の見直し、個人版事業承継税制において対象 となる特定事業用資産の見直し

令和 4 年度改正

法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請(提出)の期限を1年延長

(経済産業省 中小企業庁 事業環境部 金融課、経営支援部 小規模企業振興課)

	(427)	庄未 自	十′.					水り			附近市下、					לא, ו,					
項	目	名	る契	約書	の F	卩絍	锐(の菲	課和	兑措	関する	長								-	
税		目	係法	建σ)臨	诗特	射例	に関	す	る法	感染》 律第 第 2 号	1 1	条第	§ 1]							
要		【株式会	会社日	本国本国	女策:	金鬲	蚀公	庫等	計に	係る	措置】										
望		(措置対 新型:		トウィ	(ル	ス原	蒸染	症に	こよ	りそ	の経営	営に	影響	を受	受け	た中	□小∶	企業	《者	等	
o o		(措置に株式会社 株式をき 紙税の、原	せ日2 受け <i>†</i> 非課和	:中/ 党と ⁷	小企する	業 も (者等 ので	を対ある	オ象	に、	特別	貸付	けき	きを	行う	場	合に	必	要と	な	る印
内											平年	F度(の減り	収見	込額	Į			_	百	万円
											(制	度自	体の	減山	又額))		(_	百万	5円)
容											(改	正	増》	載 収	額)		(_	百万	5円)
	(. ,	乗目的	_	<i>.</i>		-11- 2-4-	ر بــــــــــــــــــــــــــــــــــــ			- O /7	···	. 日之 组	IR	ਲ ।।		. ا.		<u> </u>	~ <i>h-</i> h-	,_ <u>+ 1</u>
新		新型:																			
設	:	等によっ する。																			
•																					
拡																					
充																					
又																					
は																					
延	((2) 施贫				- -	-1: :+	ر خی	- L	11 7		網尺 🚣	. W.	L.4	. ا. ك	. ^ -	₩Ѣ	. /-/-	-	⊢ 1₩	-
長		新型:ために(ま、喜	引き約	売き	, <u> </u>	事業	者の	り負	担較	経減を	図り	、個	別							
を		あわせっ	C.j	金元	卡安	一儿	可列	(_) ₍ (ふえ	(()	く必要	学の、	める	0							
必																					
要																					
ع																					
す																					
る																					
理																					
由																					

	ı	Γ	
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	合	政 策 の 達成目標	-
	理 性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化をふまえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
今回の一		同上の期間 中の達成 目 標	株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する
要望		政策目標の 達 成 状 況	-
租 税 特 別	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	-
措置)に		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
関連す		当該要望項 目以外の税 制上の措置	-
事項	相当	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	令和2年度予算においては下記の通り措置している。 ・株式会社日本政策金融公庫出資金:2,074,500,000 千円の内数 ・危機対応円滑化業務出資金:1,080,100,000 千円 令和3年度予算においては下記の通り措置している。 ・株式会社日本政策金融公庫出資金:140,300,000 千円の内数 令和4年度予算においては下記の通り措置している。 ・株式会社日本政策金融公庫出資金:66,300,000 千円の内数
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
		要望の措置 の 妥 当 性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。

これ	租税特別 措 置 の 適用実績	-
れまでの 租税 特	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	-
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	-
天績と効果に関 決	前回要望時 の達成目標	-
遅する事項	前回要望時からびはではいるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	-
これまでの 要 望 経 緯		当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和6年3月末まで延長された。

令和 6 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 · 拡 充 · <u>延 長</u>)

(経済産業省経済産業政策局企業行動課)

項	目	名	特定の資産(被災区域の土地等 特例措置の延長) の買換え等の場合 <i>の</i>)譲渡所得に係る
税			所得税、法人税		
		令和(には、) から1	2行制度の概要 6年3月31日までの期間に、以下 資産の譲渡の日を含む事業年度に 年以内にその事業の用に供する資 度益の額に相当する金額の範囲内	おいて取得をし、かつ 産については、その調 で圧縮記帳(課税繰り	o、その取得の日 譲渡をした資産に 些割合 100%) が
			譲渡資産	買換資	
要			災区域(※1)である土地等	被災区域である土地 被災区域ではない。 一定の区域内(※) 地等	土地等の場合、
望		② 被 等	∑災区域である土地等以外の土地 ⋮	被災区域である土地	!等
<u> </u>		築	東日本大震災に起因して事業又は居住の物の敷地及び当該建物又は構築物と一位でいた土地の区域		
0		(※2) 法	東日本大震災からの復興に向けた取組を 第4条第1項の政令で定める区域)。 買換資産の所在が復興特区法第4条第1		
内		が 注)特	証明する書類の添付が必要。 別勘定を設けた場合及び本制度の対象と 置を講じる。		
容		(2) 要 本特(三望の内容 列措置の適用期限(令和6年3月 でとする。	31日)を2年間延長し	ン、令和8年3月
		関係》 第 12 第 20	条文】 本大震災の被災者等に係る国税 去律の臨時特例に関する法律 条、第19条(買換えの場合) 条(特別勘定を設けた場合) 条、第21条(交換した場合)	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (- 百万円)

(1) 政策目的

地震・津波被災地域では、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復 興の総仕上げの段階に入った。今後も一定の支援が必要な事業がなお残ること から、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、被災事業者等の施設・設備 の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。

また、福島の原子力災害被災地域では、帰還困難区域の一部で避難指示の解 除や立入規制の緩和がされるなど、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進 展している。今後、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要があ る。

(2) 施策の必要性

① 事業活動の状況

企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R2.10) 宮城県80%(R3.3)、福島県85%(R5.6)となっており、また、中小機構仮設 施設入居事業者等状況調査 (R5.3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数82者)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が7者、再 譲渡等により事業継続と回答した事業者が14者いるという状況にある。

② 面整備の状況

事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城 県及び福島県の沿岸部等で、令和6年度以降、約106.8haの供給予定(R5.5) となっている。また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月時点 で 72%だったところ、令和 4 年 9 月末時点では 96%と上昇しており、復興道 路・復興支援道路が令和3年12月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・ 復興は着実に進展している。

企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに2~3年程度を要することが一般的であり、被災事業者等が事業再開する場合にも同程度の時間を要すると考えられ、令和6年度以降も事業再開のために事業用資 産の取得等が見込まれる。

このように、令和6年度以降も事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再 開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、本特例 措置を令和8年3月31日まで2年間の延長を要望する。

由

今 回

の

項

新

設

拡

充

又

は

延

長

を

必

要

لح

す

る

玾

■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基 本方針(令和元年12月20日閣議決定) Ⅱ.「復興・創生期間」後の基本方針

2. 復興を支える仕組み

(2) 法制度

東日本大震災復興特別区域法

復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口 や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等 による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地 域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災 復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用 期限の延長等を行うことについて検討する。 また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災

害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことに ついて検討する。

■令和3年度以降の復興の取組について(令和2年7月17日復 興推進会議決定) (抄)

2. 復興期間

復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年 間とした上で、令和 3 年度からの 5 年間は、「被災地の自立に つながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現してい

要望 租税特別措 合 玾 置 性 1= 関連する事

政策体系 における 政策目的の 位置付け

		く」という「第1期復興・創生期間」(平成28年度から令和2年度まで)の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。
		■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和3年3月9日閣議決定)(抄) 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 (1)地震・津波被災地域 ・地震・津波被災地域においては、(中略)産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、(中略)今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。 (2)原子力災害被災地域 原子力災害被災地域 原子力災害被災地域においては、(中略)帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、(中略)段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。 ■経済産業省政策評価体系 7. 中小企業及び地域経済の発展
	政 策 の 達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及 び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	延長期間 2年間(令和6年4月1日から令和8年3月31日)
	同上の期間 中の達成 目 標	政策の達成目標に同じ
		・岩手県の被災 12 市町村の商工会議所又は商工会会員の 事業再開率:86%(令和2年10月1日現在)
	政策目標の 達 成 状 況	・宮城県の沿岸区域の商工会議所又は商工会会員の 事業再開率:80%(令和3年3月31日現在)
		・福島県の避難指示区域等所在商工会会員の 事業再開率:85%(令和5年6月20日現在)
有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	令和6年度 12件 令和7年度 6件
有效性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、事業用資産の取得等を促進し、被災地における事業者の事業再開や完全復旧の促進、被災した事業者以外の企業の被災地への投資を促進することにより、被災地における経済的復興に資することができる。
相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	復興特区税制に基づく措置(復興特区法第 37 条から第 40 条まで)

	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
	要望の措置 の 妥 当 性	本特例措置は、被災区域内の事業用資産を取得した場合又は、 被災区域内の事業用資産を譲渡した場合に限定したものである から、政策目的達成手段として妥当である。また、本特例は課 税の繰り延べ措置であり、被災事業者等が支払うべき納税額に ついて変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に 照らし必要最小限である。
ے ئا	租税特別 措 置 の 適用実績	_
までの租税特	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
これまでの租税特別措置の適用実	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
夫績と効果に関連する事項	前回要望時 の達成目標	_
遅する事項	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	_
•	理 由 までの 』 経緯	平成 23 年度 創設 平成 28 年度 被災区域である土地等から買換えを行う場合、その対象区域を被災区域又は特定被災区域に限定した上で適用期限を5年間(令和3年3月31日まで)延長 令和3年度 被災区域である土地等から被災区域ではない土地等に買換えを行う場合、その対象区域を復興特区法の東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる一定の区域に限定した上で適用期限を3年間(令和6年3月31日まで)延長

(経済産業省 経済産業政策局 産業資金課)

項目	名	第三者保有の暗号資産の其	月末時	持価評価課税に係る見直	īl	
税	目	法人税				
要		→ 発行者以外の第三者)が継 課税の見直しを行うこと。	続的	に保有等する暗号資産	について、	期末時
望						
Ø						
内				平年度の減収見込額	_	百万円
_				(制度自体の減収額)	(_	百万円)
容 				(改正増減収額)	(—	百万円)
新	(1) 政策			»		I = 1111 E-E-
設	Web3.0 を促進 ⁻	推進に向けた環境整備を図 する。	19、	フロックチェーン技術	を活用した	と起業等
拡		策の必要性 法人が有する暗号資産(活動	ኛ <i>ታ</i> ስ ፑ	ち埋が方在するもの)	(注) につ	117
充		制上、期末に時価評価し、記				
又		益)は、課税の対象とされ ⁻ した取扱いは、ブロックチ:		- ·	スの普及や	これを
は	-	た事業開発等のために、暗				_
延		、キャッシュフローが伴わ ^ァ なされるものとなっている。				
長	HALL INC.	特定自己発行暗号資産(当ま	:		, 0.2	
を		して有する暗号資産であっ ⁻ 条件が付されているものとし	-	- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1-		制限そ
必		火川が川近ですのこの…の 0のと り		% 1 C VE 0 7 Ø U 0 0 /	√ N 0	
要						
ځ						
す						
る						
理						
曲						

			1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 					
			〇経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月16日閣議 決定)					
			第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (2) グリーントランスフォーメーション(GX)、デジタルトランスフォーメーション(DX)等の加速					
			(デジタルトランスフォーメーション(DX)、AIへの対 応)					
今			が 分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮し つつ、Web3.0 に係るトークンの利活用(※)やコンテンツ産業 の活性化に係る環境整備、担い手やアイデアの裾野の拡大に必 要な取組などを行う。					
ラ回の要望		政策体系 における 政策目的の 位置付け	※ステーブルコインやセキュリティトークンの円滑な発行・流通に向けた必要な取組を進めるほか、暗号資産・トークンを通じた資金調達の実態について調査・整理を進め、事業者の円滑な資金供給の促進に資するものについては、投資事業有限責任組合契約に関する法律(LPS法、平成10年法律第90号)上で投資対象とすることを検討する。					
租税	合理性							○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和5年6月16日)Ⅳ. GX・DX等への投資5. DX
特別措置)に関連			(1) Web3.0 の推進に向けた環境整備 ブロックチェーン技術を基盤とするNFT(非代替性トークン)やDAO(分散型自律組織)等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0 の推進に向けた環境整備について、検討を進める。暗号資産に係る税制上の取扱いについて、第三者が短期売買目的以外で暗号資産を継続的に保有する場合を、他の暗号資産の保有と区別して取り扱うことが可能かどうか、法令上・会計上の在り方を含め、速やかに検討する。					
す る 事		政 策 の 達成目標	Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進すること。					
項		租税特別措 置の適用又 は延長期間 同上の期間	恒久措置とすること。 政策の達成目標と同じ。					
		中の達成						
		政策目標の	_					
	有効	達成状況 要望の 措置の 適用見込み	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。					
	性	要望の措置						
	1±	の効果見込						

	み(手段とし ての有効性)	
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	なし。
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし。
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
	要望の措置の 妥 当 性	内国法人が有する暗号資産に関する現行税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。
これま	租税特別 措 置 の 適用実績	
での租税特別	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
と 効 果 に	前回要望時 の達成目標	_
2関連する事項	前回要望時からのでは、 を選していない場合の理	
	までの 経 緯	

(経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室、経済産業政策局産業資金課)

項目	名	金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)
税	目	所得税
要	「金 こと。	融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずる
望	1 投資 算の範 2 損 3 制	資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通 囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十 すること。
の		
内		平年度の減収見込額 ▲8, 240 百万円
容		(制度自体の減収額) (西万円)
		(改正増減収額) (— 百万円)
新	(1) 政策	, 策目的
設	個人	投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供 る成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることで経済成長
	を促し、	、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといっ の好循環の維持・拡大を図ること。
拡	121211	
充	(2) 施舒	策の必要性
又	どの現	国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託な 物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、
は	限定的	
延	資とい	した中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投った目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につ
長	ながって	とめいまって、家計による成長真金の供給の拡入と家計の貢産形成につていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備(損益拡大)を進めていく必要がある。
を	四弁り1	M.ハ/ で Ecol C 0・1 必女 N.の の。
必		
—		

今回の要望(租税特別措置)に	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政 策 の 達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投 資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投 資家の参加を促す。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間 中の達成 目 標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の 達 成 状 況	
	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。 ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引:93万口座(日本証券業協会調べ) ・株式取引:1,493万口座(証券保管振替機構「株式等振替制度株式5 属性別株主数」)
関連する	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	なし
事項		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	_
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
/ 措置の適用実徒	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
頼と効果に問	前回要望時 の達成目標	_
	前回要望時からのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	
これまでの 要 望 経 緯		平成 17 年度からの継続要望。

令和6年度税制改正要望事項(新設·拡充·<u>延長</u>)

(経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課)

項目	名 特定復並びに	興産業集積区域におけ 構築物の特別償却等の	る機械及び装置、建物 特例措置の延長	勿及びその附属設備	
税	目 所得税	、法人税			
要	(1)現行制度の概要 令和6年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者 又は法人が特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装 置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。 要				
		特別償却率	税額控除		
	投資時期	R3. 4. 1~R6. 3. 31	R3. 4. 1~R6. 3. 31		
望	機械・装置	50%	15%		
	建物・構築物	25%	8 %		
Ø	(2)要望の内容 本特例措置の適用期限(令和6年3月31日)を2年間延長し、令和8年3月 31日までとする。				
内					
	【関係条文】		 平年度の減収見込額	— 百万円	
容	〇東日本大震災	復興特別区域法第37		-	
	宋 ○東日本大震災 新朗係は建め	の被災者等に係る国	(制度自体の減収額)	(— 百万円) 	
	律第 10 条、第)臨時特例に関する法 第17条の2 系の2、第17条の2	(改正増減収額)	(— 百万円)	

(1) 政策目的

地震・津波被災地域では、第2期復興・創生期間において復興事業がその役割を全うすることを目指し、総仕上げの段階に入っている。著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。

(2) 施策の必要性

「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被 災地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第2期復興・創 生期間においても、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ず る必要がある。

①人口の状況

岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており(R5.4.1 人口推計/H22 国調人口: 3 県沿岸等88%、全国平均97%)、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、女川町61%、南三陸町67%、大槌町68%、山元町70%、山田町73%等)

②事業活動の状況

企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R2.10)、宮城県 80% (R3.3)、福島県 85% (R5.6)となっており、中小機構仮設施設入居事業者等状況調査 (R5.3)によれば、仮設入居事業者の今後に関して(回答事業者数 82者)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 7者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 14者いるという状況にある。

③雇用の状況

岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており(R3 経済センサス/H22 工業統計: 3 県沿岸等86%、全国平均97%)、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、松島町35%、女川町41%、田野畑村53%、大槌町54%、陸前高田市62%等)

4 面整備の状況

事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和6年度以降、約 106.8ha の供給予定(R5.5)となっている。

また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月時点で約7割だったところ、令和4年9月末時点では96%と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和3年12月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。

企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに2~3年程度を要することが一般的であり、公共インフラの復旧・復興を契機とした事業再開等は令和6年度以降も見込まれる。

こうした被災地における経済社会情勢を踏まえると、被災地の経済活性化に必要な産業の本格的な復興については引き続き取り組まなければならない課題である。

このため、令和6年度以降も事業者等の設備投資を支援し産業復興の下支えをすることは依然として必要であり、本特例措置を令和8年3月31日まで2年間の延長を要望する。

今		
回		
Ø	合	政策体系
0)		における
要	理	政策目的の
+ 8		
望	性	位 置 付 け
扭		

■「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」(抄)(5和元年12月20日閣議決定)

Ⅱ 「復興・創生期間」後の基本方針

2. 復興を支える仕組み

(2)法制度

① 東日本大震災復興特別区域法

・ 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別

40 - 2

新設

拡充

又

延

は

長 を

必要

とす

理

由

る

		区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長
		等を行うことについて検討する。
		■令和3年度以降の復興の取組について(令和2年7月17日復 興推進会議決定)(抄) 2、復興期間
		2. 復興期間復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」(平成28年度から令和2年度まで)の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。
		■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和3年3月9日閣議決定)(抄) 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 (1)地震・津波被災地域
		地震・津波被災地域においては、(中略)産業・生業の再生 も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。 その一方で、(中略)今後も一定の支援が必要な事業がなお残 ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ 細かい取組を着実に進める。 (2)原子力災害被災地域 原子力災害被災地域においては、(中略)帰還困難区域を除
		(全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、(中略)段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。
		■経済産業省政策評価体系 政策(施策)「7.中小企業及び地域経済の発展」
	政 策 の 達成目標	沿岸地域等(復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内。以下同じ。)において設備投資を行う事業者の増加とそれに伴う雇用機会の確保等。
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	2年間(令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)
	同上の期間 中の達成 目 標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の 達 成 状 況	令和4年度までの復興特区法第37条に基づく指定の件数は以下のとおり。 件数(令和5年3月末)(沿岸地域等に限る。) 法人1,840件個人483件(合計2,323件)
有効	要望の措置の適用見込み	法人 個人 令和6年度 38件 30件 令和7年度 20件 16件 2年計 58件 46件(合計104件)
性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物への設備投資を促進し、雇用機会の確保等に資することができる。

	1		T				
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	他の復興特区税制に基づ 及び第40条)	く措置(復興特[区法第 38 条	€、第 39 条	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額		_			
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係		_			
		要望の措置の 妥 当 性	本特例措置の延長は、復 かつ事業の用に供された ており、政策目的達成手	ことのない新規	の設備投資		
		租税特別 措 置 の 適用実績	令和4年度までの沿岸地域 く指定の件数は以下のと 法人 1,840件 個人 48	おり。(令和5年	年3月末)	37 条に基づ	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	これまでの	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果					
1	租	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本特例措置を通じて、沿岸地域等において、設備投資を促進し、雇用機会の確保等に資することができる。				
i i	の 適 用 実	前回要望時 の達成目標	沿岸地域等において投資を行う事業者の増加				
税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		前回要望時	個人事業者の件数は見込みを達成しているが、法人は見込みを 達成できていない。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大 に伴い、法人による機械等の新規取得が進まなかったことによ るものと考えられる。 〇前回要望時の見込み(指定件数)				
	す	からの達成 度及び日標		法人	個人	合計	
	る 事	度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	令和3年度	75 件	13 件		
Ī	項		令和4年度	60 件	8 件		
			令和5年度	48 件	5 件		
			3 年計	183 件	26 件	209 件	
			〇令和3、4年度の実績		· ·		
				法人	個人		

	令和3年度(実績) 令和4年度(実績)	48 件 22 件	17 件 6 件	
これまでの 要 望 経 緯	年間延長 平成31年度 雇用等被害地 成30年度ま 令和2年度 事項要望 令和3年度 対象地域を済	の措置率を見直 地域を含む市町ねる と同水準の措	村の区域内に 計置率として 定復興産業集	:限り、平 2年間拡充

令和6年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課)

項目	名		制度のあり方の給討	
			.1,2,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,	
税 		消費税 		
要	う。)に	概要】 ま第8条等に基づき、輸出物 おいて、外国人旅行者などの 売する場合には消費税が免除	非居住者に対して、特	- ·· - · - · · - · · -
望 の	税店事業	内容】 人旅行消費額の更なる増加に 者の手続きの簡素化、国内に 国人旅行者向け消費税免税制	おける転売目的利用に	よる不正対策等に
内	【関係条		平年度の減収見込額	— 百万円
	(消費税		(制度自体の減収額)	(一 百万円)
容		第 8 条 施行令第 18 条 施行規則第 6 条~第 10 条	(改正増減収額)	(一 百万円)
新	(1) 政策	目的		
設		.ロロ :行者の利便性の向上及び免税	店事業者の免税販売手	続きの簡素化を進
		・消費額単価の引き上げや地方 繋げることで、訪日外国人旅		
拡	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
充		:の必要性 :国推進基本計画」(令和5年	3月31日閣議決定) に	おいて、訪日外国
又	人旅行消	i 費額を、コロナ前の水準を超		
は		゙掲げられている。 ∶め、インバウンドの本格回復	に向けて、訪日外国人	旅行消費額の引き
延	–	与してきた外国人旅行者向け		
長		Eや免税店事業者の事務負担の 年度税制改正大綱」(令和4€	12	
を	いて「外	国人旅行者の利便性や免税店	の事務負担等を踏まえ	つつ、引き続き効
必	果的な不がある。	正対策を検討していく。」と	記載されたことを踏ま	えて検討する必要
要	13.00.00°			
ع				
す				
る				
理				
由				

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
	合	政 策 の 達成目標	「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定) ・訪日外国人旅行消費額 早期に年間5兆円
今回	世 性 -	租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置
の 要 望		同上の期間 中の達成 目 標	観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定) ・訪日外国人旅行消費額 早期に年間5兆円
租		 政策目標の 達 成 状 況	_
税特別措置)に	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	本要望は、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの簡素化を進めることで、訪日外国人旅行者の旅行消費額単価の引き上げや、地方も含めた免税店数の増加による購入機会の増加を通じて、外国人旅行消費額の増加に繋げるものであり、「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載された「令和5年度税制改正大綱」(令和4年12月16日自由民主党・公明党)の方針の実現に資する検討で、有効である。
関 連 す	関連	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
事項		当該要望項 目以外の税 制上の措置	
	相 当 性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	

	要望の措置 の 妥 当 性	本要望は、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの簡素化を進めることで、訪日外国人旅行者の旅行消費額単価の引き上げや、地方も含めた免税店数の増加による購入機会の増加を通じて、外国人旅行消費額の増加に繋げるものであり、「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載された「令和5年度税制改正大綱」(令和4年12月16日自由民主党・公明党)の方針の実現に資する検討で、妥当である。
ت ا	租税特別 措 置 の 適用実績	2013年: 5,777店(2014年4月1日時点) 2014年: 18,779店(2015年4月1日時点) 2015年: 35,202店(2016年4月1日時点) 2016年: 40,532店(2017年4月1日時点) 2017年: 44,646店(2018年4月1日時点) 2018年: 50,198店(2019年4月1日時点) 2019年: 54,667店(2020年3月31日時点) 2020年: 54,772店(2021年3月31日時点) 2021年: 52,271店(2022年3月31日時点) 2022年: 53,650店(2023年3月31日時点)
までの租税特	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	_
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税のる段有別は、手のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	○免税対象品目の拡大・手続簡素化(平成 26 年 10 月開始) 免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額 の大幅な拡大、消費税免税店の拡大に繋がった。 ○免税手続カウンター制度の開始(平成 27 年 4 月開始) 免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続きの負担が大幅に軽減された。 ○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げ(平成 28 年 5 月開始) 免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 ○「一般物品」と「消耗品」の合算(平成 30 年 7 月開始)一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000 円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 ○臨時免税店制度の創設(令和元年 7 月開始) 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、事前の手続により免税販売を可能とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 ○免税販売の無人化(令和 3 年 10 月 1 日開始)免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続た必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。

		〇免税対象者の明確化(令和5年4月1日開始)免税対象者の明確化(留学生等の免税対象からの除外)を行い、旅行者判定アプリ(デジタル庁と連携)の導入を行った。
	前回要望時 の達成目標	
	前回要望時	
	からの達成	
	度及び目標	
	に達してい	
	ない場合の	
	理由	
これま	での	
要望:	経 緯	

令和 6 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 · 拡 充 · 延 長)

(経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室)

項目	名	沖縄発電用特定石炭等の引取	りに係る課税の特例措	置の延長
税	目	石油石炭税(租税特別措置法 第 48 条の 11)	第 90 条の 4 の 3、租村	说特別措置法施行 令
要	沖縄県	振興特別措置法(平成 14 年法 の区域内にある事業場において 石炭税の免除について、適用期	発電の用に供する天然	然ガス又は石炭に係
望		和 9 年 3 月 31 日までとする。	NEC (1341 0 - 0 7) 01	
Ø				
内				
			平年度の減収見込額	— 百万円
容			(制度自体の減収額)	(▲3,000 百万円)
Ц			(改正増減収額)	(— 百万円)

拡 充 又 は 延 長 を 必 要 لح す る 理

新

設

(1) 政策目的

沖縄は、電力需要が小さいことや地理的・地形的制約から火力発電に依存せ ざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給 面における構造的不利性を抱えていることから、本措置により、沖縄における 電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。

【関係条文】

〇沖縄振興特別措置法(平成 14 年 3 月 31 日法律第 14 号) (課税の特例)

第64条

雷気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者が沖縄にある事業場 において発電の用に供する石炭等(石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五 号)第二条第三号に規定するガス状炭化水素であって関税定率法(明治四十三 年法律第五十四号)別表第二七一一・一一号に掲げる天然ガスに該当するもの 及び同条第四号に規定する石炭をいう。)については、租税特別措置法で定め るところにより、その石油石炭税を免除する。

沖縄における電気事業については、

- 1) 地理的・地形的・需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化 石燃料(主に石炭、LNG)に大きく依存せざるを得ない。
- 2) 本土の電力系統と連系されておらず、本土の電力会社との電力相互融通が 不可能であり、高い供給予備力が必要等の理由から設備投資負担が大き い。
- 3) 多数の離島を抱え、ユニバーサルサービスを提供するため、多額の投資が 必要。(離島部門は構造的な収支不均衡)

等の容易に解決できない構造的不利性を有しており、本土と比べ電気料金が割 高となっている。事業者においても電気料金の上昇抑制に努めつつ、2050年カ ーボンニュートラルの実現を目指し、化石燃料依存度低減に取り組んでいるも のの、事業者の自助努力のみで構造的不利性を克服するには限界があるため、 政策的支援が必要となる。

今後、再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進により、 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めていくものの、技術開 発等の課題もあり、発電燃料の構造転換はすぐに実現できるものではなく、相 応の時間を要する。

したがって、当面の間は石炭等の化石燃料による火力発電が基幹電源として の役割を担うことが見込まれることから、沖縄における電気の安定的かつ適正 な供給の確保のためには、本措置が必要不可欠である。

(2) 施策の必要性

由

		政策体系								
		に お け る 政策目的の 位 置 付 け	6. 鉱物資源およびエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進							
		政 策 の 達成目標	沖縄における電気の	沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保						
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和6年4月1日	~令和 9 4	年3月31	日(3 年間	間の延長)			
今回		同上の期間 中の達成 目 標	沖縄における電気の	の安定的が	かつ適正な	な供給の確	保			
の要望(租税	合理		本措置により、平で、1kWh 当たり約気の安定的かつ適認 縄の電気料金は未認続き本措置を講じる	0.42円 <i>の</i> 正な供給の だ他地域の ることが。)電気料金の確保に設めたいでは、 と比べて割めます。 と要である	らの低減が 寄与してい 割高である	なされて る。他方	おり、電 で、沖		
特	性					百万 kWh、				
別			\ \	H30	R1	R2	R3	R4		
措			適用額	3,142	3,321	-	3,203	3,305		
置			影響単価	0.41	0.43 発(性)に トス	0.42	0.42 た±.レに質	0.44		
		政策目標の	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑		で((水)1~6~g		ر 0CIC 4	-Æ		
1=		達成状況	<電気料金(単価	もう の推移 かっこう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	<i>5</i> >					
関					1100		- D0		:円/kWh)	
連			→ 4mm → 4m	H30	R1	R2	R3	R4		
す			沖縄電力㈱ 9 社平均	23.85 19.78	23.50 19.39	21.62 18.10	20.87 16.68	24.24		
る			単価差	4.06	4.11	3.52	4.19	1.08		
事			<u> 一間左</u> ※料金単価の算出							
項			(9 社平均については、沖縄電力(株)を除く旧一般電気事業者 9 社							
			の電灯・電力料場		合計)÷販	売電力量	(9 社合計)によっ		
			て算出した加重する。		1. 1. > 16 d	<u>.</u>				
			※出典:各社有価証券報告書から作成 ※令和4年度の単価差の縮小については、電気料金における燃料							
			費調整制度の					いたのが心です		
	有	要望の 措置の 適用見込み	沖縄電力㈱、電源		· · ·					
	効	要望の措置	本措置による免税	分け 重	与料金属	価に反映	されてい	ることか		
	性	の効果見込	ら、電気料金の低				_	_		
	'	み(手段としての有効性)	しており、県民負							
		ての有効性)								

	1		· · · · - ·					
			度における一般			-ス(400k	Wh/月)で	がは、月額約
			176 円の負担軽	減の効果	がある。			
			ノ雨与州ムに	トニフ 目44	ær ✓			
			<電気料金に	分 れる影響		5 - LWb '	***	TI /LWb)
				R		写万 kWh、 R6	日万円、I R7	R8
			<u> </u>		, 295	3, 236	3, 284	3, 132
			影響単価		0. 44	0. 44	0. 44	0. 42
			<u> </u>			l .		0. 42
					くけいしていか。	песо		
		当該要望項 目以外の税 制上の措置		特例措置 イノベー おいてエ の特別控 イノベー	(地方税 ション機械 除(国税 ション促	: 固定資産 進地域旧産 等を取得し : 法人税等 進事業用等	税) 産業高度化 ンた場合の 手、地方科 手、設の資	ン・事業革新)特別償却又 記:法人事業
	相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_					
	IT	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_					
		要望の措置 の 妥 当 性	本措置による とが可能となる 地域との電気料 ある。 また、本措置 れていることが 担の軽減に繋が	ることから 料金の格差 置による から、電気	。、本措置 きを是正で 免税分にで 気料金の値	置は手段と けるための ついては電	して的確)必要最小 気料金原	であり、他な限の措置で
用実	これま		適用件数:2社 〇適用量	:(沖縄電	力㈱、電	源開発(株))		
慢と	_よ で		適用量:石炭				<u>i</u>)	単位:千 t)
効	用実績と効果に関連する事でれまでの租税特別措置の!	租税特別	年度	H30	R1	R2	R3	R4
米	伍 税	措置の	石炭消費量	1, 972	2, 121	2, 017	2, 023	2, 085
関	特	適用実績	年度	R5	R6	R7	R8	
連	別	~_/13/13	石炭消費量	2, 104	1, 961		1, 801	
9 る	指置		Nation Nation			,		J
事	<u>の</u>		※数値は沖縄 ※平成 30 年度					∠今和 0 年度
項	適		は見込み値					
			は元心が胆	C ILL #X ()	グログ元1	ル訳に フし	* でいりで	.1

適用量:LNG (単位:千t) R3 H30 R1 R2 R4 年度 238 224 234 LNG 消費量 233 242 R5 R6 R7 R8 年度 LNG 消費量 222 295 296 357 ※数値は沖縄電力㈱より聴取 ※平成30年度~令和4年度は実績値、令和5年度~令和8年度 は見込み値を記載 (以下の免税額についても同様) 〇免税額 免税額:石炭 (単位:百万円) 年度 H30 R1 R2 R3 R4 2, 700 免税額 2, 905 2, 762 2, 770 2,855 年度 R5 R6 R7 R8 2, 882 2, 687 2, 733 免税額 2, 468 ※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取 免税額:LNG (単位:百万円) R3 R4 年度 H30 R1 R2 442 416 435 433 450 免税額 R5 R7 年度 R6 R8 413 549 551 664 免税額

※数値は沖縄電力(株)より聴取

租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本措置が存在しない場合、需要家の電気料金に免税されない 分が上乗せされることになり、沖縄県内の一般家庭及び産業界 に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要 である。
前回要望時 の達成目標	沖縄における電力の安定的かつ適正な供給の確保
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	目標に関しては概ね達成している。

平成 15 年度 創設
平成 17 年度 2 年間の延長
平成 19 年度 5 年間の延長
平成 24 年度 3 年間の延長及び免税対象への LNG の追加
平成 27 年度 5 年間の延長
令和 2 年度 2 年間の延長
令和 4 年度 2 年間の延長

令和6年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・<u>延長</u>)

(経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課・製造産業局生活製品課住宅産業室)

項	目 名	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅 化リフォームに係る特例措置の拡充及び延長					
税	目	所得税					
	【制度の概要】 - 一定の改修工事(耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住化)を含む増改築等を行った場合、以下の額(①+②)を工事年分の所得税から控除する。						
	宅 三 20	定の改修工事(耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住化)を行った場合、標準的な工事費用相当額の合計(耐震・省エネ*1・世代同居・長期優良住宅化*2:限度額 250 万円、バリアフリー:限度額 0 万円)の 10% 1 省エネ:太陽光発電設備設置時は 350 万円					
要	※ ②上	2 長期優良住宅化:耐震及び省エネ改修を併せて行った場合は 500 万円 記工事に係る標準的な工事費相当額の合計のうち限度額超過分及びその 増改築等工事の費用に要した額の合計額分※3の 5 %					
望	*	3 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつ①と②の合計 1,000 万円が限度					
Ø	①特例 ②子育	【要望の内容】 ①特例措置の適用期限を2年間(令和7年12月31日まで)延長する。 ②子育て対応化のための改修工事を行った場合、以下ア)+イ)の合計額をエ					
内	ア) 当	事年分の所得税額から控除する。 ア)子育て対応化のための改修工事について定められた標準的な工事費用相 当額の合計(上限250万円)の10%に相当する額					
容	о Ж	上記工事に係る標準的な工事費相当額の合計のうち限度額超過分及びそ他増改築等工事の費用に要した額の合計額分 ^{※4} の5% 4最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつア)と イ)の合計1,000万円が限度					
	租税特	条文】 別措置法第 41 条の 19 の 2 、第 41 条の 19 の 3 別措置法施行令第 26 条の 28 の 4 、第 26 条の 28 の 5 別措置法施行規則第 19 条の 11 の 2 、第 19 条の 11 の 3					
		平年度の減収見込額 ▲279 百万円					
		(制度自体の減収額) (一 百万円) (改正増減収額) (一 百万円)					

・拡充又は延長を必要とする理由

新

設

(1) 政策目的

性能向上リフォームを推進することにより、耐震性、バリアフリー性、省エネ性等に優れた良質で次の世代に資産として承継できるような住宅ストックを形成し、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。また、子育て世代の出産・子育てへの不安・負担軽減の観点から、三世代同居や子育てに対応した住宅を希望する者が、実際に希望を実現できるような環境整備を図る。これらを通じて、豊かな住生活の実現と経済の活性化を目指す。

(2) 施策の必要性

我が国の住宅ストックは戸数的には充足する一方で、総世帯数は減少傾向にあり、ストック活用型社会への転換が求められている。このためには、性能向上リフォームの適切な実施等により、既存住宅を安全で質の高い住宅ストックに更新するとともに、家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう三世代同居に対応した優良な住宅や、家事負担の軽減等に資する子育てに対応した優良な住宅の整備・リフォームを行い、資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出することが重要である。

一方、我が国の住宅投資に占めるリフォームの割合は欧州諸国と比較して小さく、「住生活基本計画」(令和3年3月19日閣議決定)において、耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックの更新に取り組むこととされている。また、「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)においては、子育ての担い手の多様化と世代間での助け合いを支援するため、三世代同居しやすい環境づくりを推進するほか、子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に、世帯の状況に応じて居住できるよう支援することとされている。

このため、既存住宅の改修を行う者に対し、適切なインセンティブを与え、 性能向上リフォームを促進することで、住宅ストックの質の向上を図り、リフ ォーム市場を活性化していく必要がある。

特に少子化対策については、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和 5年6月 16 日閣議決定)において、「こども未来戦略方針」(令和 5年6月 13 日閣議決定)に基づき抜本的な政策の強化を図ることとされており、政府としても最重要課題に位置付けている。同方針においては、既存の民間住宅ストックの活用も含めて子育て世帯の住宅支援を強化することとしている。

回の要望(租税特別措置) 一の要望(租税特別措置) 一の要望(租税特別措置) 「住生活基本計画」(令和3年3月19日閣議決定)において、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成に向けた基本的な施策として「長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進」「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新」「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充」と位置づけられている。

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和5年6月16日閣議決定)において、「徹底した省エネルギーの推進に向け、(中略)省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進する」、「子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進する」と位置づけられている。
- 「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)において、「家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう、三世代同居に対応した優良な住宅の整備・リフォームに対して支援を行う」、「子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に、世帯の状況に応じて居住できるよう支援する。」と位置付けられている。
- 「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)に おいて、「子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支 援を強化する。」と位置づけられている。

(政策評価体系における位置づけ)

政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及 び向上の促進

施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる 住宅市場を整備する

業績指標6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模

<耐震化>

政策目標 4 水害等災害による被害の軽減

施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する

業績指標 35 ①住宅の耐震化率

<バリアフリー>

政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー 社会の実現

施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する

業績指標 11 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、 一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住 宅の割合

く省エネ>

政策目標 3 地球環境の保全

施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

業績指標 23 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合

く長期優良化>

政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及 び向上の促進

施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な 住宅ストックの形成を図る

業績指標 4 認定長期優良住宅のストック数

政 策 の 達成目標	〈三世代同居・子育て〉(こども家庭庁より) 上位レベル1. こども政策の推進 中位レベル1. こども大綱等の子育て施策の推進 ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円(平成30年)→14 兆円(令和12年) ・住宅の耐震化率 約87%(平成30年)→耐震性の不足するものをおおむね解消(令和12年) ・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%(平成30年度)→25%(令和12年度)
	 ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%(平成 25 年度)→30%(令和 12 年度) ・認定長期優良住宅のストック数 113 万戸(令和元年度)→約
	250 万戸(令和 12 年度)
租税特別措 置の適用又 は延長期間	2年間(令和6年1月1日~令和7年12月31日)
	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 約 13 兆円(令和7年度) ・耐震性の不足するものをおおむね解消(令和 12 年度)
同上の期間 中の達成 目 標	・高齢者(65 歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリ
	・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約 22% (令和7年度)
	・認定長期優良住宅のストック数 約 186 万戸(令和7年度)
	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円(平成 30年)
	・住宅の耐震化率 87% (平成30年) ・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリ
政策目標の 達 成 状 況	アフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17% (平成 30年度)
	・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 14%(令和2年度)
	・認定長期優良住宅のストック数 148 万戸(令和4年度)

	1	
有效性	適用見込み	令和6年 耐震: 2,876件、バリアフリー: 823件、省エネ: 1,782件、 三世代同居: 1,306件、長期優良住宅化: 50件、 子育て: 782件 令和7年 耐震: 2,893件、バリアフリー: 828件、省エネ: 1,792件、 三世代同居: 1,313件、長期優良住宅化: 50件、 子育て: 787件
	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	耐震性、バリアフリー性、省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導することや三世代同居対応リフォームや子育て対応リフォームを促進することは、政策目標等の達成のために有効である。
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置(固定資産税)
当		 ○住宅・建築物安全ストック形成事業(令和6年度予算概算要求額:社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数) ○環境・ストック活用推進事業(省エネ関係)(令和6年度予算概算要求額:81.49億円の内数) ○住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(令和6年度予算概算要求額:424.17億円の内数)
		上記措置と相まって、税制においても必要な措置を講じること により、性能向上リフォーム等を推進する。
	要望の措置の 妥 当 性	耐震性・バリアフリー性・省エネ性等の向上に資する性能向上 リフォームを広く誘導するため、また、三世代同居対応リフォ ームや子育て対応リフォームの促進を図るため、その工事に係 る負担を税制上軽減することは効果的である。
績と効果に関連する事項 これまでの租税特別措置の適用実	租税特別 措 置 の 適用実績	《令和2年》 ・耐震 : 2,788 件 ▲ 563 百万円 ・バリアフリー : 926 件 ▲ 102 百万円 ・省エネ : 830 件 ▲ 213 百万円 ・三世代同居 : 1,206 件 ▲ 241 百万円 ・長期優良住宅化: 59 件 ▲ 8 百万円 《令和3年》 ・耐震 : 2,417 件 ▲ 515 百万円 ・バリアフリー : 759 件 ▲ 138 百万円 ・省エネ : 1,633 件 ▲ 447 百万円 ・三世代同居 : 1,133 件 ▲ 222 百万円 ・長期優良住宅化: 82 件 ▲ 10 百万円

1		
		《令和4年》 ・耐震 : 2,843件(2,777件) ▲1,068百万円 ・バリアフリー : 814件(899件) ▲147百万円 ・省エネ : 1,761件(939件) ▲331百万円 ・三世代同居 : 1,291件(1,346件) ▲432百万円 ・長期優良住宅化:49件(68件) ▲9百万円 ※いずれも推計値 (括弧内の数値は前回要望時の適用見込み件数)
 	国特透明化 法に基づく 箇 用 実 態 周 査 結 果	
置よ(手	税特別措 の適用に る効果 段として 有効性)	租税特別措置の適用件数は堅調に推移しており、本特例措置 は、性能向上リフォーム等の促進に寄与している。
	回要望時達成目標	 ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円(平成 30年)→14 兆円(令和 12年) ・耐震基準(昭和 56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%(平成 30年)→おおむね解消(令和 12年) ・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%(平成30年度)→25%(令和 12年度) ・住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成 25年度比)3%(平成 30年)→18%(令和 12年) ・一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率 1.8」の実現
か 度 に	回要望時 らのび目標 をしてい は場合の由	 ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円(平成 30年) ・住宅の耐震化率 約87%(平成30年) ・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%(平成30年度) ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 14%(令和2年度)

・認定長期優良住宅のストック数 148 万戸 (令和4年度)

政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、 既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修 を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了 していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困 難である。

●耐震

(投資型)

平成 18 年度: 創設

平成 21 年度: 5年延長・拡充・減縮

平成 23 年度: 拡充・減縮 平成 25 年度: 4 年延長・拡充

平成27年度:1年半延長

平成 28 年度: 2 年半延長・拡充 令和 4 年度: 2 年延長・統合

●バリアフリー

(投資型)

平成21年度:創設

平成23年度:2年延長・減縮

平成25年度:5年延長・拡充・減縮

平成 27 年度: 1年半延長

平成 28 年度: 2 年半延長・拡充 令和 4 年度: 2 年延長・統合

(ローン型)

これまでの

要望経緯

平成19年度:創設

平成21年度:5年延長

平成 25 年度: 4年延長・減縮

平成 27 年度: 1年半延長

平成28年度:2年半延長・拡充

令和 4年度:統合

●省エネ

(投資型)

平成 21 年度: 創設

平成23年度:2年延長・減縮

平成25年度:5年延長・拡充・減縮

平成 27 年度: 1年半延長

平成28年度:2年半延長・拡充

平成 29 年度: 拡充

令和 4年度:2年延長・統合

(ローン型)

平成20年度:創設

平成 21 年度:5年延長 平成 23 年度:拡充・減縮

平成25年度:4年延長・拡充・減縮

平成 27 年度: 1 年半延長

平成28年度:2年半延長・拡充・減縮

平成29年度:拡充 令和4年度:統合

●三世代同居

(投資型)

平成 28 年度: 創設

令和 4年度:2年延長・統合

(ローン型)

平成28年度:創設令和4年度:統合

●長期優良住宅化

(投資型)

平成29年度:創設

令和 4年度:2年延長·統合

(ローン型)

平成29年度:創設令和4年度:統合

令和6年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課・製造産業局生活製品課住宅産業室)

項目	名	認定低炭素住宅の所有権の保	存登記等に係る軽減措	置の延長
税	目	登録免許税		
要	都市に規定された。	の概要】 の低炭素化の促進に関する法律 する低炭素建築物である住宅 (持定建築物である住宅を含む。 た場合に、以下のとおり税率を 有権保存登記 本則4/1000 (-	(同法第 16 条において(以下「認定低炭素住写 :引き下げる。	低炭素建築物とみな 亡」という。)を新
望		有権移転登記 本則 20/1000 (·
Ø		の内容】 置の適用期限を2年間(令和8 ^条 ☆】	年3月31日まで)延	長する。
内	租税和税	末ス』 持別措置法第 74 条の 2 持別措置法施行令第 42 条の 2 持別措置法施行規則第 26 条の 3	2	
容			平年度の減収見込額	— 百万円
			(制度自体の減収額)	(— 百万円)
			(改正増減収額)	(— 百万円)

新 設 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 لح す る 玾 由

(1) 政策目的

「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)や「住生活基本計画」(令和3年3月19日閣議決定)を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、ライフサイクル CO2排出量が少ない ZEH ストックを拡充する。

(2) 施策の必要性

これまで我が国においては、「パリ協定」(2016 年 11 月発効)における温室効果ガス排出量の削減目標(2030 年度に 2013 年度比で 26%削減)を達成するため、住宅・建築物分野を含むあらゆる分野において省エネ対策等を推進してきたところであるが、2021 年 4 月に、2050 年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030 年度において、温室効果ガス 46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。これを受け、「地球温暖化対策計画」(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)では、2030 年度において温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)を目指すため、家庭部門では 66%削減(2013 年度比)する目標を定め、新築住宅・建築物については ZEH, ZEB 等を普及させることとしている。

こうした中、昨年6月には「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、すべての建築物に省エネ基準の適合義務が課されるなど建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じることとなった。

また、令和4年10月には低炭素建築物の認定基準がZEH水準に引き上げられ、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入が新たに必須となった。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和5年6月16日閣議決定)においても、徹底した省エネルギーの推進に向けて、省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修を含む ZEH・ZEB 等の取組を推進することとされている。

ZEH 水準以上の性能を有し、かつ低炭素化に資する措置が講じられた認定低炭素住宅は、高い省エネ性能を確保するために建築費が上昇し、一般住宅に比べて取得費用が高くなっている。これが国民の取得意欲を阻害しないようにするため、本特例措置を延長して税負担額を抑制することで、認定低炭素住宅の普及を引き続き促進し、上記目標の達成、ひいては 2050 年カーボンニュートラルに向けた取組を進める必要がある。

合

理

性

政策体系 における 政策目的の 位置付け

- 「住生活基本計画」(令和3年3月19日閣議決定)において、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成に向けた基本的な施策として「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクル CO2 排出量が少ない長期優良住宅ストックや ZEH ストックを拡充」と位置づけられている。
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和5年6月16日閣議決定)において、「徹底した省エネルギーの推進に向け、(中略)省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含む Z E H・ Z E B 等の取組を推進する」と位置づけられている。

П	1	F. I N
		● 「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、「規制強化のみならず、ZEHの実証や更なる普及拡大に向けた支援等を講じていく。さらに、既存住宅の改修・建替の支援(中略)などの省エネルギー対策を総合的に促進する。」と位置付けられている。
		● 「第6次エネルギー基本計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、「ZEHやZEBの実証や更なる普及拡大に向けた支援等を講じていく。」と位置づけられている。
		(政策評価体系における位置づけ) 政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 業績指標 23 省エネ基準を充たす住宅ストックの割合
	政 策 の 達成目標	・家庭部門のCO2排出量を 2013 年度(平成 25 年度)比約 66%削減(2030年度(令和12年度)) ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%(平成 25 年度)→30%(令和12年度)
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	2年間(令和6年4月1日~令和8年3月31日)
	同上の期間 中の達成 目 標	・家庭部門のCO2排出量 約43.1%(令和7年度) ・省エネ基準に適合する住宅ストック 約22%(令和7年度)
	政策目標の 達 成 状 況	 家庭部門のCO2排出量:2013 年度(平成 25 年度)比24.8%削減(2021年度(令和3年度)) 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合:14%(令和2年度)
有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	高度な省エネ性能を有する住宅の供給を促進するために、認 定低炭素住宅の新築・取得を誘導していくことが有効である。
相	当該要望項 目以外の税 制上の措置	・認定低炭素住宅に係る住宅ローン減税の拡充(租税特別措置 法第 41 条第 10 項) ・認定低炭素住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 (租税特別措置法第 41 条の 19 の 4)
性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	<認定低炭素住宅(特定建築物を除く)関連予算> 環境・ストック活用推進事業(省エネ関係) (令和6年度予算概算要求額:81.49 億円の内数) 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 (令和6年度予算概算要求額:424.17 億円の内数)

	T	T	
			<特定建築物関連予算> 社会資本整備総合交付金等 (令和6年度予算概算要求額:16,506億円の内数)
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	国庫補助等は集約都市開発事業の施行者に対して行うものであ
		要望の措置 の 妥 当 性	認定低炭素住宅の普及を促進するため、当該住宅の新築・取得に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。
		<認定低炭素住宅>	
これまでの利利	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	 ・所有権移転登記 適用件数(見込数)※納付額 令和元年度 51件 ※548,600円 令和2年度 55件(184件)※551,800円 令和3年度 82件(200件)※1,030,600円 (法務省「登記統計」より)
特別指置 <i>の</i> 通		_	<特定建築物> 令和元年度~令和3年度 O件 ※前々回要望時の適用件数については、括弧内のとおりである。
月実約と交界.		租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	認定低炭素住宅の総戸数は着実に増加してきている。本特例 措置は、認定低炭素住宅の新築等を促進し、質の高い住宅ストックの形成に寄与している。	
	前回要望時 の達成目標	家庭部門のCO2排出量を 2013 年度比約 40%削減 (2030 年度) 住宅ストックのエネルギー消費量を平成 25 年度比 18%削減 (令和 12 年度)	

		家庭部門のCO2排出量:2013 年度(平成 25 年度)比 24.8%
		削減(2021年度(令和3年度))
	前回要望時	目標期間を満了していないため、現時点で目標達成の成否を
	からの達成	評価することは困難である。なお、認定低炭素住宅は一般住宅
	度及び目標	に比べて取得費用が高いため、普及には一定の期間を要するも
	に達してい	のと考えられる。
	ない場合の	※前回要望時に目標として設定していた「住宅ストックのエネ
	理 由	ルギー消費量」については、令和3年10月22日の地球温暖
		化対策計画の変更により、「省エネ基準に適合する住宅スト
		ックの割合」へと変更され、指標として用いられなくなった
		ため、記載していない。
		平成 24 年度 創設
		平成 25 年度 特定建築物を適用対象に追加
これまでの 要 望 経 緯		平成 26 年度 2 年間延長
		平成 28 年度 2 年間延長
		平成 30 年度 2 年間延長
		令和 2年度 2年間延長
		令和 4年度 2年間延長